

文京区景観計画（素案）の たたき台

平成24年6月

目 次

はじめに

(1) 本計画における「景観」とは.....	11
(2) 景観計画策定の背景.....	13
(3) 景観行政団体への移行の意義.....	13
(4) 景観計画の区域.....	14
(5) 景観計画の位置付け.....	14

第1章 文京区の景観の特性

1-1 文京区の景観特性.....	15
(1) 地形.....	17
(2) 歴史・文化.....	18
(3) まちのまとまり.....	11
(4) 骨格.....	18
(5) 拠点.....	21
(6) 緑.....	22
(7) 活動.....	25

第2章 景観づくりの目標と基本方針

2-1 「景観特性」を生かした景観づくり.....	27
2-2 景観づくりの目標.....	28
2-3 景観づくりの基本方針.....	29

第3章 良好な景観づくりのための景観形成基準

3-1 景観形成基準の考え方.....	39
3-2 景観形成基準.....	41
(1) 一般基準.....	41
(2) 景観特性基準.....	46
(3) 地区限定基準.....	56
3-3 届出制度による規制・誘導.....	73

第4章 公共施設における先導的な景観づくり

4-1 公共施設における先導的な景観づくり.....	75
4-2 公共施設の整備に関する景観づくりの方針.....	75
4-3 景観重要公共施設の整備に関する事項.....	77
(1) 景観重要道路.....	77
(2) 景観重要河川.....	78
(3) 景観重要都市公園.....	79

第5章 景観資源の保全

5-1 景観重要建造物の指定方針.....	81
5-2 景観重要樹木の指定方針.....	81

第6章 屋外広告物の表示等に関する方針

6-1 屋外広告物の標示に関する基本方針.....	83
6-2 ガイドラインに基づく屋外広告物の誘導.....	85

第7章 景観形成の推進

7-1 区民・事業者・区の協働による景観づくり.....	87
7-2 景観づくりの推進体制.....	88
(1) 景観条例の制定.....	88
(2) 文京区景観審議会の設置.....	88
(3) 建築行為等の協議体制.....	88
(4) 東京都及び隣接区との連携.....	89
7-3 計画の見直し.....	91
7-4 景観づくりの推進施策.....	91

資料編

はじめに

(1) 本計画における「景観」とは

景観とは、建物や看板、木々の緑など、日ごろ、私たちが目にしているまちの様子や風景を表す言葉です。景観の背景には、江戸時代の町割りを継承した高台の住宅地等の地域で培われた歴史や、下町風情あるまち等に見られる固有の文化があり、景観は、それらの積み重ねによって作り上げられてきたものをいいます。

また、良好なまち並み景観を形成する上では、公共建築物や公園、道路などの公共施設だけではなく、個人の敷地内に建つ建物の外観や外構、門や塀、樹木など、私たちが日常生活で見ることができるものは、重要な役割を担っているといえます。

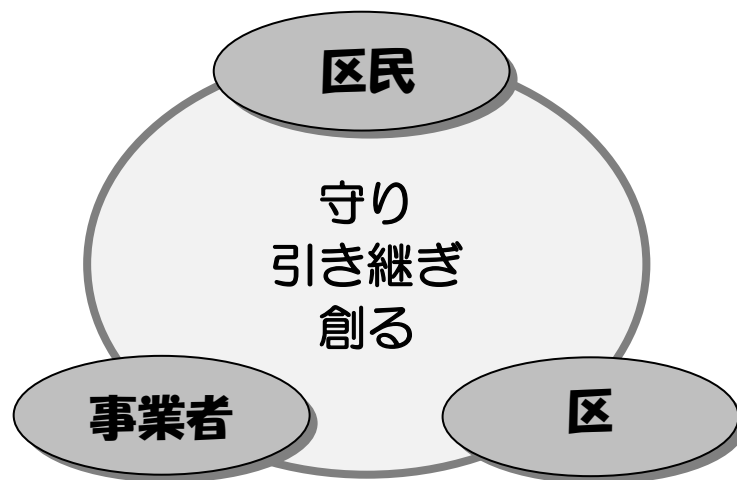
さらに、公園で子どもたちが楽しく遊ぶ姿や、駅前や商店街で多くの人が集う姿など、人々の活動や営みも景観の中に含まれる要素のひとつです。



図は-1 「景観」とは

文京区が目指す良好な景観とは、だれもが心地良さを感じることができるまち並みだと考えます。区内には、数多くの坂道や歴史・文化的資産、豊かな緑、人々の賑わいなど、多様な魅力が溢れており、これらは区民が誇れる貴重な資産として、守り、引き継ぎ、創っていかねばならないものです。区の魅力を生かした景観づくりを推進していくことで、心豊かな生活環境がつけられるとともに、地域の個性が育まれ、区民等が地域への愛着や誇りを持って生き生きと暮らせるまちが形成されます。

良好な景観を形成するためには、長い時間をかけ、区民、事業者、区が協働し、それぞれの役割を果たしながら景観づくりに取り組んでいくことが求められることから、「文京区景観計画」を定めるものです。



図は-2 区民・事業者・区の協働

(2) 景観計画策定の背景

文京区では、文京区景観基本計画（平成9年）及び文京区景観条例（平成11年）に基づき、一定規模以上の建築物や屋外広告物などについて、景観ガイドライン（平成12年）を用いた指導・誘導を行う「景観事前協議」を実施し、平成22年度までの11年間に1,172件の協議を行い、調和のとれた市街地景観を形成してきました。

また、普及啓発事業として、景観形成に貢献した建物や地域活動を表彰する「文の京都市景観賞」や区民等に区内の特色あるまち並みを再発見してもらうための「まち並みウォッチング」を実施し、景観への関心と理解を深めてきました。

一方、我が国では、高度成長期以降、急速な都市化が進み、経済性や効率性、機能性を重視したまちづくりが行われてきました。しかし、都市化の進展が落ち着くにすぎない、美しいまち並み等、良好な景観に関する国民の関心が高まり、これまであまり尊重されなかった日本の景観を見直そうという気運の高まりから、平成16年に景観法が制定されました。

景観法では、良好な景観の形成に関する基本理念や国、地方公共団体、事業者及び住民の責務を明らかにし、景観行政は住民に最も身近な基礎自治体が主体的に担っていくべきという考え方を示すとともに、景観形成の行為規制を行うための仕組みが整えられました。

(3) 景観行政団体への移行の意義

① 区の魅力を生かした景観形成を推進する

坂道や歴史・文化的資産、緑など、文京区らしい景観特性が見られる場所においては、それらをより魅力あるものとするため、特に配慮・貢献すべき基準を定めます。これにより、今まで以上に区の魅力を生かした、きめ細かな景観形成を推進することが可能となることから、景観の質の向上を図ることができます。

さらに、重点的に景観形成を推進する地区を選定し、その地区の持つ景観特性を重視した基準を地区住民との協働によって定め、規制誘導することで、地区の個性を生かした景観を創出していきます。

② 区民や事業者に分かりやすい仕組みを構築する

現在区内では、文京区景観条例に基づき区が行う景観行政と、東京都景観計画に基づき都が行う景観行政が二重に行われているため、地区や建築物の規模によっては、区だけでなく、都とも協議を行わなければならないことから、区民や事業者にとって分かりにくい仕組みとなっています。

文京区が都の同意を得て景観行政団体となり、東京都景観計画の内容を継承した景観計画を策定することで、これまで区と都の両方で行われてきた協議や手続きの一元化を図ります。

③区と区民の協働による積極的な景観づくりを推進する

景観行政団体となり、景観形成に対する区の積極的な姿勢を示すとともに、道路や公園、河川などにおいて良好な公共空間を創出することによって、先導的に景観形成を推進していきます。

また、地域に親しまれ、ランドマークとなっている建造物や樹木は、除却や外観の変更などにより、良好な景観が大きく損なわれないよう、区の景観施策を通じて区民の景観づくりに対する関心を高めることで、区民の積極的な景観づくりを推進していきます。

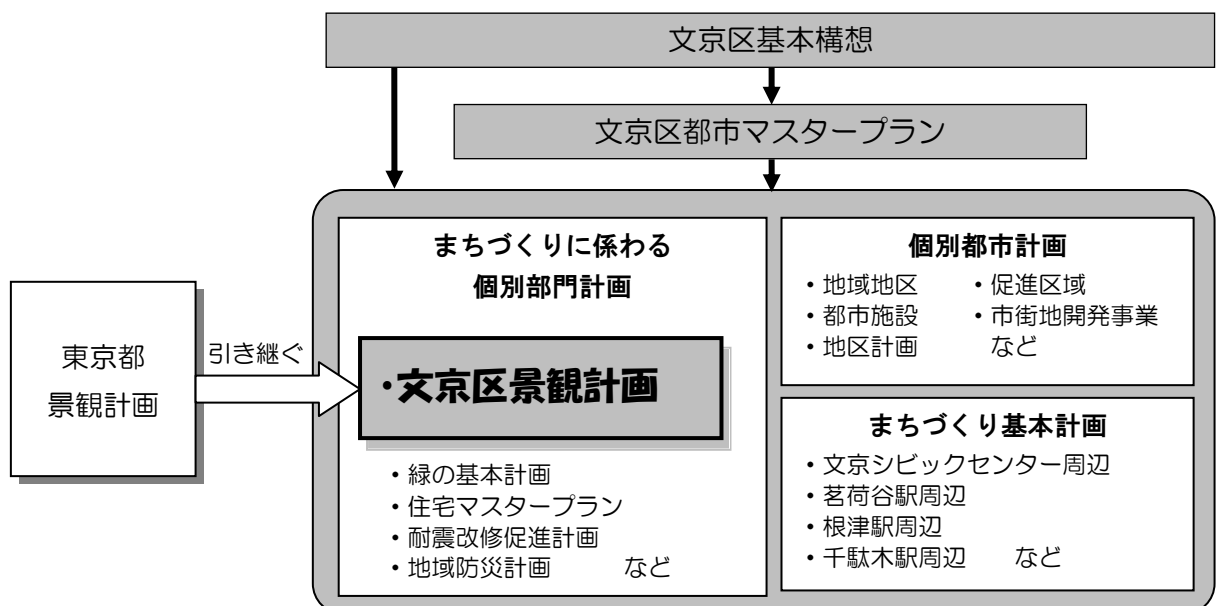
(4) 景観計画の区域

文京区では、区全域の良好な景観形成を図るため、文京区全域を景観法第8条第2項第1号に規定する「景観計画の区域」とします。

(5) 景観計画の位置付け

文京区景観計画は、景観法第8条第1項に基づく法定計画として定めるものです。また、文京区基本構想に掲げる分野別の将来像や、文京区都市マスタープランに示す方針を実現するための「まちづくりに係わる個別部門計画」のひとつとして位置付けるとともに、各種行政計画と相互に連携及び調整を図り、文京区らしい魅力溢れる景観の形成を図ります。

文京区景観計画の策定に当たっては、東京都景観計画を引き継ぐとともに文京区景観基本計画や文京区景観ガイドラインなど、区がこれまで独自に運用してきた景観施策を反映します。



図は-3 景観計画の位置付け

第1章 文京区の景観の特性

文京区は、武蔵野台地の東端部に位置し、主に関口台地、小日向台地、小石川台地、白山台地、本郷台地の台地と、神田川や千川などの河川の浸食によってできた低地が複雑に入り組む起伏に富んだ地形を有しており、台地と低地の間にできた多くの坂道は、文京区の景観を特徴付けるものとなっています。また、区内には、各所に点在している寺社や史跡などの歴史・文化的な資産、低層住宅地や寺町、下町風情が残るまちのまとまり、尾根道や谷に配置された幹線道路や神田川、多くの人々で賑わう拠点、大名屋敷庭園として整備された小石川後樂園や六義園などの大規模な緑のまとまりなど、魅力溢れる要素や場所が多くあり、「文京区らしい景観」を構成しています。

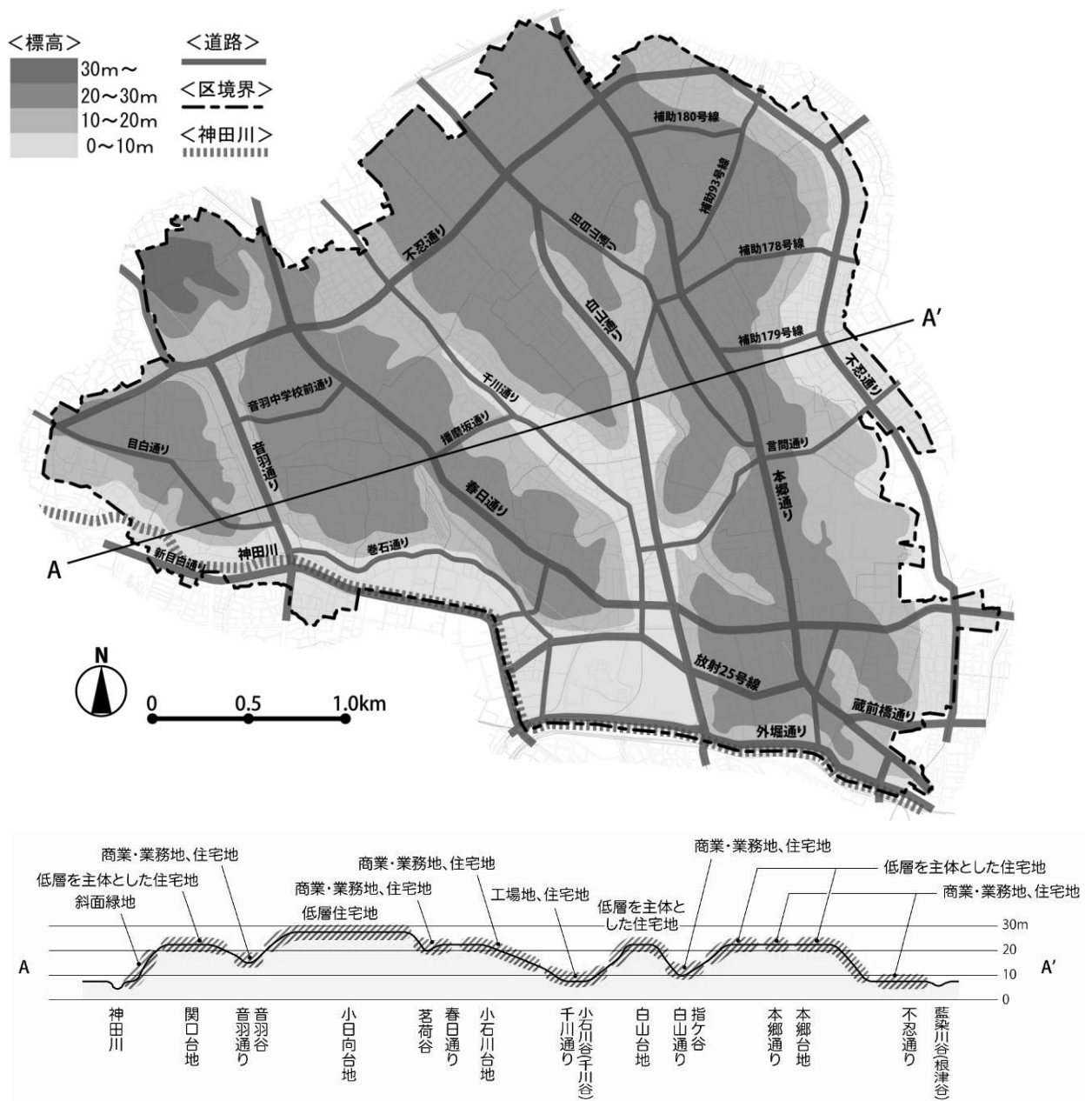


図 1-1 文京区の地形

1-1 文京区の景観特性

本章では、このような「文京区らしい景観」を構成する要素や場所を「景観特性」として捉え、「地形」「歴史・文化」「まちのまとまり」「骨格」「拠点」「緑」「活動」の7つに整理し、それぞれの特徴と課題を明らかにします。

文京区の景観特性	
(1) 地形	起伏に富んだ地形を象徴する坂道
(2) 歴史・文化	地域の景観の基礎となる歴史・文化的資産 まちを彩る季節の風物
(3) まちのまとまり	個性溢れるまちのまとまり
(4) 骨格	都市の骨格を形成する幹線道路と神田川
(5) 拠点	多くの人々で賑わう拠点
(6) 緑	大規模な緑のまとまり 憩いの空間となる公園
(7) 活動	人の活動

(1) 地形

起伏に富んだ地形を象徴する坂道

文京区は台地と低地が複雑に入り組む起伏に富んだ地形を有しています。そのため区内には多くの坂道が存在します。勾配の緩急や延長、幅員、形状などによって多様な景観が見られ、区民の生活と密接に結びついてきました。

坂道のある風景や坂道を移動するにつれて変化する景色、坂道からの眺望などは、視覚的にも地形の豊かさが感じられる景観といえます。

<高低差によって変化する景観>

坂道では高低差によって景観が大きく変化します。坂道を見上げる場合と見下ろす場合では、異なる景観が見られます。坂下から見上げる際には、台地の低層・中層住宅地を望む場合が多く、坂道を上るにしたがい視界が開けます。また、坂上から見下ろす際には、低地の幹線道路方面を望む場合が多く、遠景には高層建築物が幾重にも重なって見えるなど、見る場所によって異なる景観を楽しませてくれます。



坂上から見下ろす景観
(梨木坂 本郷)

<歴史を感じさせる建物、斜面や擁壁の緑>

沿道の建物や擁壁、敷地内の緑、路面の仕上げなどは、坂道の景観を構成する重要な要素です。季節を感じられる緑豊かな坂道では、心が安らぐ景観が見られます。また、緑化が施された擁壁や石積み擁壁、歴史的な建物や史跡などがある坂道では、歴史や懐かしさを感じさせる景観が見られます。

<アイストップ>

坂道では、視線の先に見えるものにより受ける印象が大きく異なります。例えば豊かな緑や東京タワー、富士山といったランドマークとなる建造物などが見える場合、それらがアイストップとなり、坂道の景観をより印象深いものとしています。近年では、スカイツリーが見える坂道もあります。



石積みの擁壁
(藪下通り脇の坂道 千駄木)



アイストップに緑がある
(善光寺坂 小石川)

景観形成上の課題

< 圧迫感を感じさせる擁壁 >

- 坂道に面する敷地では、擁壁を設ける場合が多く見られます。急な勾配の坂道であれば高い擁壁が、大規模な敷地では横方向に長大な擁壁が現れる場合があります。単調で表情のない仕上げであることによって周辺に与える圧迫感を軽減させるような配慮が必要です。

< 路面の色彩 >

- 坂道では、安全性に配慮して路面を塗装している箇所がありますが、周辺のまち並みを阻害しないような工夫が必要です。

(2) 歴史・文化

地域の景観の基礎となる歴史・文化的資産

区内には、六義園や小石川後樂園など、国の重要文化財として指定されている日本でも有数の大名庭園が残されています。また、江戸時代や明治・大正・昭和初期につくられ今に至る歴史の深い建造物、由緒ある寺社仏閣や邸宅、商家など、区民の身近なところにも、歴史や文化を物語る建造物等が数多く分布しています。

こうした地域の歴史や文化を象徴する歴史・文化的資産は、地域の個性を生かした景観づくりの基礎となる重要な価値を持っています。

< 歴史・文化を象徴する大名庭園や寺社仏閣等の景観 >

六義園や小石川後樂園をはじめ、東京大学の赤門として親しまれている旧加賀屋敷御守殿門や護国寺、吉祥寺、伝通院、根津神社、湯島天満宮など、区内には文化財としての価値が高く評価されている建造物や、歴史や文化を感じさせる佇まいを持つ寺社仏閣も数多く存在します。それらは、区の歴史の深さを象徴するとともに、地域の景観のシンボリックな存在となっています。



本郷通りのシンボルとなっている赤門
(東京大学 本郷)

<生活の中に息づく歴史・文化の面影>

住宅地や商店街の一角に、明治期から昭和初期にかけて建てられた瀟洒な邸宅や古くからある木造建物が残されていたり、文人ゆかりの史跡などが多く残されていたりと、区民生活の身近な場所に、多くの歴史や文化の面影を残しています。



菊坂にある旧伊勢屋質店の土蔵
(本郷)

<門、塀などがつくるまち並み>

建物だけでなく、通り沿いの特徴的な門や塀なども、まち並み景観をつくりだす重要な要素のひとつであり、歴史の風格を感じることができます。



重厚感のある門柱
(芦葉家住宅 千駄木)

<歴史・文化的資産の敷地内の緑>

護国寺や吉祥寺などの大規模な寺社の敷地内には、丁寧に管理され、季節を感じさせる豊かな樹木が多く残されており、遠くからも視認できる緑のまとまりが形成されています。

また、邸宅等の小規模な敷地では、高木が残っている場合も多く、敷地内の緑がまち並みに潤いを与えています。



敷地内の緑がまち並みに潤いを
与えている (橋本家住宅 西片)

景観形成上の課題

<配慮を欠いた周辺建物>

- ・歴史・文化的資産に隣接した建物の中には、配管や室外機などの設備を歴史・文化的資産に向けて設置しているものがあり、歴史・文化的資産から周辺を見渡した際の景観に配慮することが求められます。

<歴史・文化的資産の佇まいと調和しない意匠の建物>

- ・歴史・文化的資産の周辺では、大規模な建物の長大で無表情な壁面によって、圧迫感を感じさせないような工夫が求められます。

<屋外広告物>

- ・歴史・文化的資産の敷地周辺で、派手な色彩の広告物が見られる箇所があり、歴史・文化的資産との調和に配慮することが求められます。

まちを彩る季節の風物

文京区では「文京花の五大まつり」をはじめ、区内に多く立地する寺社仏閣における例祭や縁日など、季節に合わせて四季折々の花や紅葉などを楽しめる様々な行事が行われています。開催時期には区民だけではなく、広域から多くの人が集まり、その時期でしか見ることができない景観を楽しんでいます。

こうした季節の風物は、地域固有の歴史や文化を物語るものであるとともに、まちを彩る重要な景観要素です。

<四季折々の花がつくる景観>

播磨坂の「さくらまつり」をはじめ、根津神社の「つつじまつり」、白山神社の「あじさいまつり」、湯島天満宮の「菊まつり」「梅まつり」は、「文京花の五大まつり」として親しまれ、四季折々の花がつくる潤いある景観を見ることができます。



さくらまつり
(播磨坂 小石川)



つつじまつり
(根津神社 根津)



あじさいまつり
(白山神社 白山)



菊まつり
(湯島天満宮 湯島)



梅まつり
(湯島天満宮 湯島)

<例祭や縁日がつくる景観>

古くからある寺社仏閣などでは、例祭や縁日なども盛んに行われています。多くの人に担がれた御神輿がまちを巡行する光景や浴衣姿で縁日に訪れる様子は、その時期にしか見ることのできない地域固有の景観です。



根津神社の例大祭
(根津)



朝顔・ほおづき市
(傳通院、源覚寺 小石川)

景観形成上の課題

<配慮を欠いた建物>

- ・祭りの会場となる寺社等の敷地の周辺に立地し、草花の背景として見える建物については、配管や室外機などの設備が祭りの会場から見えないよう、配慮が求められます。

(3) まちのまとまり

個性溢れるまちのまとまり

区内には、江戸時代の町割りを継承した良好な低層住宅地や、庶民のまちとして親しまれてきた下町風情のあるまち、印刷・製本関連の事業所が集積するまちなどがあります。こうした特徴的なまちのまとまりが、個性溢れるまち並み景観をつくり出しています。

歴史・文化に培われた風格ある住宅地

江戸時代の町割りを継承した高台の良好な住宅地である小日向、明治時代に阿部家により開発された西片町、大正時代に岩崎家により開発された大和郷など、計画的に開発された住宅地や、当時のまちの構成のまま継承されている低層住宅地が幾つも見られます。また、歴史ある建物が残る地域もあり、歴史・文化に培われた風格のある住宅地の景観をつくっています。

<江戸・明治の町割りを継承した道路・街区構成>

小日向は、細い路地に囲まれた短冊状の街区など、江戸時代末期の町割りを継承しており、全体的に道路幅員が狭く、T字路や屈曲した道路が多い、独特の空間が形成されています。また、西片は、比較的幅員の広い道路に囲まれた街区が形成されており、それぞれに個性あるまち並みが、歴史と風格を感じさせています。



緩やかな曲線状の道路と
緑豊かな戸建住宅（小日向）

<歴史の趣を感じさせる住宅地>

江戸から昭和初期にかけての歴史の深い建築物が見られる住宅地があります。そうした住宅地では、地域の歴史や文化を感じることができるとともに、歴史に培われた趣のある景観が見られます。



歴史ある建物が残り趣の
ある景観が見られる（西片）

<緑豊かな住宅地の景観>

樹木や生垣を施している住宅が多いため、緑豊かで潤いのある住宅地の景観が形成されています。小日向には、道路側に高木等豊富な緑を配置している住宅が多く、全体としてゆとりと豊かさを醸し出しています。



石積みの塀と豊かな植栽を施した集合住宅（小日向）

<外壁や外構の工夫によるまち並みの調和>

外壁や外構を工夫して、調和のとれたまち並みを形成している箇所が見られます。西片では、住宅の外壁や塀の意匠・素材・色彩などに統一感が感じられる箇所が見られ、良好なまち並み景観を形成しています。



意匠等が調和している外壁や塀（西片）

景観形成上の課題

<圧迫感や閉鎖的な印象を与える塀>

- ・住宅地では、表情のない高いコンクリート塀や老朽化した単調なブロック塀などによって、圧迫感のある閉鎖的な印象を与えないような配慮が求められます。

<駐車場によりまち並みの連続性が分断>

- ・賃貸駐車場や戸建て住宅の駐車スペースにおいて、植栽による目隠し等の工夫が見られず、自動車が道路に面してむき出しになっている箇所があります。低層住宅や樹木の連なりによるまち並みの連続性が分断されないような配慮が求められます。

<多様な形態意匠の住宅が立地>

- ・外壁や外構を工夫して、調和のとれたまち並みを形成している箇所がところどころには見られるものの、戸建て住宅や低層集合住宅、和風や洋風、新しいものや古いもの、歴史性を感じるものからハウスメーカーの建売住宅など、多種多様な建物が共存しているため、住宅の意匠・素材・色彩などが不揃いで、統一感のあるまち並みが形成されていない状況が見られます。

下町風情あるまち

根津神社の門前町として栄えた根津や文化人ゆかりの地として名高い千駄木の一部は、江戸時代から「庶民のまち」として賑わい、表通り・横丁・裏通り・路地など、下町風情あるまち並みが見られます。

<下町風情を醸し出す緑や木造住宅>

路地では、敷地内に丁寧に手入れされた緑が豊富な住宅や、趣ある木造住宅が多くが見られます。また、格子をしつらえた建物や木造風建物なども、下町風情を醸し出し、特徴的な景観を見ることができます。



緑豊かな住宅が連なる
下町風情ある路地（根津）



周辺と調和する木造風建物
（根津）

景観形成上の課題

<下町風情ある景観の保全>

- ・根津や千駄木では、不忍通り沿道やその周辺において、商業系の用途地域に指定されている地域が多くあります。そのため、共同化等による大規模建築物の建設や、新しい戸建て住宅が建設される場合であっても、下町風情が失われることのないよう配慮が求められます。

<維持管理の行き届かない老朽住宅>

- ・木造住宅は、下町風情を感じさせる要素のひとつですが、維持管理が行き届かず、老朽化が進んでいるものも見られます。良好なまち並み景観を形成するためには、建物の適切な維持管理が求められます。

<路地空間のブロック塀>

- ・建物によっては、道路と敷地の境界にブロック塀が設置されている箇所があります。幅員が狭い路地空間では、ブロック塀等の無機質で単調な塀を連続して設置しない等、圧迫感や閉鎖的な印象を与えないような工夫が必要です。

地場産業が集積したまち

千川通り周辺や水道には、印刷・製本関連の事業所が集積したまち並みが見られます。

<地場産業がつくる景観>

印刷・製本関連の事業所が建ち並び、地域の個性的な景観となっています。



地場産業の集積
(千石)



働く様子も景観のひとつとなっている
(白山)

景観形成上の課題

<安全で快適な歩行空間の形成>

- 地区特有の個性的な景観が見られますが、安全で快適な歩行空間を形成する必要があります。

寺社が集まる寺町

本駒込、向丘、白山のそれぞれの地区の一部は、明暦の大火後に中心部から集団移転した寺社を中心に、寺町として発展してきました。寺社には緑が多く、寺町では閑静で落ち着いたのある暮らしやすい環境が形成されています。

<奥行きを感じさせる景観>

寺町ならではの景観として、山門や鳥居から延びた参道や、奥に佇む本堂など、奥行きを感じさせる落ち着いた景観を形成しています。



奥行きを感じさせる入口
(左：天祖神社 本駒込 / 右：常德寺 本駒込)

<重厚な寺社の建造物>

山門、鳥居や本堂など、歴史を感じさせる重厚な建造物が随所に見られ、身近に歴史・文化に触れることができます。



重厚な門構え
(吉祥寺 本駒込)



本堂のどっしりとした瓦屋根
(浩妙寺 向丘)

<緑の創出>

寺社の敷地内にある年輪を重ねた大きな樹木は、周辺からも見ることができ、地域やまち並みに潤いを与えています。



周辺からも見ることができる寺社の緑
(左：瑞泰寺 本駒込 / 右：海蔵寺 向丘)

景観形成上の課題

<閉鎖的な外構>

- 寺社は周辺に比べて敷地が大きいので、設けられる塀も長く高いものになっています。万年塀やブロック塀のような無機質な壁面が連続する場所では、閉鎖的で圧迫感がある単調な空間とならないよう、工夫が求められます。

<配慮を欠いた周辺建物>

- 幹線道路沿いにある寺社では、隣接する高層の建物が寺社に背を向けた配置となっているものや、配管設備や非常階段がむき出しになっていたり、開口部が極端に少なかったりするのが見られます。寺社の周辺では、寺社からの見え方に配慮することが求められます。

<寺町の佇まいと調和しない意匠の建物>

- 寺社の周辺に現代的な意匠の建物が建てられている箇所が見られます。歴史ある佇まいを感じさせる寺社の集積による特徴的な雰囲気と調和するよう、意匠等の工夫が求められます。

<景観要素として十分に生かされていない>

- 幹線道路沿いにある寺社は、山門の両脇に高層建物等が建ち並び、通りからの視認性が低い状況が見られます。このように、寺社の存在が十分に認識されない状況もあるため、景観資源として十分に生かすような工夫が求められます。

賑わいのある商店街

住民の日常生活に密着したサービスを提供している商店街では、生活感が溢れた賑わいのある景観が見られます。

<地域に即した商店街の形成>

区内には多くの商店街があり、景観も様々です。中には歴史ある建築物が残され、活用されているものなども見られます。



生活用品店が並ぶ商店街
(江戸川橋地藏通り商店街 関口)



木造3階建ての建物を利用した飲食店(はん亭 根津)

<賑わいの演出>

インターロッキングブロックなどが施された舗装や照明器具、装飾の統一などにより、商店街の賑わいを演出しているところも見られます。



フラッグの統一
(白山下商店会 白山)



舗装整備された商店街
(柳町仲通り商店会 小石川)

景観形成上の課題

<賑わいの連続性が断たれた商店街>

- ・商店街の一角にマンション等が立地する場合は、植栽やオープンスペースのない閉鎖的な外構によって、賑わいやまち並みの連続性を損なわないよう配慮することが求められます。

<看板のデザイン等>

- ・無造作に設置された、派手なデザインののぼり旗や看板などにより、景観を阻害することのないよう配慮、工夫する必要があります。

面的に整備された市街地

本郷、湯島、本駒込、教育の森公園周辺などは、戦災復興や震災復興土地区画整理事業により整備された街区構成を基本としたまち並みが形成されています。

<整った道路・街区構成>

見通しが良い通りが多く、また、計画的に整備された大規模公園や施設があり、秩序だった緑豊かな景観が形成されています。



見通しの良い通りと学生会館敷地の植栽（教育の森公園周辺 大塚）



見通しの良い通りと学校敷地の植栽（教育の森公園周辺 大塚）

教育の森公園周辺では、公園や学校などの大規模敷地も多く、

道路沿いの植栽やアイストップとなっている公園の樹木などにより、緑が連続する通り景観が形成されています。

<低中層建築物を主体としたまち並み景観>

地区外周部（幹線道路沿い）は高層建物が多いが、地区内は全体的に低中層（2～5階程度）の建物が多く、比較的落ち着いたまち並みが形成されています。



中層建築物が建ち並ぶまち並み
（左：本郷 / 右：大塚）

景観形成上の課題

<通りに対して閉鎖的な建物の外壁や外構部>

- 地区内の建物は敷地いっぱいに建てられるケースが多く公園の向かいに開口部の少ない建物壁面が連続していたり、配管や室外機が設置されている壁面が露出していたりする場合には、景観への配慮が求められます。

<多様な用途や意匠の建物が混在したまち並み>

- 事務所ビルや中層の集合住宅、低層の戸建て住宅など、多様な用途や意匠の建物が混在して建てられています。そのため、基盤が整備された市街地ではあるものの、必ずしも建物の意匠や色彩などに統一感のない状況が見られます。

(4) 骨格

都市の骨格を形成する幹線道路と神田川

幹線道路と神田川は、都市の骨格を形成する主要な要素であり、まちのイメージを形成する上で重要な役割を果たしています。幹線道路は、主に中高層の建物が建ち並び、街路樹が連続しているなど、幹線道路ならではの景観が形成されています。神田川は、起伏に富んだ文京区の地形を縁取るように流れており、水と緑によって潤いのある景観が形成されています。

幹線道路

区内には、区内外及び拠点相互を連絡するネットワーク軸として、文京区都市マスタープランにおいて位置付けられた春日通り、白山通り、本郷通りなどの主要幹線道路や、千川通り、言問通りなどの生活幹線道路があります。道路の形状、沿道の建築物や街路樹などの様々な要素によって、幹線道路ならではの特徴のある景観が見られます。

<見通しのきく景観>

幹線道路は幅員が広く、音羽通りのような一直線に伸びた道路や、不忍通りのような緩やかな曲線の道路が多いため、遠くまで見通しのきく景観が形成されています。

また、護国寺やスカイツリーなど、遠方のランドマークが見える箇所があり、特徴的な景観が形成されています。



視線の先に護国寺が見える
(音羽通り 音羽)

<街路樹の景観>

幹線道路沿いには、区の木としても指定されているイチョウをはじめとしてハナミズキやトウカエデなど、多くの街路樹が植えられています。街路樹は緑のネットワークを形成するとともに、春から夏にかけては青々と茂り、秋には黄色に色付くなど、四季が感じられる潤いのある景観をつくり出しています。



街路樹が潤いを与えている
(目白通り 目白台)

<沿道建物の景観>

区内の幹線道路沿道の用途地域は、路線式の商業地域又は近隣商業地域に指定されているため、商業・業務系の土地利用を中心にした商店街が見られるなど、賑わいのある景観を形成しています。

また、幹線道路沿道には中高層の建物が数多く建ち並ぶ景観が見られます。その一方で、本郷通りなど古くからある幹線道路の沿道では、昔ながらの佇まいを見せる建物が残り、新旧の建物が共存した特徴的な景観も見られます。

景観形成上の課題

<屋外広告物>

- 幹線道路の沿道では、屋外広告物が数多く見られますが、華美になり過ぎないように、まち並みの調和に配慮する工夫が求められます。

<幹線道路裏側の景観>

- 中高層化が図られた沿道建物の裏側には低層住宅地が広がります。そうした場所では、中高層の建物が低層住宅地へ圧迫感を与えないような配慮が求められます。
- 建物の側面や裏側に、配管などの設備や非常階段などがむき出しに設置されないような配慮が求められます。

<スカイラインが不揃いな沿道建物>

- 幹線道路沿道の建物の壁面の位置や高さを周辺建物に調和させるなどの配慮が求められます。

<建築物側面の意匠や色彩>

- 隣接する建築物の高さが異なる場合、高い方の建築物の側面が見えてしまうため、側面に配管や非常階段がむき出しで設置されている建築物は、雑然とした沿道景観を形成する要因のひとつになっていることから、配慮が求められます。
- 幹線道路側に正面を向けた建築物が建ち並ぶ中、開口部等がない無表情な側面を向けた建築物があることで、統一感を欠いた沿道景観となっている箇所もあることから、配慮が必要です。

神田川

緩やかな曲線を描いて流れる神田川は、区内で唯一水面を見ることができる河川です。川と川沿いの緑によって、都市空間の中で自然や潤いを感じることができる景観が形成されています。

<潤いや安らぎを感じさせる水と緑>

神田川の護岸は切り立った構造になっているため、親水性を確保することは困難なものの、川沿いに遊歩道が設置されている箇所は、水と豊かな緑が相まって、憩いの空間となっています。

また、川沿いに並木や豊かな緑が見られる箇所の中には、桜並木が整備され、多くの花見客で賑わう箇所もあります。それらの水と緑がつくる空間は、都市の中で自然を強く認識でき、潤いと安らぎを感じさせる景観となっています。



神田川沿いの歩道
(江戸川公園 関口)



お茶の水橋から上流を見た神田川の景観
(湯島)



駒塚橋から見える川沿いの桜
(目白台)



お茶の水橋から下流を見た神田川の景観
(湯島)



水面に映る岸の並木
(関口)

景観形成上の課題

<潤いの少ない景観>

- 神田川沿いの一部の区間では、南側に平行して高速道路が建造されていたり、川に背を向けて建物が建てられていたりする箇所があります。また、街路樹や宅地内の緑が見られる箇所もありますが、緑が少ない箇所もあります。そうした箇所では、都市の骨格を形成する主要な要素であることから、潤いが感じられるような工夫が必要です。

(5) 拠点

多くの人々で賑わう拠点

文京区都市マスタープランにおいて位置付けられた地域拠点や生活拠点は、日常生活の利便性を高める様々な機能が集積していることから、多くの人々が訪れ、活力に満ちています。こうした人々の活動や生活の中心となる箇所では、拠点としてふさわしい賑わいのある景観をつくっていくことが求められます。

<地域拠点>

文京シビックセンター周辺、根津駅・千駄木駅周辺、茗荷谷駅・教育の森公園周辺の地域拠点は、商業施設や事業所などが集積し、人々が集まり、賑わいのある拠点らしい景観が見られます。

また、ジェットコースターや観覧車などの大型レジャー施設や、まち並みの一角に設置されたオープンカフェやポケットパーク、モニュメントなども、まち並みに潤いやアクセントを与え、個性的なまちかどを演出しています。



シビックセンター周辺
(春日)



根津駅周辺
(根津)



遊園地の施設と
地下鉄丸ノ内線 (本郷)



通りと一体となったオープンカフェ
(後楽)

<生活拠点>

山の手地域東部の白山駅周辺と、山の手地域西部の江戸川橋駅周辺の生活拠点は、商店街を中心として、食料品や日用品を求める買い物客で賑わい、生活感が感じられ、活力あるまち並み景観が見られます。



江戸川橋駅周辺
(関口)



白山駅周辺
(白山)

景観形成上の課題

<シンボル性のない景観>

- ・根津駅や白山駅周辺では、拠点として文京区の顔となるような景観づくりが求められます。

<ゆとりを感じにくい地下鉄駅周辺>

- ・地域拠点や生活拠点周辺は、地下鉄駅が核となっています。地下鉄駅の出入口付近で滞留できるオープンスペースを創出する等、ゆとりを感じさせる景観づくりが求められます。

<魅力を発揮しきれていないまちかど>

- ・石碑等が立ち、歴史の刻まれたまちかどや憩いの空間と成り得るまちかどであっても、人混み等に埋もれている箇所が見られます。その魅力が十分に発揮できるような配慮が求められます。

(6) 緑

区内には、小石川後樂園や六義園など江戸時代の大名庭園が残されているほか、大学や公園、寺社の境内など、広い敷地内に緑を有した場所では、大規模な緑のまとまりによって潤いある景観を形成しています。

<斜面地緑や緑のスカイライン>

斜面地にある豊かな緑は、視覚的に立体感のある景観をつくりだしています。また、一部では連続した緑がつくり出す緑のスカイラインを見られる場所もあり、潤いが感じられます。



斜面の緑が連なり形成されたスカイライン
(新江戸川公園 目白台)

<ランドマークとなる緑のまとまり>

小石川植物園や東京大学などの大規模敷地は、ボリューム感のある緑が形成されており、歴史性とも相まって、緑のランドマークとなっています。



ボリューム感のあるまとまった緑
(小石川植物園 白山)

<自然が感じられる景観>

まとまった緑のある敷地では、空も広く、自然が強く感じられる景観が見られます。



池越しに広がる空
(六義園 本駒込)



遮るもののない広い視界
(目白台運動公園 目白台)

<緑視率の高い景観>

敷地内にあるまとまった緑が、塀越しに見えたり、透過性のある塀などにより敷地外からも緑を身近に感じたりすることができ、潤いのある緑視率の高い景観となっています。



煉瓦塀から歩道に溢れでる緑
(東京大学 本郷)



敷地内の緑も見通せる透過性のある塀
(国際仏教学大学院大学 春日)

景観形成上の課題

<閉鎖的な大規模敷地の塀>

- 敷地境界に長大で単調なブロック塀等が設置される場合には、閉鎖的な印象を与えないよう、身近に緑が感じられるような工夫が求められます。

<植栽の乏しい周辺建物>

- 公園や庭園など大規模な緑のまとまりの周辺では、接道部に植栽を設けるなど、緑の連続性が分断されないように配慮することが求められます。

憩いの空間となる公園

区内には、住宅地の一角にある小さな公園や、サッカーやテニスの楽しめる大きな運動公園、平坦な公園や地形の特徴を生かした高低差のある公園があります。また、関東大震災の復興の際につくられた公園や大名庭園の名残を残す歴史的な公園など、多種多様な公園があります。

公園は、緑が多く季節の花が楽しめるなど、四季の移り変わりが感じられる場所であるとともに、区民の身近な憩いの空間となっています。

<親しみの持てる樹木や遊具>

区民等が日常的に利用する公園には、木陰をつくる樹木や遊具などがあり、また、そこで憩い、遊ぶ人々が織り成す親しみの持てる景観が広がっています。



木陰をつくる樹木と遊具
(左：久堅公園 小石川 / 右：西片公園 西片)

<斜面を活かした景観>

斜面に立地する公園は、地形の変化に富んでおり、立体的で奥行き感のある景観を形成しています。



立体感のある斜面の緑
(左：清和公園 本郷 / 右：江戸川公園 関口)

<公園からの眺望>

台地など高台の開けた場所からは、低地の建物や緑を見下ろすことができ、区内のまち並み景観を一望することができます。



斜面地に建つ住宅の屋根の連なりを一望
(小日向公園 小日向)

景観形成上の課題

<閉塞感や薄暗さを生む塀>

- ・公園の立地や隣接する建物への配慮などから、外周を塀等で囲っている場合、塀の仕上げや木立との位置関係などが、図らずも、閉塞感や薄暗さを生んでいる場合があることから、公園の景観に配慮することが求められます。

<植栽の乏しい周辺建物>

- ・公園の周辺の敷地では、接道部に植栽するなどにより、公園の緑との連続性を図る必要があります。

<配慮を欠いた周辺建物>

- ・公園に隣接した建物等では、配管や室外機などを公園に向けて設置しているものが見られます。公園内から周辺を見渡した際の景観に配慮することが求められます。

(7) 活動

人の活動

区内では、「文の京ロード・サポート」や町会などによる美化活動をはじめ、地域資源のマップづくりや歴史・文化的な建物の保全・活用の支援など、文京区の景観づくりに貢献する活動が、区民や地元企業、NPO等の手によって各所で行われています。

<区民等による公共空間の清潔な景観の維持・創出>

地域住民や民間企業、NPO等により、道路や公園の清掃活動が盛んに行われており、公共空間の清潔感のある景観が維持されています。



町会が行う公園の清掃活動
(須藤公園清掃活動 千駄木)

<敷地前面を利用した花等による演出>

樹木や鉢植え、草花などをしつらえることにより、通りに面したスペースを豊かに演出している住宅が見られます。こうした区民一人ひとりの小さな取組や工夫が、通りを歩く人にも安らぎを与え、生活感の感じられる生き生きとしたまち並み景観をつくり出しています。

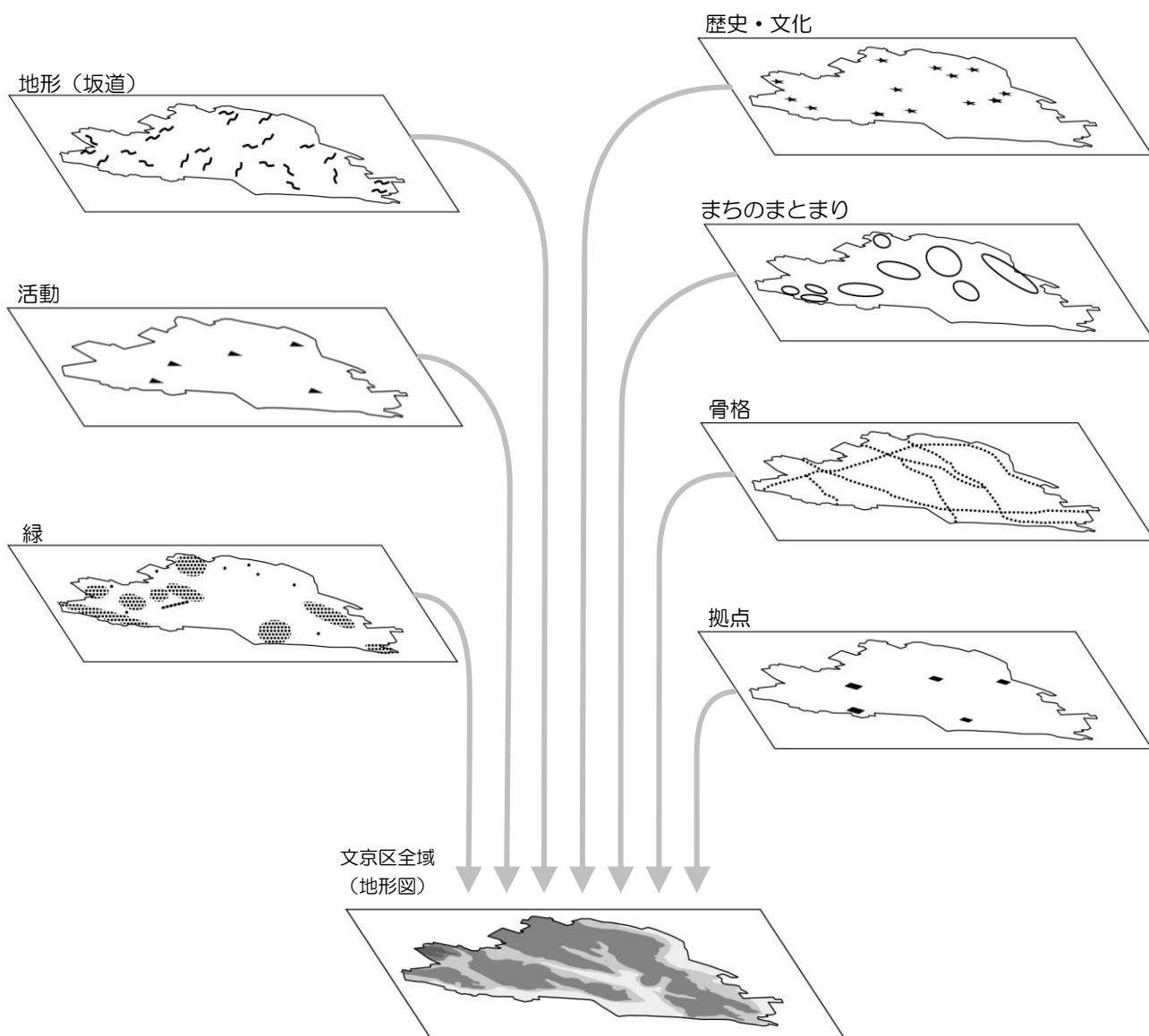


敷地内の空いたスペースに
草花を飾り演出(湯島)

景観形成上の課題

<落書き>

- ・塀等への落書きによって景観を損ねている場所があり、改善が求められます。



＜文京区の景観の全体像＞

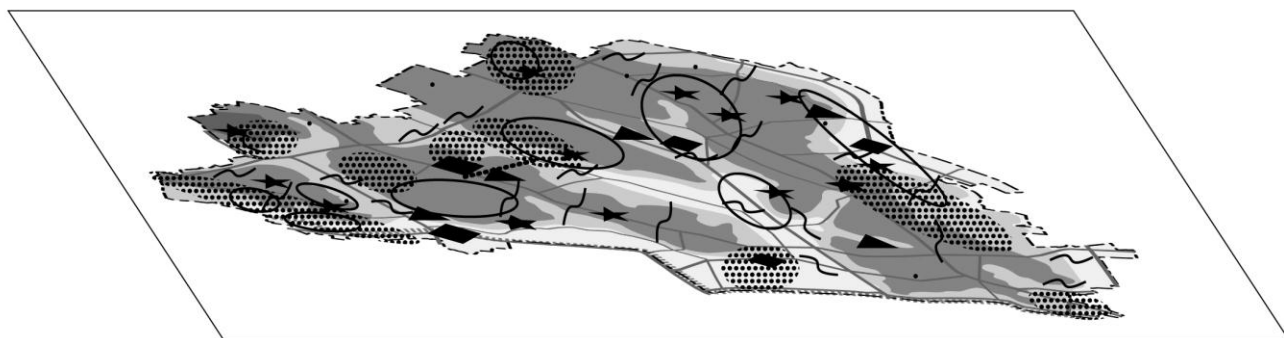


図 1 - 2 文京区の景観の全体像

第2章 景観づくりの目標と基本方針

2-1 「景観特性」を生かした景観づくり

文京区の景観を特徴付けるものとして、起伏に富んだ地形を象徴する坂道や地域の景観の基礎となる歴史・文化的資産、寺町や下町風情あるまちなどの個性溢れるまちのまとまり、都市の骨格をつくる幹線道路や河川、多くの人を訪れ交流する地域拠点や生活拠点、大規模な緑のまとまりや大小様々な公園、人々の活動など、多様な「景観特性」が挙げられます。

「文京区らしい景観」は、それぞれの「景観特性」が相互に結びついて存在することで形成されています。ひとつひとつの「景観特性」を生かした景観形成を推進していくことによって、居住者だけでなく来訪者にとっても魅力ある「文京区らしい景観」づくりが行えると考えています。

本計画では、坂道や歴史・文化的資産、緑などの多様な「景観特性」を生かすことを文京区の景観づくりの基本的な考え方とします。

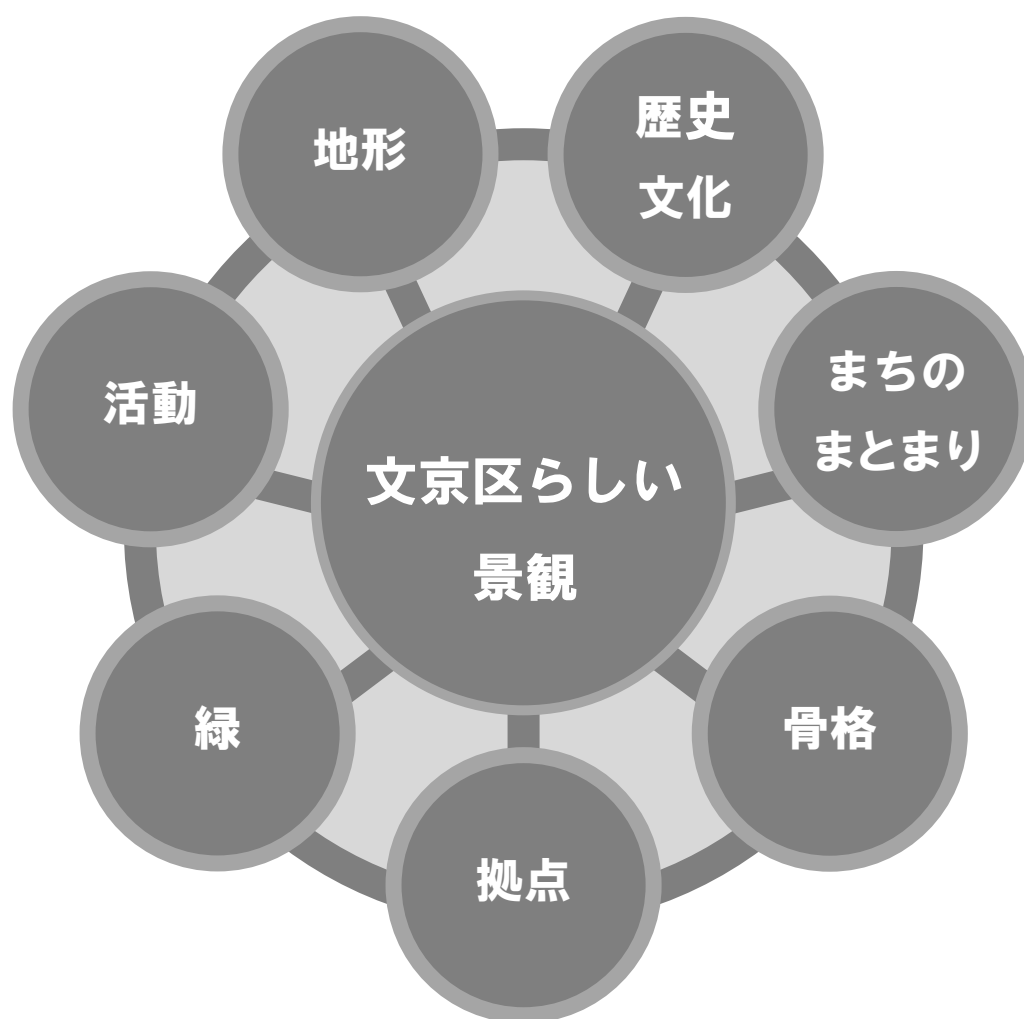


図2-1 「景観特性」と「文京区らしい景観」

2-2 景観づくりの目標

区の景観特性や都市マスタープランに掲げるまちづくりの目標等を踏まえ、景観づくりの目標を以下のように設定します。

～協働で取り組む～

**「坂」と「緑」と「史跡」をつなぎ、
文京区らしい魅力溢れる景観づくり**

○「文京区らしさ」を守り、引き継ぎ、創る

- ・文京区は、起伏に富んだ地形を象徴する坂、大名庭園や大学、公園などの緑のまとまりや、街路樹、宅地内に見られる緑、歴史の深い建造物や寺社仏閣などの歴史・文化を物語る史跡など、様々な景観特性が相まって「文京区らしい景観」を構成しています。こうした景観特性のひとつひとつを尊重し、守り、引き継ぎ、創っていくことで、それらを生かした魅力溢れる「文京区らしい景観」づくりを行っていきます。

○だれもが快適に暮らせるまちづくりが良好な景観づくりにつながる

- ・子どもから高齢者まで、だれもが心地よく暮らせるまちであることは、景観の豊かさにもつながります。良好な景観づくりを進めるためにも快適な空間づくりやコミュニティづくりの視点を大切にしながら取り組みます。

○区民・事業者・区の協働により景観づくりを進めていく

- ・良好な景観は、区民・事業者・区がそれぞれの役割を果たしながら、お互いの協働によって実現されるものです。景観づくりに当たっては、区民・事業者・区の協働の視点を重視していきます。

2-3 景観づくりの基本方針

景観づくりの目標を踏まえ、魅力溢れる景観づくりを進めるために、以下の景観づくりの基本方針を定めます。（景観法第8条第3項に規定する「良好な景観の形成に関する方針」とします。）



基本方針1：起伏に富んだ地形が誘起する景観の魅力を高める

①地形によって縁取られるまちの特徴を尊重する

文京区は、台地と低地が織りなす起伏に富んだ地形を有しており、この地形を巧みに利用しながら、古くから土地の使い分けがなされてきたため、地形の縁取りにより、特徴のあるまちが形成されています。その特徴を尊重することが、まちの景観の魅力を向上させることにつながります。

②地域に親しまれている坂道など、地形の豊かさを感じさせる通りや場所の魅力を高める

文京区は、起伏に富んだ地形を有しているため、坂道や地形に沿った道が多く、古くから様々な名称が付けられ、住民の生活に密接に結びついてきました。この坂道や地形に沿った道は、移動するにつれて景観が変化し、視覚的にも地形の豊かさを感じることができます。このような地形の豊かさを感じさせる通りや場所の魅力を高めることにより、良好な景観形成を図ります。

③斜面緑地や石積擁壁など、豊かな地形を感じさせる要素を大切にす

区内に数多く立地する寺社の斜面緑地や坂道に沿った擁壁などは、文京区の豊かな地形を感じさせる重要な要素です。また、斜面緑地の高木や風格のある石積擁壁は、まちの歴史を感じさせてくれます。このような起伏に富んだ地形やまちの歴史を感じさせる要素を、安全性にも配慮しながら景観づくりに生かすことにより、文京区の個性を尊重した景観形成を図ります。

④地形の脈絡を感じさせる景観を大切にす

区内には、谷道・尾根道といった地形を生かした道路が多く、その湾曲した線形が景観を変化に富んだものにしてしています。また、坂道を上るにしたがって開ける視界や高台からの眺望も、地形の起伏を感じさせます。このような、古くから継承された地形の脈絡を感じさせる景観を大切にしながら、文京区らしさを高めていきます。

⑤アイストップとなる要素を大切にす、坂道景観の印象を深める

坂道では、視線の先に見えるものによって受ける印象が大きく異なります。緑豊かな樹木やランドマークとなる建造物などがアイストップとなっている坂道は、その印象をより深いものにしてしています。このようなアイストップとなる要素を大切にす、印象を深めることで、坂道の魅力を高める景観形成を図ります。

基本方針2：歴史・文化を語り、まちの記憶を呼び起こす景観を大切にする

①歴史・文化的資産の保全を図り、それらを中心に個性を生かした景観の創出を図る

区内には、文化財をはじめ、寺社仏閣、歴史の深い建造物などが数多く残されています。これらはまちの歴史や文化を感じさせるとともに、地域のイメージを形成する重要な要素です。このような歴史・文化的資産を保全するとともに、それらと周辺建物等を調和させることにより、個性を生かした景観の創出を図ります。

②施設の名称や地名などから喚起される歴史・文化のイメージを大切にする

文京区は、明治時代以降、多くの文人を輩出してきた地であり、文人ゆかりの史跡なども歴史・文化的資産のひとつです。また、江戸市街地の境といわれた「かねやす」や文学作品に登場する場所も多くあります。これらの有形・無形の資産から喚起されるイメージを大切に景観形成を図ります。

③地域のイメージを支える風物や歴史を伝える門・塀など、景観要素を効果的に活用する

根津神社のつつじまつり、白山神社のあじさいまつり、湯島天満宮の菊・梅まつりなどの地域に根付いた祭りや播磨坂の桜並木といった特徴的な植栽など、様々な風物により地域のイメージが形成されています。また、寺社や歴史を感じさせる建造物の門や塀、装飾、旧家の庇・瓦なども風物を印象付ける要素のひとつです。これらを効果的に活用することにより、個性的な景観の形成を図ります。

④歴史・文化的資産からの見え方に配慮した景観づくりを行う

区内には、六義園や小石川後樂園をはじめ、規模の大きな寺社などが数多くあり、その敷地内から周辺を望む景観は、地域の歴史や文化を感じさせる区の景観特性のひとつです。こうした歴史・文化的資産からの見え方に配慮し、歴史・文化的資産と周辺の建物等が調和した景観をつくります。

⑤寺社の斜面緑地や大名庭園跡地に残る池・湧水などを保全する

寺社の敷地内や崖地に残された斜面緑地、大名庭園を継承した小石川後樂園などの池や湧水は、文京区の豊かな自然を感じさせるものであり、区を特徴付ける要素にもなっています。このような斜面緑地や池・湧水を保全・継承していくとともに、これらと調和した景観を形成していくことにより、文京区らしさを生かした景観の創出を図ります。

基本方針3：まちのまとまりがつくる景観の個性を尊重する

①高台に集積する良好な戸建て住宅地の景観を保全する

区内には、江戸時代の武家屋敷を基にする高台の良好な住宅地、明治時代の阿部家による西片町、大正時代の岩崎家による大和郷といった計画的に開発された住宅地が、当時のまちの構成のままに継承されています。このような住宅地には、緑も多く、歴史・文化に培われた風格があります。低層住宅や樹木の連なりによるまち並みの連続性を維持・創出することなどに配慮しながら、風格を引き継いでいくことが、まちの個性を尊重することになります。

②街区の奥に展開する豊かな路地空間を生かして下町風情ある景観を育成する

根津などの下町風情あるまちは、江戸時代から庶民のまちとしての賑わいがあり、表通り・横丁・裏通り・路地といった街路構成に対応したまち並みを構成しています。街区の奥に展開する路地や手入れされた緑、格子のしつらえなどは、下町風情が特に感じられるもののひとつでもあります。このような江戸時代から継承されてきた町割りを大切にするとともに、路地のイメージ等を生かしながら下町風情ある景観形成を図ります。

③寺社と結びついたまちの趣を大切にする

区内には、根津神社・湯島天神・護国寺など多くの寺社が立地しており、寺社周辺のまちが門前町として発展してきた結びつきを現在も感じることができます。また、本駒込、向丘、白山のそれぞれの地区の一部は、寺町として発展してきたため、現在でも多くの寺社が残り、特徴的なまちのまとまりを形成しています。このような寺社と結びついたまちの趣を継承し、個性的な景観形成を図ります。

基本方針4：文京区を形づくる骨格の景観の魅力を高める

①幹線道路の性格に対応した快適で潤いのある街路景観を創出する

区内には、文京区都市マスタープランにおいて位置付けられた、区内外及び拠点相互を連絡する主要幹線道路や生活幹線道路があります。これらの幹線道路は、都市の骨格を形成するものであり、自動車交通だけでなく歩行者にとっても重要な役割を果たしています。また、沿道の建築物等を含めた景観は、まちのイメージを形成する重要なものとなっています。街路樹や街路灯の設置、道路舗装、沿道敷地内の植栽などにより、統一感を持たせた快適で潤いのある景観の形成を図ります。

②ランドマークを望む眺望を大切にした印象的な幹線道路の景観をつくる

幹線道路は幅員も広く、線形も直線や緩やかな曲線の道路が多いため、遠くまで見通しのきく景観が見られます。そうした通りでは、護国寺やスカイツリーなど、遠方に見えるランドマークが通りの景観を特徴付けています。このような眺望を大切にし、地域の個性を生かした景観をつくります。

③沿道の個性を生かしたまとまりのある沿道景観をつくる

幹線道路では、近年建てられた中高層建築物が多く建ち並ぶ景観や、昔ながらの佇まいを見せる建物と新しい建物が共存した特徴的な景観など、沿道に建つ建築物が重要な要素となった様々な景観が見られます。また幹線道路沿いには商店街も多く、賑わいのある景観が見られる場所もあります。そうした沿道の個性を生かしながら、まとまりのある沿道景観の形成を図ります。

④主要な橋梁や特徴的な交差点を個性的なまちかどとして印象付ける

文京区は、JR山手線・中央線、神田川に囲まれており、JR駅につながる交差点や神田川に架かる橋梁が、区内外をつなぐゲート的な空間となっています。また、江戸時代の市街地の境となった交差点など、まちの歴史・文化をイメージさせるものもあります。このような橋梁や交差点において、特徴的な景観を形成していくことにより、区の骨格を個性的なものとして印象付けます。

⑤水と緑豊かな潤いある神田川の景観をつくる

神田川は、文京区に残された唯一の水の流れであり、川沿いには桜並木や量感のある豊かな緑が見られます。それらがつくる空間は、都市の中で潤いを感じさせる景観となっています。こうした水と緑豊かな潤いある神田川の景観を維持するとともに、さらに高めていきます。

⑥大規模な緑のまとまりや神田川とのつながりを強化する

区内には、歴史・文化的な庭園や大規模な公共施設など、大規模な緑のまとまりが多くあります。また、神田川は、面する緑と合わせて、都市空間の中で自然を強く認識できる場所です。このような水と緑の空間を幹線道路の緑化や緑道などでつなぐことにより、潤いのある景観形成を図ります。

基本方針5：拠点の特性を生かし、賑わいのある景観をつくる

①駅などを核とした賑わいのある拠点景観の形成を図る

文京区都市マスタープランでは、地域特性と日常生活の行動圏域に基づき、地域区分を「都心地域・下町隣接地域・山の手地域（東部・中央・西部）」の3地域5区分に設定し、地域区分ごとに拠点を配置しています。都心地域と下町隣接地域及び山の手地域中央には「地域拠点」を、山の手地域東部と山の手地域西部には「生活拠点」をそれぞれ配置しています。これらの拠点は多くの人々の活動や生活の中心となっており、活気に満ちています。そのため、オープンスペースやゆとりのある空間を創出し、また楽しく回遊できるように工夫することなどにより、拠点の特性を生かした、賑わいのある景観形成を図ります。

②記憶に残る拠点ならではのまちかど景観を創出する

拠点となる地区では、ジェットコースターや観覧車などの施設が見られる場所もあり、まち並みに大きなアクセントを与えています。また、ポケットパーク等の小さなスポットやまち中に設置されたモニュメントなども、個性的なまちかどを演出しています。拠点となる都市的な空間では、拠点ならではのまちかど景観を創出します。

基本方針6：多様な緑を生かし、潤いのある景観をつくる

①大名屋敷などの緑のまとまりを継承し、周辺にも波及させる

区内には、小石川後樂園や六義園など江戸時代の大名庭園が残されているほか、大名屋敷跡地が公園や大学などの公共的施設として利用されており、大規模な緑のまとまりを形成しています。このような緑のまとまりは、江戸時代から長い年月をかけて形成されてきたものであり、周辺に潤いを与えています。これらを次代へと継承していくとともに庭園周辺に波及させ、潤いのある景観の形成を図ります。

②目に見える緑の増加を図る

大学や寺社、庭園、公園などには、大きな樹木が育っているものが多く、それらの緑は敷地の外からも見ることができ、まち並みに潤いや安らぎを与える重要な存在となっています。こうした敷地内の緑が外からも見える工夫を推奨し、目に見える緑（緑視率）の増加を図ります。

③地域のシンボルとなっている樹木を尊重する

区内には、古くから地域のシンボルとなっていたり、まち並みのアイストップになっているなど、地域の緑豊かな環境や景観を象徴する樹木が数多くあります。これらの樹木は文京区ならではの景観をつくる重要な景観資源です。こうした樹木を尊重し、魅力ある景観づくりに生かしていきます。

④憩いの場である公園の緑を大切にし、潤いのある景観を形成する

区内には、多種多様な公園があります。公園には緑が多く育ち、まち中でだれもが気軽に訪れることができる身近な憩いの空間として親しまれています。こうした特性を生かし、公園からの見え方に対する配慮や公園周辺にも緑を波及させるなど、潤いのある景観を広めていきます。

基本方針7：人々の活動や営みの姿が映える景観づくりを進める

①人々が交流できる空間を創出する

公園で子どもたちが楽しく遊ぶ姿や、駅前や商店街で多くの人が集う姿、カフェでくつろぐ姿など、人々の活動や営みも景観の要素のひとつです。そのため、オープンスペースや憩いの場など、人々が交流できる空間を創出することにより、人々の活動や営みの姿が映える景観づくりを進めます。

②生活感が感じられ、生き生きとしたまち並みをつくる

住宅地では、それぞれの敷地を利用して、樹木や草花、鉢植えなどをしつらえ、通りに面したスペースを豊かに演出している景観が見られます。こうした景観は、まち並みに潤いを与えるだけでなく、水やり等手入れをしている様子から、日ごろの生活感が感じられ、通りを歩く人の心を和ませます。また、人と人との交流が生まれるきっかけにもなります。このような区民一人ひとりの小さな工夫や継続的な取組による景観づくりを支援し、生き生きとしたまち並みをつくれます。

基本方針 8：地域に愛着や誇りを持てる環境を整える

①地域の個性を尊重し、愛着や誇りを持てる環境を整える

坂道や歴史・文化的資産、緑のまとまりなど、多様な景観特性を生かした景観形成を行っていくためには、建築物や屋外広告物、道路などのまち並みを構成する要素を単体として捉えるだけでなく、周辺のまち並みに十分に配慮したものとすることが重要です。区民・事業者・区が協働して、これらの要素を地域の個性を尊重しながらつくっていくことにより、地域に愛着や誇りを持てる環境が整えられるとともに、区内全域の景観の質の向上を図ります。

②調和のとれた市街地景観をつくる

電柱や電線、地下鉄駅周辺の放置自転車などは、まちの景観を損なうものとなっています。また、個人の敷地内に建つ建物であっても、道路等の公共空間から見える部分については、良好な景観をつくる上で重要な役割を担っているものといえます。まちの景観を雑然としたものにしないよう配慮することにより、調和のとれた市街地景観をつくります。

③道行く人が心地良さを感じる空間をつくる

道路に面する敷地内の空地等は、道行く人にとって最も身近な空間です。床仕上げを周辺に配慮したものとしたり、植栽をするなどの工夫により、道行く人が心地良さを感じるまち並み景観の形成を図ります。

第3章 良好な景観づくりのための景観形成基準

3-1 景観形成基準の考え方

景観づくりの目標や基本方針を実現し、文京区らしい魅力的な景観形成を図るためには、個々の建築物の建築や工作物の建設などを計画する際に、周辺のまち並みの状況や地域で培われた歴史・文化を踏まえた上で、周辺の景観との調和を意識するとともに貢献する計画とすることが必要です。

そこで、建築物の建築等に対し、良好な景観形成のために配慮すべき事項を示した「景観形成基準」を定めます。（景観法第8条第2項第2号に規定する「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」として定め、同条第4項第2号の規制又は措置の基準とします。）この基準を区民・事業者・区が共有し、協働して景観に配慮することで、文京区らしい魅力溢れる景観形成を実現していきます。

景観形成基準は、段階的に設定し、それぞれの景観にふさわしい基準を定めます。

まず、区内全域において、良好な景観を守るため、区内のどの場所であっても守るべき基本的な配慮事項を「一般基準」として定めます。

また、文京区の景観を特徴付け、「文京区らしい景観」を構成する「景観特性」をより魅力あるものとするため、特に配慮すべき事項を「景観特性基準」として定めます。

さらに、特定の地区において、地区固有の資源や特性に応じた良好な景観形成を推進するため、よりきめ細かな配慮事項を「地区限定基準」として定めます。

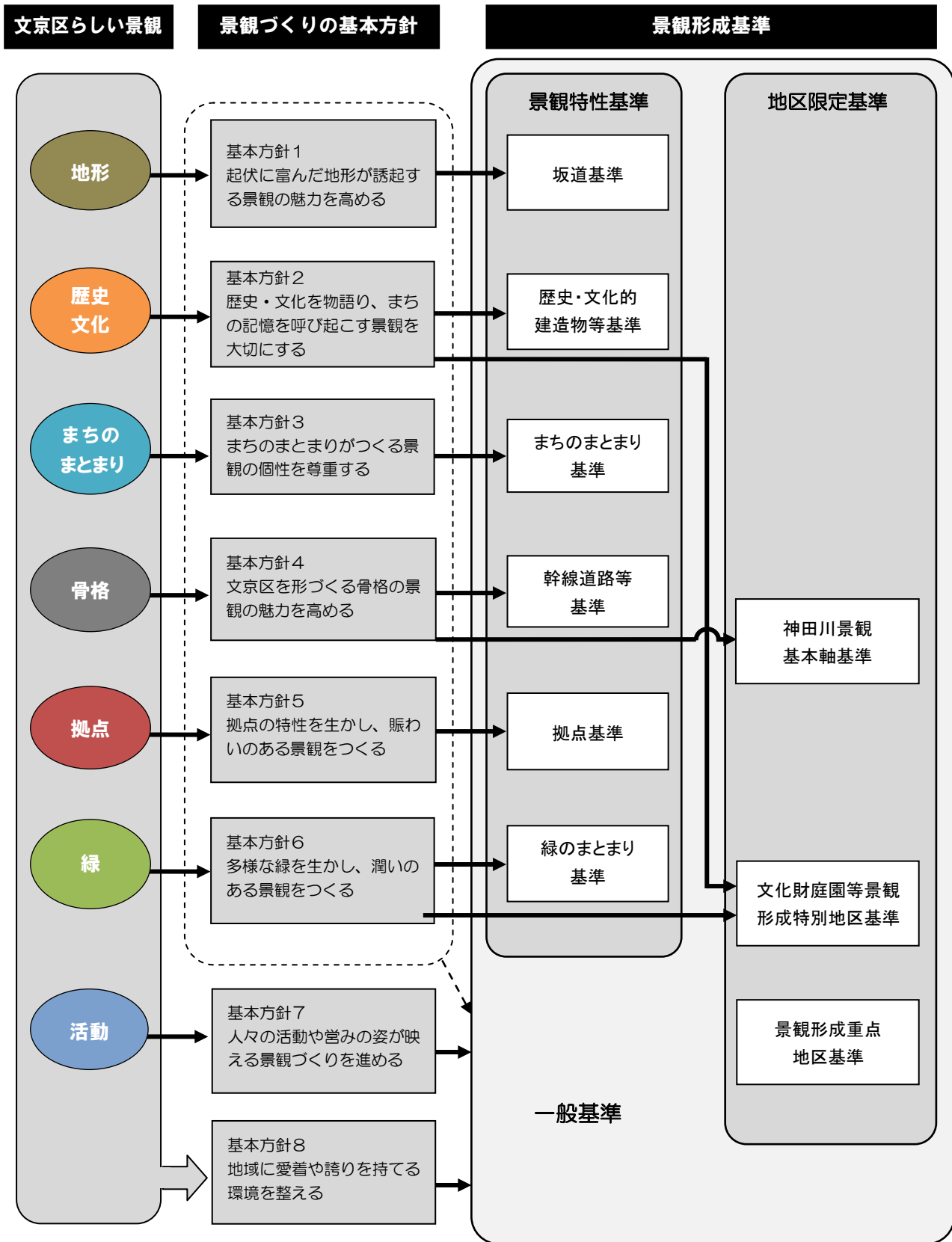


図 3-1 「文京区らしい景観」及び「景観づくりの基本方針」と「景観形成基準」の対応についてのイメージ図

3-2 景観形成基準

(1) 一般基準

一般基準は、区内全域を対象に、区内のどの場所であっても守るべき基本的な配慮事項を定めた基準です。主に基本方針7「人々の活動や営みの姿が映える景観づくりを進める」及び8「地域に愛着や誇りを持てる環境を整える」の実現のために定めるものとし、具体的には、以下に掲げる景観を目指すものとします。

○景観形成の方向性

地域の個性が感じられるまち並み

・地域の個性を尊重した景観づくり

落ち着いたある住宅街や賑わいのある商店街、住工混在地など、地域によって個性が異なります。そのため、建築物の建築等を行うに当たっては、計画地周辺の歴史や文化、周辺の建築物の意匠や色彩、人の往来などまち並みの状況を十分に捉えた上で計画することで、地域ごとの個性を尊重した景観をつくります。

・まちの歴史や文化が感じられる景観づくり

まちの歴史・文化を象徴する建物や樹木、寺社仏閣などを大切にし、まちの歴史や文化が感じられる景観をつくります。

・地形を生かした景観づくり

高台からの見え方など、文京区の特徴である地形を尊重することで、地形によって醸し出される魅力が感じられる景観をつくります。

調和のとれたまち並み

・雑然さを感じさせない景観づくり

まちの景観を乱す要素を隠し、取り除き、修景することにより、雑然さを感じない整った印象の景観をつくります。

・まち並みの連続性や一体感が感じられる景観づくり

建物の意匠や色彩、木々の緑、道路など、まち並みを構成するものそれぞれが過度に目立つことなく馴染み合い、まち並みの連続性や一体感が感じられる景観をつくります。

歩いている心地良いまち並み

・ゆとりや潤いが感じられ、表情豊かな景観づくり

樹木や花などの緑や、自然の素材を使った味わいのある門や塀、憩いのためのベンチなど、人々の目を楽しませ、心地良さを感じさせる要素を創っていくことで、ゆとりや潤いが感じられ、表情豊かな景観をつくります。

・印象的なまちかど景観づくり

角地や通りの突きあたりは、道行く人の視線が集中しやすい場所です。適切な修景を行い、印象的なまちかど景観をつくることにより、歩いている心地良いまち並みをつくります。

良好な景観づくりを行う上では、道路等から見える建築物等の部分については、重要な役割を担っているものといえます。建築物等の外観は、その配置や意匠、色彩、外構など、建築物等を構成するそれぞれの要素のあり方によって大きく異なります。

そこで、景観形成基準は、「配置」「形態・意匠・色彩」「公開空地・外構等」に区分し、要素ごとに良好な景観づくりのための配慮事項を定めることで、建築物等全体として景観に配慮されたものとなるよう誘導するものとします。

○対象となる行為及び規模

行為及び規模については、次のとおり定めます。

表 3-1 一般基準の対象となる行為

	行 為
建築物	新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更を行う建築物
工作物	新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更を行う工作物
開発行為	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為 (主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更)

表 3-2 一般基準の対象となる規模

	規 模
建築物	敷地面積 $\geq 400 \text{ m}^2$ 又は延べ面積 $\geq 1,000 \text{ m}^2$ のもの。ただし第1種低層住居専用地域においては、敷地面積 $\geq 200 \text{ m}^2$ のもの。
	すべての長期優良住宅
工作物	建築基準法第88条に規定する工作物で建築基準法施行令に定めるもの
開発行為	開発区域の面積 $\geq 500 \text{ m}^2$ のもの

○景観形成基準（一般基準）

表3-3 建築物に対する景観形成基準（一般基準）（法第8条第3項第2号）

景観形成基準（一般基準 建築物）	
配置	<p>①適切な隣棟間隔の確保や、道路側にできる限り空地を設けるなど、ゆとりあるまち並みに配慮した配置とする。</p> <p>②隣接する建築物の壁面の位置等を考慮する。</p> <p>③敷地内に歴史的な遺構や樹木、起伏に富んだ地形などがある場合は、これを生かした建築物の配置とする。</p> <p>④人々の賑わいが感じられる場所では、配置を工夫したり、できる限り開口部を多くし開放的なデザインにしたりするなど、賑わいの連続性に配慮する。</p>
形態・意匠・ 色彩	<p>①建築物全体のバランスだけでなく、周辺建築物と意匠や素材を合わせるなど、周辺との調和を図る。</p> <p>②接している道路や周囲にある坂道、歴史・文化的資産などの景観特性からの見え方に配慮し、長大で平滑な壁面を生じさせないよう壁面の分節化や色彩の工夫などにより、圧迫感の軽減を図る。</p> <p>③色彩は、別表1の色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。</p> <p>④建築物の外壁は、周辺への反射光に配慮した仕上げとし、歩行者の目線に近い建築物の低層部では、石材等の自然素材を用いたり、意匠を工夫したりするなど、まち並みの表情づくりに配慮する。</p> <p>⑤建築物に附帯する室外機・配管設備・ダクト類や屋外階段などがある場合は、周囲からの見え方に配慮し、建築物と一体的に計画するなど、露出しないよう工夫する。</p> <p>⑥屋上・屋根に室外機や配管設備、ダクト類、排気塔、給水塔などがある場合は、通りや高台からの見え方に配慮し、目立たないよう工夫する。</p> <p>⑦歴史や文化の趣が感じられる建築物等を建替える際には、使われていた素材やデザインなどを取り入れるなど、趣を引き継ぐよう配慮する。</p> <p>⑧角地や通りの突き当たりなど、アイストップとなる場所では、形態・意匠・色彩の配慮や植栽などにより、まち並みを印象付けるよう配慮する。</p>

公開空地・外構等	<p>①外構計画は、敷地内のデザインのみを捉えるのではなく、隣接する敷地や道路など、周辺のまち並みと調和を図った色調や素材とする。</p> <p>②敷地内はできる限り緑化を図り、周辺の緑と連続させる。また、屋上や壁面の緑化を行うよう配慮する。</p> <p>③緑化に当たっては、樹種の選定に配慮し、周辺の景観との調和を図るとともに、植物の良好な生育が可能となるよう、植栽地盤を工夫する。</p> <p>④通りに面する扉は、平滑で単調にならないよう、形態・意匠を工夫する。</p> <p>⑤敷地内のごみ保管場所や駐車場、駐輪場、室外機などの付帯設備は、道路に対して露出しないよう配置の工夫や目立たないような配慮、植栽による修景など、周辺のまち並みとの調和を図る。</p> <p>⑥敷地内に設置する自動販売機は、周辺のまち並みと調和した色彩とするよう配慮する。</p> <p>⑦周囲の環境に応じた夜間の景観を検討し、過度な明るさは避け、周辺の景観に応じた照明を行う。</p>
ただし、敷地面積 $\geq 3,000$ m ² の場合は、下記の基準を加えるものとする。	
配置	<p>①道路などの公共空間と連続したオープンスペースの確保など、公共空間との関係に配慮した配置とする。</p>
形態・意匠・色彩	<p>①上層部のセットバックや壁面の分節化、色彩の工夫などにより、圧迫感の軽減を図り、周辺のまち並みやスカイラインとの調和を図る。</p> <p>②建築物の外壁は、周辺への反射光に配慮した仕上げとし、歩行者の目線に近い建築物の低層部では、石材等の自然素材を用いるなど、まち並みの表情づくりに貢献するよう工夫する。</p>
公開空地・外構等	<p>①隣接するオープンスペースとの連続性を確保する。</p> <p>②潤いのある景観形成に配慮し、道路に接する部分は緑化を図る。また、屋上や壁面の緑化を積極的に行う。</p>

表 3-4 工作物に対する景観形成基準（一般基準）（法第 8 条第 3 項第 2 号）

景観形成基準（一般基準 工作物）	
規模	<ol style="list-style-type: none"> ①周囲の公園、道路、河川などから見たときに、圧迫感を感じさせないように隣棟間隔を確保し、長大で平滑な壁面の工作物は避けるよう工夫する。 ②駐車場を設置する場合は、配置の工夫や接道部への植栽など、周囲からの見え方に配慮する。また、駐車場出入口は、周辺のまち並みの連続性に配慮した配置とする。
形態・意匠・色彩	<ol style="list-style-type: none"> ①形態・意匠は、周囲の公園、道路、河川などの主要な眺望点から見たときに、周辺の景観との調和を図る。 ②色彩は、別表 1 の色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。（ただし、コースターなどの遊戯施設で、壁面と認識できる部分を持たない工作物を除く。） ③擁壁や法面では、植栽可能な法面にしたり、石積みや緑化ブロックなどの自然的材料の使用やコンクリート面に化粧目地を施したりするなど、圧迫感を軽減させるよう工夫する。

表 3-5 開発行為に対する景観形成基準（一般基準）（法第 8 条第 3 項第 2 号）

景観形成基準（一般基準 開発行為）	
土地利用	<ol style="list-style-type: none"> ①区画割によって不整形な土地が生じる場合には、緑地や小広場として活用するなど、地域の良好な景観の形成を図る。 ②できる限り電線類は道路を整備する際に地中化したり、目立たない場所に設置するなど配慮する。
造成	<ol style="list-style-type: none"> ①大幅な地形の改変を避け、長大な擁壁や法面などが生じないようにする。 ②擁壁や法面では、植栽可能な法面にしたり、石積みや緑化ブロックなどの自然的材料の使用やコンクリート面に化粧目地を施したりするなど、圧迫感を軽減させるよう工夫する。
ただし、敷地面積 $\geq 3,000$ m ² の場合は、下記の基準を加えるものとする。	
土地利用	<ol style="list-style-type: none"> ①事業地内の将来的なまちづくりのイメージを意識し、地区ごとにまとまりのある計画とする。 ②事業地内のオープンスペースと周辺地域のオープンスペースが連続的なものとなるように計画するなど、周辺地域の土地利用と関連付けた土地利用計画とする。 ③事業地内に、歴史的な遺構や残すべき自然がある場合は、その場所を公園等のオープンスペースに取り込んだ計画とする。

(2) 景観特性基準

景観特性基準は、坂道、文化財、寺社などの「文京区らしい景観」を構成する要素や場所を「景観特性」とし、それらをより魅力あるものとするため、特に配慮すべき事項を定めた基準です。

それぞれの景観特性基準で定める対象範囲においては、一般基準に加えて、景観特性基準への適合を求めるものとします。

○景観特性基準と景観形成の方向性

表 3-6 景観形成基準と景観形成の方向性

景観特性基準	景観形成の方向性
「坂道」の沿道に対する基準 (坂道基準)	擁壁の意匠や素材などつくり方の配慮による圧迫感の軽減や坂道の勾配を意識させるような工夫、緑化、沿道の建物等と調和した色彩を用いるなど、地形の豊かさや石積擁壁、緑、沿道の寺社など魅力ある要素を生かし、心地良さを感じさせる坂道景観をつくる。
文化財や寺社などの「歴史・文化的建造物等」の周辺に対する基準 (歴史・文化的建造物等基準)	建物や外構などについて、歴史・文化的建造物等からの見え方や歴史・文化的建造物等との調和に配慮するとともに、緑化を図るなど、歴史・文化的建造物等と周辺が調和し、一体となって歴史や文化を感じさせる景観をつくる。
「まちのまとまり」に対する基準 (まちのまとまり基準)	低層住宅地、寺町、下町風情あるまちなど、特徴が顕著なまちのまとまりごとの特性に応じた景観をつくる。 <ul style="list-style-type: none"> ・低層住宅地基準 塀による圧迫感を軽減するよう、接道部に緑を増やす工夫をするなど緑豊かで歴史・文化に培われた風格のあるまち並み景観を引き継ぐ。 ・寺町基準 まちのまとまりを特徴付ける寺社とのつながりを大切にし、寺社の佇まいをまち並みに生かした景観をつくる。 ・下町風情あるまち基準 江戸時代から継承されてきた町割りを大切にすると共に、建物低層部のしつらえの工夫等により、路地や植木、格子戸など下町風情を感じさせるまち並み景観を引き継ぐ。
「幹線道路等」の沿道における基準 (幹線道路等基準)	建物がつくるスカイラインの連続性等に配慮し、色彩や意匠の工夫、緑化などにより圧迫感を和らげたり、沿道の建物等と色彩の調和を図ったりするなど、軸としての景観にふさわしい秩序ある沿道景観をつくる。
都市マスタープランに位置付けられた「拠点」における基準 (拠点基準)	賑わいやオープンスペースの創出などに配慮し、拠点にふさわしい賑わいのある景観をつくる。
公園などの「緑のまとまり」の周辺に対する基準 (緑のまとまり基準)	緑のまとまりが周辺に波及するよう、緑の連続性の確保や緑の量の増加など、緑視率の向上を図ると共に、公園からの見え方に対する配慮など、緑のまとまりと周辺が調和し、一体となって緑豊かな景観をつくる。

○対象となる行為及び規模

一般基準と同様とします。

○基準が重複する場所における考え方

複数の景観特性基準の対象範囲に重複して該当する場合、それぞれの基準への適合を求めるものとします。例えば、坂道基準と歴史・文化的建造物等基準の対象範囲に重複して該当する敷地がある場合、それぞれの基準に基づいて、建築等の行為を行うことが必要となります。



・計画地は「坂道」「幹線道路等」「緑のまとまり」に隣接しています。この場合は・・・

○一般基準（区内全域で共通する基準）

+

○景観特性基準「坂道基準」

+

○景観特性基準「幹線道路等基準」

+

○景観特性基準「緑のまとまり基準」

それぞれの基準に適合することが求められます。

図3-2 景観特性基準の適用例（イメージ）

1) 坂道基準

坂道基準は、主に基本方針 1「起伏に富んだ地形が誘起する景観の魅力を高める」の実現のために定めるものとします。

○目標

地形の豊かさや石積擁壁、緑、沿道の寺社など魅力ある要素を生かし、心地良さを感じさせる坂道景観をつくる

○対象範囲

区内の名のある坂道（113箇所）をはじめ、区内にあるすべての坂道に直接面する敷地及び坂道の突き当りに面する敷地。

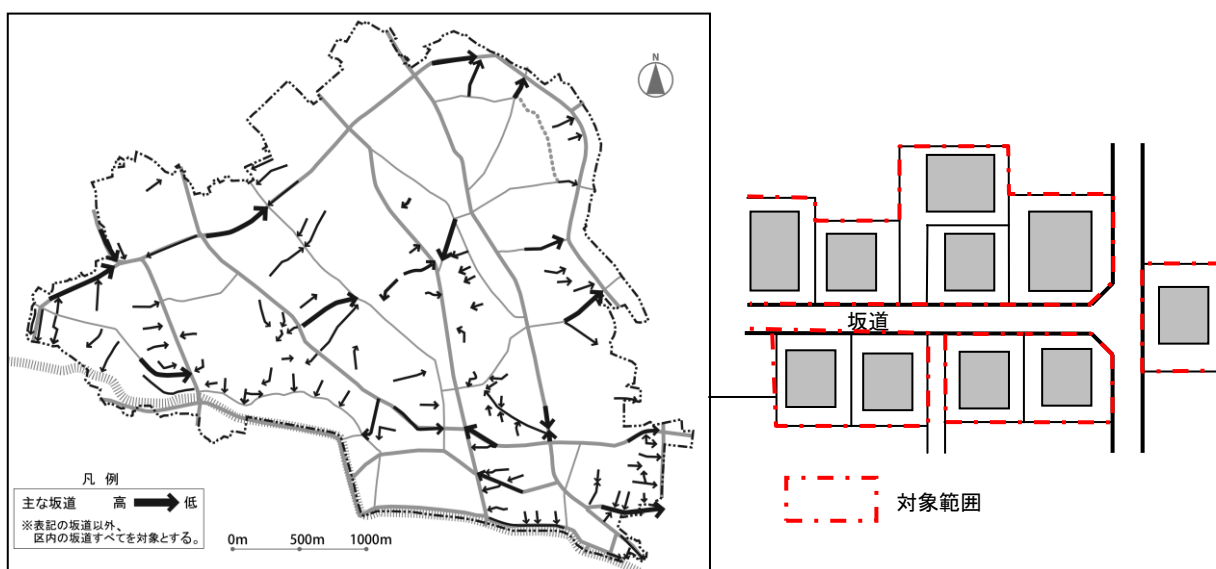


図 3-3 坂道基準の対象範囲

表 3-7 景観形成基準（坂道基準）

景観形成基準（坂道基準）	
1	建築物や塀などの形態・意匠は、坂道の勾配になじむよう配慮する。
2	潤いある坂道景観の形成に配慮し、坂道に接する部分は緑化を図る。
3	坂道沿いに寺社等の歴史・文化の趣が感じられる資源がある場合は、形態・意匠・色彩はそれらとの調和を図るよう配慮する。
4	坂道の突き当たりや曲がり角など、アイストップとなる場所では、建物の配置・意匠の工夫や植栽など、坂道からの見え方に配慮する。
5	擁壁等を設置する場合は、コンクリート面に化粧目地を施すなど、圧迫感の軽減を図るとともに、植栽可能な法面にしたり、石積みや緑化ブロックなどの自然素材等を使用したりするなど、魅力ある坂道景観の形成に配慮し、素材や意匠等を工夫する。

2) 歴史・文化的建造物等基準

歴史・文化的建造物等基準は、主に基本方針2「歴史・文化を語り、あるまちの記憶を呼び起こす景観を大切にする」の実現のために定めるものとします。

○目標

歴史・文化的建造物等と周辺が調和し、一体となって歴史や文化を感じさせる景観をつくる

○対象範囲

歴史・文化的建造物等（文化財に指定されている建造物、東京都選定歴史的建造物及び文京花の五大まつり等が開催されている寺社）の存する敷地の敷地境界線から50mの範囲。

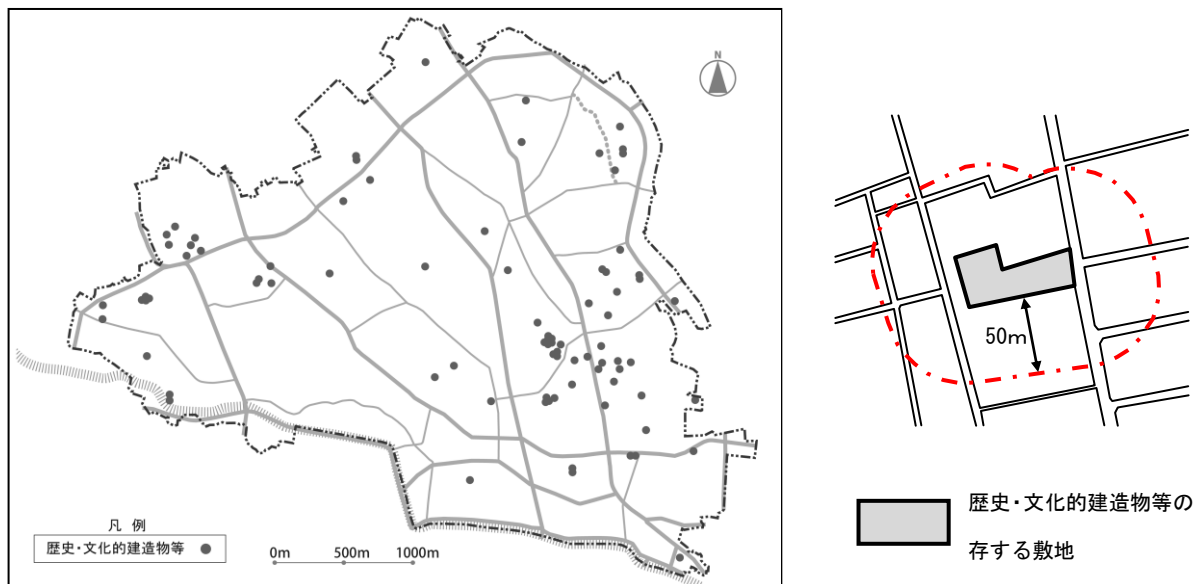


図3-4 歴史・文化的建造物等基準の対象範囲

表3-8 景観形成基準（歴史・文化的建造物等基準）

景観形成基準（歴史・文化的建造物等基準）	
1	歴史・文化的建造物等に使用されている素材や色彩を用いるなど、歴史・文化的建造物等との調和を図る。
2	長大で平滑な壁面を生じさせないよう、壁面のデザインの分節化などにより歴史・文化的建造物等の存する敷地からの見え方に対して圧迫感の軽減を図る。*
3	歴史・文化的建造物等の存する敷地からの見え方に配慮し、建築物に附帯する室外機・配管設備・ダクト類や屋外階段などが目立たないよう工夫する。*
4	歴史・文化的建造物等の緑との連続性に配慮し、敷地外周部は緑化を図る。

* 歴史・文化的建造物が存する敷地が、一般向けに開放されている庭園や散策路などの外部空間を有し、かつ、基準の対象となる建築物等が当該空間から望見できる場合において適用する。

3) まちのまとまり基準

まちのまとまり基準は、主に基本方針3「まちのまとまりがつくる景観の個性を尊重する」の実現のために定めるものとし、特徴が顕著なまちのまとまりごとの特性に応じた景観をつくることを目標とします。

①低層住宅地基準

○目標

緑豊かで歴史・文化に培われた風格のあるまち並み景観を引き継ぐ

○対象範囲

第1種低層住居専用地域に指定された範囲。

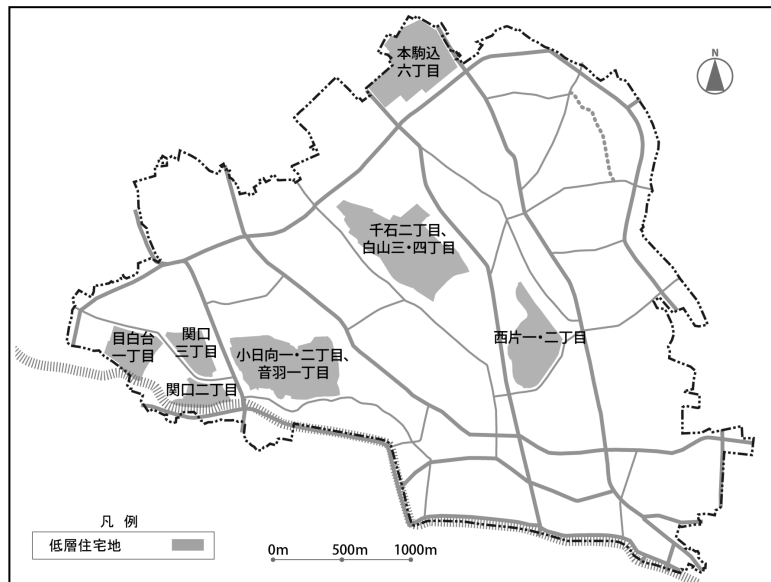


図3-5 低層住宅地基準の対象範囲

表3-9 景観形成基準（低層住宅地基準）

景観形成基準（低層住宅地基準）	
1	意匠・素材・色彩などは、周辺の建築物と一体感を図るよう工夫し、落ち着いたまち並みとの調和を図る。
2	外構計画は、隣接する敷地や道路など周辺のまち並みと調和を図るとともに、石材等の自然素材を用いるなど、まち並みの表情づくりに配慮する。
3	緑豊かな住宅地景観に配慮し、道路に面する部分においては緑化を図る。樹種の選定に当たっては、できる限り四季の移り変わりが感じられる緑や、彩り豊かな花木を植えることなどを配慮する。

②寺町基準

○目標

まちのまとまりを特徴付ける寺社とのつながりを大切にし、寺社の佇まいをまち並みに生かした景観をつくる

○対象範囲

文京区都市マスタープランの景観形成の方針における寺町界隈の景観形成に位置付けられた範囲（向丘、千駄木、本駒込の一部）。

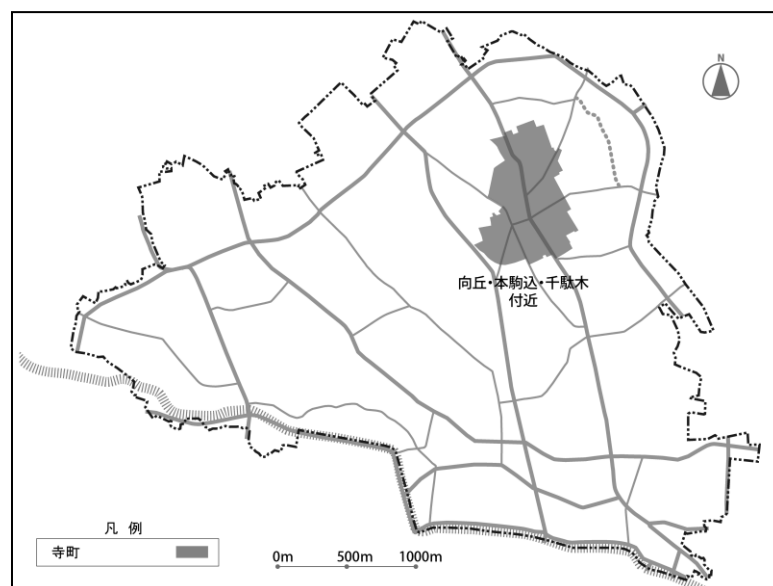


図 3-6 寺町基準の対象範囲

表 3-10 景観形成基準（寺町基準）

景観形成基準（寺町基準）	
1	形態・意匠は、寺社建築と合わせた落ち着いた自然な表情の素材を用いるなど、寺社の集積により培われた特徴的なまち並みとの調和を図る。
2	色彩は、寺町に調和するよう、彩度を抑えた落ち着いた色彩を用いるなど、周辺のまち並みとの一体感に配慮する。
3	寺社からの見え方に配慮し、建築物に付帯する室外機・配管設備・ダクト類や屋外階段などが目立たないように工夫する。*

* 寺社が一般向けに開放されている庭園や散策路などの外部空間を有し、かつ、基準の対象となる建築物等が当該空間から望見できる場合において適用する。

③下町風情あるまち基準

○目標

江戸時代から継承されてきた町割りを大切にするとともに、路地や格子、木の風合いを残した住宅、軒先の植栽など下町風情を感じさせるまち並み景観を引き継ぐ

○対象範囲

根津駅周辺まちづくり基本計画及び千駄木駅周辺まちづくり基本計画が策定されている地区（根津一丁目及び根津二丁目、千駄木二丁目全域及び千駄木三丁目 23 番～52 番）の範囲。

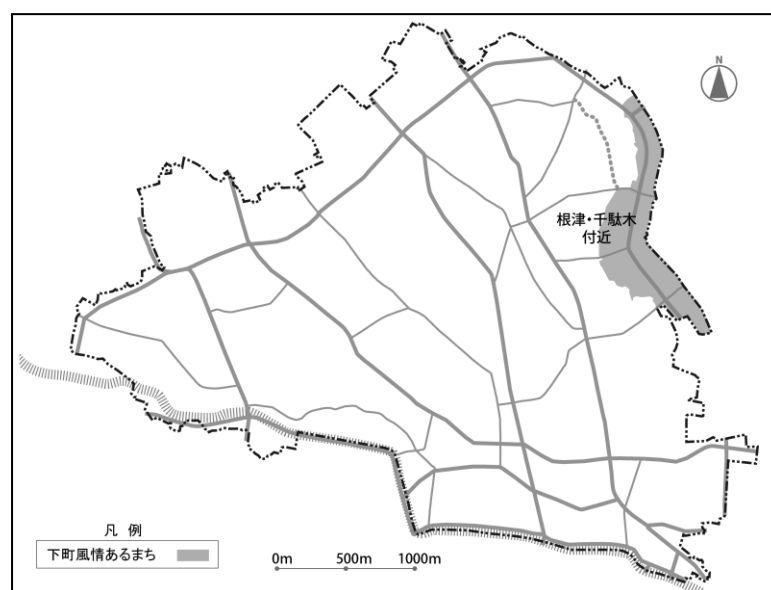


図 3-7 下町風情あるまち基準の対象範囲

表 3-11 景観形成基準（下町風情あるまち基準）

景観形成基準（下町風情あるまち基準）	
1	格子や周辺と調和した木造風の味わいのある素材・色彩を用いるなど、意匠等を工夫することにより、路地や格子、木の風合いを残した住宅、軒先の植栽などにより形成される特徴的な下町風情あるまち並みとの調和を図る。
2	下町風情あるまち並みに配慮し、道路に面する部分においては緑化を図る。樹種の選定に当たっては、周辺で施されている緑に配慮し、一体感を図るよう配慮する。

4) 幹線道路等基準

幹線道路等基準は、主に基本方針4の「文京区を形づくる骨格の景観の魅力を高める」の実現のために定めるものとします。

○目標

軸としての景観にふさわしい秩序ある沿道景観をつくる

○対象範囲

文京区都市マスタープランに位置付けられた幹線道路（主要幹線道路、生活幹線道路）及び電線類の地中化や歩道の整備など良好な景観整備が行われている千駄木小学校前通り（コミュニティ道路）に直接面する敷地。

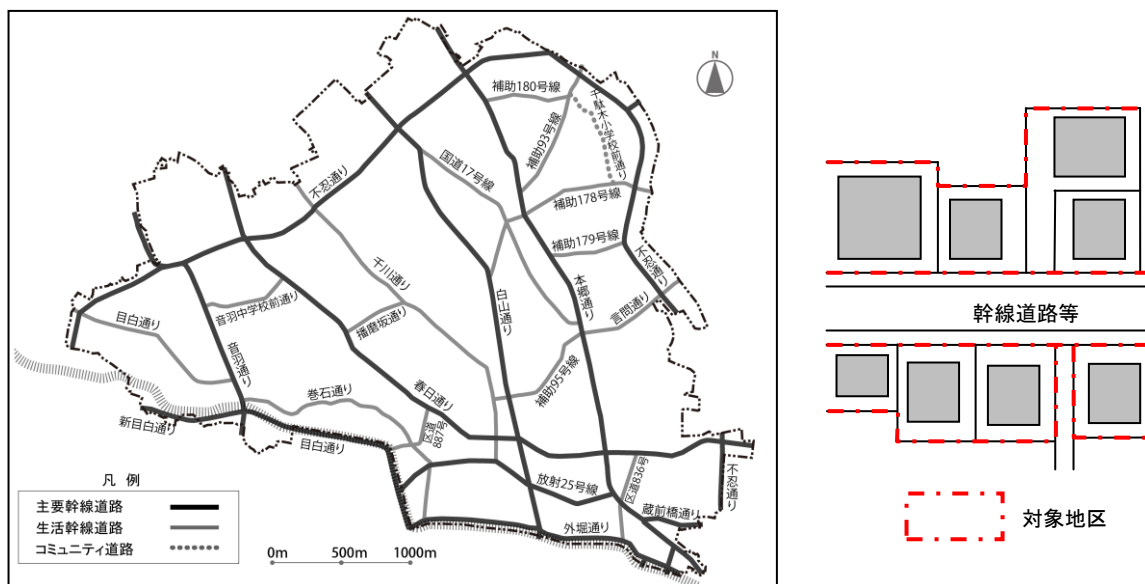


図3-8 幹線道路等基準の対象範囲

表3-12 景観形成基準（幹線道路等基準）

景観形成基準（幹線道路等基準）	
1	統一感のある沿道景観の形成に配慮し、形態・意匠などは、幹線道路等に面する周辺の建築物との連続性を図るよう工夫する。
2	幹線道路等に対して建築物の顔を向けるなど、周辺建築物との連続性を図る。
3	建築物の側面や幹線道路等の後背地からの見え方にも配慮し、無表情で平滑な印象とならないような意匠等を工夫する。
4	幹線道路等に面して緑を設けるなど、快適で潤いのある街路景観を創出する。
5	主要な交差点に面する建築物は、交差点に顔を向けた配置とする。また、魅力的なまちかど景観を形成するよう、建物正面の意匠や植栽などを工夫する。

5) 拠点基準

拠点基準は、主に基本方針5の「拠点の特性を生かし、賑わいのある景観をつくる」の実現のために定めるものとします。

○目標

拠点にふさわしい賑わいのある景観をつくる

○対象範囲

文京区都市マスタープランに位置付けられた拠点（地域拠点、生活拠点）の範囲のうち、駅を中心とした一部の範囲。

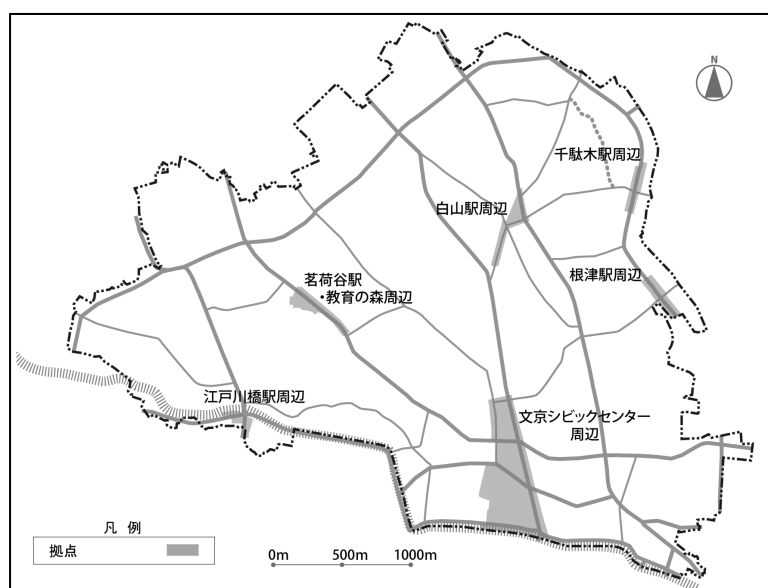


図3-9 拠点基準の対象範囲

表3-13 景観形成基準（拠点基準）

景観形成基準（拠点基準）	
1	形態・意匠を工夫し、地域の拠点としてふさわしい景観形成に配慮する。
2	できる限り開口部を多くするなど開放的なデザインにしたり、オープンスペースや辻広場を設けたりするなど、賑わいの連続性に配慮するよう配置・形態・意匠を工夫する。

6) 緑のまとまり基準

緑のまとまり基準は、主に基本方針6の「多様な緑を生かし、潤いのある景観をつくる」の実現のために定めるものとします。

○目標

緑のまとまりと周辺が調和し、一体となって緑豊かな景観をつくる

○対象範囲

区立公園、市民緑地、都立公園、準公園又は大規模な緑のまとまりを有する敷地（以下「公園等」という。）の敷地境界線から50mの範囲。

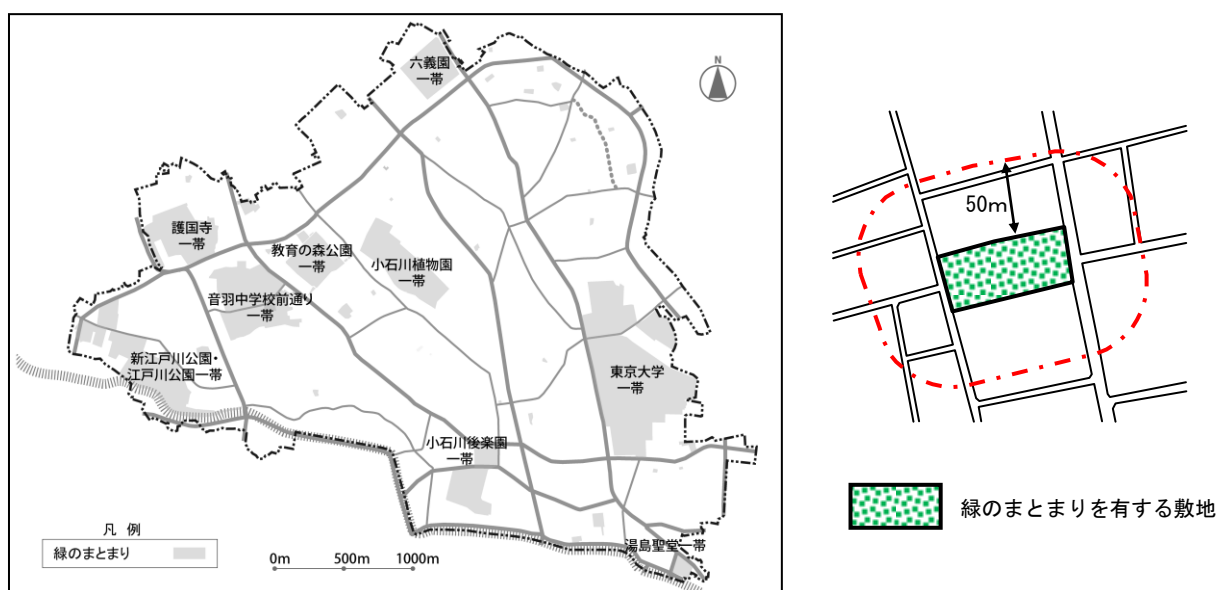


図3-10 緑のまとまり基準の対象範囲

表3-14 景観形成基準（緑のまとまり基準）

景観形成基準（緑のまとまり基準）	
1	建築物等の外壁や塀の意匠・素材・色彩などは、公園等の緑との調和を図る。
2	長大で平滑な壁面を生じさせないよう、壁面のデザインの分節化などにより、公園等からの見え方に対して圧迫感の軽減を図る。
3	公園等からの見え方に配慮し、建築物に附帯する室外機・配管設備・ダクト類や屋外階段などが目立たないよう工夫する。
4	公園等との敷地境界や接道部に植栽を設けるなど、公園等の緑と一体となった空間づくりを行う。

(3) 地区限定基準

特定の地区において、地区固有の資源や特性に応じた良好な景観形成を推進するため、よりきめ細かな配慮事項を定めます。

東京都景観計画において定められた「神田川景観基本軸」及び「文化財庭園等景観形成特別地区」の基準を引き継ぐとともに、区が独自に「景観形成重点地区」を定めます。

1) 神田川景観基本軸基準

○対象区域

神田川景観基本軸の区域は、神田川の区域及び神田川の両側からそれぞれ30mの陸上の区域を合わせた部分とします。

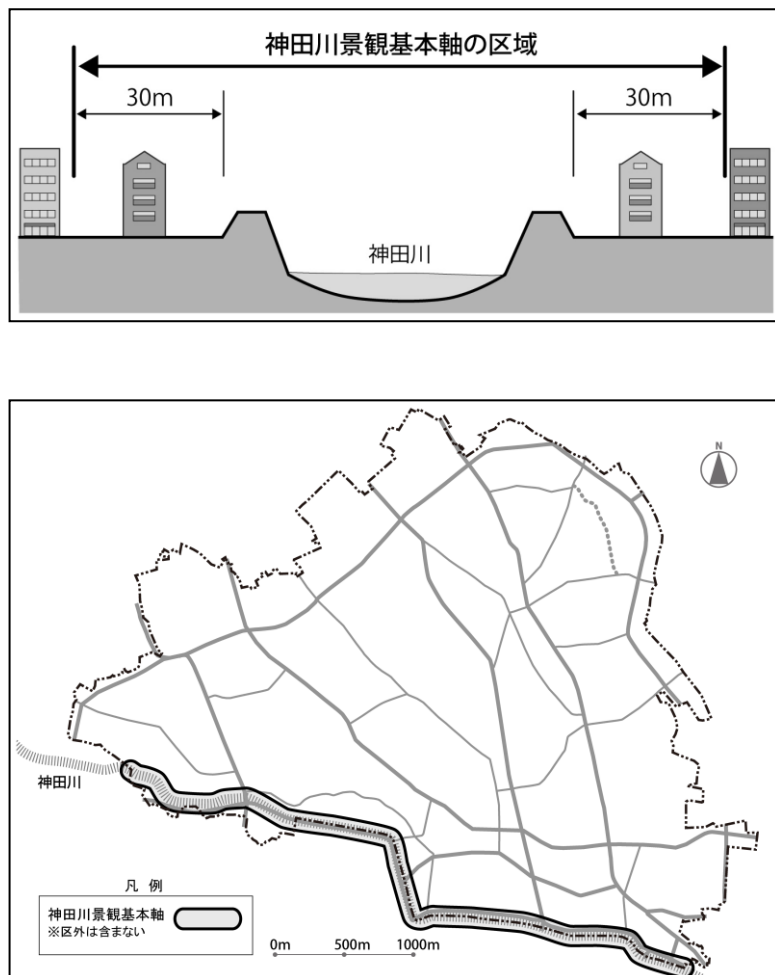


図 3-11 神田川景観基本軸基準の対象範囲

○地区の景観特性

神田川は、文京区の南端を西から東に流れており、戦後の都市化の影響を強く受けた河川です。また、川沿いに多くの緑地や桜並木が続く花見の名所としても知られる箇所もあるなど、豊かな文化が残っています。こうした景観資源を生かしながら、環境改善の取組や修景整備と連携し、文京区の象徴にふさわしい河川景観の形成を図っていきます。

○景観形成の方向性

・水と緑の一体感が連続して感じられる河川景観の形成

神田川の景観形成は、水と緑の一体的な景観をつくり出すことが重要です。川沿いや河川内での緑化を積極的に推進し、護岸や堤防の硬い表情を和らげ、河川景観に潤いと景観の連続性をつくり出していきます。

また、川の流れに表情を加えることは、河川景観に変化と彩りを加え、魅力的な空間をつくる効果があります。河床に水生植物を植えて、生物が住みやすくなるよう工夫をしたり、川の流れに表情の変化を加えたりすることにより、水と緑が一体感をもった景観を形成するよう努めます。

・緑豊かな川沿いの歩行者空間の創出

神田川沿いの歩行者空間は、神田川を眺望することのできる場所であり、川の趣きを感じることのできる親水空間でもあります。建築物等の配置は、川の景観と一体的に検討し、川沿いの空間を確保することに努めます。

・神田川と川沿いの地域が調和したまち並み景観の形成

神田川は、古くから人々の生活の中心にあり、その生活と密接に関係してきました。また、川幅が狭いことから、川沿いの一軒一軒の佇まいが、川の景観と一体となって眺望されます。そのため、周辺に新たに建てる建築物等は、その顔を川側に向け、配置や外壁材を川と違和感のないものとするなど、神田川と周辺地域が一体となるようなまち並み景観を形成していきます。

○対象となる行為及び規模

建築物、工作物、開発行為について対象となる行為は、一般基準と同じものとします。

規模については、以下のとおり定めます。

- 建築物 : 高さ $\geq 15\text{m}$ 又は敷地面積 $\geq 400\text{ m}^2$ 以上又は延べ面積 $\geq 1,000\text{ m}^2$ のもの。ただし第1種低層住居専用地域においては、高さ $\geq 15\text{m}$ 又は敷地面積 $\geq 200\text{ m}^2$ のもの。
- 工作物 : 次表のとおり

表3-15 対象となる工作物の種類と規模

工作物の種類	規模
煙突、鉄柱、装飾塔、記念塔、物見塔その他これらに類するもの	高さ $\geq 15\text{m}$
昇降機、ウォーターシュート、コースターその他これらに類するもの（回転運動をする遊戯施設を含む）	高さ $\geq 15\text{m}$ 又は築造面積 $\geq 1,000\text{ m}^2$
製造施設、貯蔵施設、遊戯施設、自動車車庫（建築物であるものを除く）その他これらに類するもの	高さ $\geq 15\text{m}$ 又は築造面積 $\geq 1,000\text{ m}^2$
橋梁その他これに類する工作物で河川を横断するもの	すべて

- 開発行為：開発区域の面積 $\geq 3,000\text{ m}^2$

○景観形成基準（神田川景観基本軸基準）

表 3-16 建築物に対する景観形成基準（神田川景観基本軸基準）（法第 8 条第 3 項第 2 号）

景観形成基準（神田川景観基本軸基準 建築物）	
配置	<ol style="list-style-type: none"> ①敷地が水域に接する場合は、水域側にオープンスペースを設けるなど、圧迫感を軽減するような配置とする。 ②神田川にも建築物の顔を向けた配置とする。
高さ・規模	<ol style="list-style-type: none"> ①高さは、周辺建築物群のスカイラインとの調和を図り、著しく突出した高さの建築物は避ける。 ②神田川沿いの遊歩道や橋梁などの周辺の主要な眺望点（道路・河川・公園など）からの見え方に配慮する。
形態・意匠・色彩	<ol style="list-style-type: none"> ①形態・意匠は、建築物自体のバランスだけでなく、神田川沿いの歩道や橋梁などからの見え方に配慮し、水辺の自然環境や周辺建築物と調和を図る。 ②外壁は、神田川に面して長大で平滑な壁面を避け、圧迫感の軽減を図るとともに、できる限り開口部を多くするなど、神田川に対して正面性をもたせ、河川景観に配慮した形態・意匠とするよう工夫する。 ③色彩は、別表 1 の色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。 ④建築物に附帯する室外機・配管設備・ダクト類や屋外階段などは、建築物と一体的に計画するなど、神田川に面して露出しないよう工夫する。 ⑤屋根・屋上に室外機や配管設備、ダクト類、排気塔、給水塔などがある場合は、建築物と一体的に計画するなど、神田川に面して露出しないよう工夫する。
公開空地・外構等	<ol style="list-style-type: none"> ①オープンスペースを設ける場合は、隣接するオープンスペースと連続性を持たせる。 ②神田川に面して緑を設けるなど、潤いのある河川景観に配慮する。また、屋上や壁面の緑化を積極的に検討する。 ③緑化に当たっては、川辺の環境に適した樹種を選定し、周辺の景観との調和を図るとともに、植物の良好な生育が可能となるよう、植栽地盤を工夫する。 ④塀や柵は、できる限り生け垣とする。 ⑤夜間の景観を落ち着きあるものにするため、過度な照明を神田川に向けないようにする。

表 3-17 工作物に対する景観形成基準（坂道基準）（法第 8 条第 3 項第 2 号）

景観形成基準（神田川景観基本軸基準 工作物）	
規模	① 神田川の水上や遊歩道から見たときに、圧迫感を感じさせないように、長大な壁面の工作物は避ける。
形態・意匠・色彩	① 色彩は、別表 1 の色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。（ただし、コースターなどの遊戯施設で、壁面と認識できる部分を持たない工作物を除く。） ② 神田川の水上、対岸、橋梁などの主要な眺望点から見たときに、水辺の自然環境や周辺建築物と調和する形態・意匠とする。

表 3-18 開発行為に対する景観形成基準（坂道基準）（法第 8 条第 3 項第 2 号）

景観形成基準（神田川景観基本軸基準 開発行為）	
土地利用	① 区画は、オープンスペースや緑地が神田川沿いのオープンスペースと連続的なものとなるようにする。 ② 神田川への歩行者の動線を確保する。 ③ 区画は、建築物等の配置が神田川へ顔を向けやすいものとする。

2) 文化財庭園等景観形成特別地区基準

○対象区域

小石川後楽園、六義園、旧岩崎邸庭園の外周線から概ね 100m から 300m までの範囲とします。これは、建築物等のスカイラインや色彩、屋上広告物等が、庭園からの眺望の一部として認識され得る範囲です。

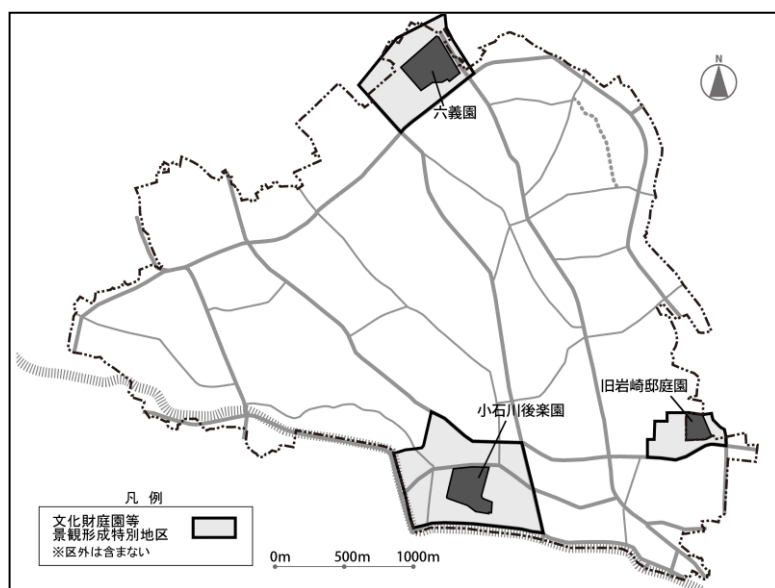


図 3-12 文化財庭園等景観形成特別地区基準の対象範囲

○地区の景観特性

・小石川後楽園

国の特別名勝及び特別史跡。江戸初期に、水戸徳川家の中屋敷として造られ、二代藩主の光圀の代に完成した。光圀の儒学思想の下に、円月橋、西湖堤など中国の風物が取り入れられた回遊式泉水の大名庭園です。

・六義園

国の特別名勝。川越藩主柳沢吉保が元禄 15 年に築庭し、明治時代に岩崎彌太郎の別邸となった。和歌の趣味を基調に作庭された、繊細で温和な風情のある回遊式泉水の大名庭園です。

・旧岩崎邸庭園

英国人ジョサイア・コンドル設計の洋館及び撞球室などが国の重要文化財。明治 29 年に三菱創設者・岩崎家の本邸として建てられました。

明るい芝庭を中心に、壮麗な洋館、書院造の和館が巧みなバランスで併置され、特徴ある景観を形成しています。

○景観形成の方向性

・庭園内からの眺望を阻害しない周辺景観の誘導

庭園周辺に立地し、庭園の内部から見える建築物等を対象として、その配置や色彩などを適切に誘導することで、国際的な観光資源としてふさわしい庭園からの眺望景観を保全し、庭園の持つ歴史的・文化的景観を保全・継承します。

・屋外広告物の規制による景観保全

庭園周辺において、庭園の内部から見える箇所に屋外広告物を表示することを規制し、庭園の持つ歴史的・文化的景観を保全・継承する。

○対象となる行為及び規模

建築物、工作物について対象となる行為は、一般基準と同じものとします。

規模については、以下のとおり定めます。

- ・建築物　：高さ $\geq 20\text{m}$ のもの。
- ・工作物　：次表のとおり

表 3-19 対象となる工作物の種類と規模

工作物の種類	規模
煙突、鉄柱、装飾塔、記念塔、物見塔その他これらに類するもの	高さ $\geq 20\text{m}$
昇降機、ウォーターシュート、コースターその他これらに類するもの (回転運動をする遊戯施設を含む)	高さ $\geq 20\text{m}$
製造施設、貯蔵施設、遊戯施設、自動車車庫(建築物であるものを除く)その他これらに類するもの	高さ $\geq 20\text{m}$

○景観形成基準（文化財庭園等景観形成特別地区基準）

表 3-20 建築物に対する景観形成基準（文化財庭園等景観形成特別地区基準）（法第 8 条第 3 項第 2 号）

景観形成基準（文化財庭園等景観形成特別地区基準 建築物）	
配置	<ol style="list-style-type: none"> ①隣棟間隔を十分確保し、庭園からの眺望の開放感を阻害しないようにする。また、周辺のまち並みに配慮した配置とする。 ②敷地内に庭園の築造と関係のある歴史的に重要な遺構や残すべき自然などがある場合は、これらを生かした建築物の配置とする。
高さ・規模	<ol style="list-style-type: none"> ①庭園内部の主要な眺望点からの見え方をシミュレーションし、庭園からの眺望を阻害する高さや規模とならないように配慮する。 ②庭園外周部と隣接している敷地においては、庭園外周部の樹木の高さを著しく超えることのないよう計画する。
形態・意匠・ 色彩	<ol style="list-style-type: none"> ①色彩は、別表 1 の色彩基準に適合するとともに、周辺景観と調和を図る。 ②建築物全体及び隣接する建築物等との形態のバランスを検討し、特に庭園景観の背景としてふさわしい落ち着いた意匠とする。 ③長大な壁面を生じさせないようにし、壁面を分割するなど、庭園からの眺望に対して、圧迫感を感じさせないようにする。 ④建築物に附帯する構造物や設備などは、建築物本体と調和を図り、庭園からの眺望を阻害しないものとする。 ⑤建築物の外装材は、反射素材などの庭園からの眺望を阻害する素材の使用は避ける。 ⑥屋根、屋上に設備がある場合、庭園側に露出させないようにする。 ⑦バルコニーや設備などは、建築物本体との調和を図る。 ⑧窓面の内側から広告物等を庭園に向けて表示しない。 ⑨屋根・屋上は、突出した形状を避け、庭園外周部の樹木のスカイラインと調和したものとする。
公開空地・外構 等	<ol style="list-style-type: none"> ①夜間の景観を検討し、過度な照明を庭園側に向けない。 ②敷地外周部は緑化を図り、庭園の緑との連続性を確保し、潤いのある空間を創出する。 ③緑化に当たっては、庭園樹種と同一性のある樹種を選定する。 ④対象行為により、庭園内の重要な樹木及び湧水等に悪影響を及ぼさないようにする。 ⑤屋上緑化や壁面緑化を行い、都市における緑の創出に積極的に寄与する

表 3-21 工作物に対する景観形成基準（文化財庭園等景観形成特別地区基準）（法第 8 条第 3 項第 2 号）

景観形成基準（文化財庭園等景観形成特別地区基準 工作物）	
高さ・規模	<ol style="list-style-type: none"> 1 庭園内部の主要な眺望点からの見え方をシミュレーションし、庭園からの眺望を阻害する高さや規模とならないよう検討する。
形態・意匠・色彩	<ol style="list-style-type: none"> 1 色彩は別表 1 の色彩基準に適合するとともに、周辺景観と調和を図る（ただし、コースターなどの遊戯施設で、壁面と認識できる部分を持たない工作物を除く。）。 2 庭園景観に調和した落ち着いたものとし、突出した形態・意匠を避ける。 3 壁面を分節化するなどの工夫をし、庭園から眺望できる部分が長大な面積とならないようにする。

3) 景観形成重点地区基準

地区固有の資源や特性を生かし、特に良好な景観形成を重点的に推進する地区として、区が新たに景観形成重点地区に指定し、きめ細かな誘導を図ります。

景観形成基準等については、地区住民との協働（ワークショップや説明会）によって検討していきます。

別表1 色彩基準

一般的に色彩は、赤や青、黄などの色名で表現することが一般的です。しかし、色名による表記は捉え方に個人差が生じ、ひとつの色を正確かつ客観的に表現することができません。そのため、本計画では、JIS（日本工業規格）にも採用されている国際的な尺度である「マンセル表色系」を採用します。

「マンセル表色系」は、ひとつの色彩を「色相」「明度」「彩度」という3つの尺度の組み合わせによって表現します。

①一般基準

色彩基準（一般基準）

外壁の基調色	色相	明度	彩度
	0.00R~1.24R		5.0 未満の場合
		5.0 以上 8.0 未満の場合	2.25 未満
		8.0 以上の場合	1.25 未満
1.25R~6.24R		5.0 未満の場合	3.5 未満
		5.0 以上 8.0 未満の場合	2.25 未満
		8.0 以上の場合	1.25 未満
6.25R~8.74R		5.0 未満の場合	6.5 未満
		5.0 以上 8.0 未満の場合	4.5 未満
		8.0 以上の場合	1.25 未満
8.75R~1.24YR		5.0 未満の場合	7.5 未満
		5.0 以上 8.0 未満の場合	4.5 未満
		8.0 以上の場合	1.75 未満
1.25YR~3.74YR		5.0 未満の場合	7.5 未満
		5.0 以上 8.0 未満の場合	4.5 未満
		8.0 以上の場合	2.25 未満
3.75YR~6.24YR		5.0 未満の場合	8.5 未満
		5.0 以上 8.0 未満の場合	5.5 未満
		8.0 以上の場合	3.5 未満
6.25YR~8.74YR		5.0 未満の場合	8.5 未満
		5.0 以上 8.0 未満の場合	5.5 未満
		8.0 以上の場合	3.5 未満
8.75YR~1.24Y		5.0 未満の場合	8.5 未満
		5.0 以上 8.0 未満の場合	5.5 未満
		8.0 以上の場合	3.5 未満
1.25Y~3.74Y		5.0 未満の場合	6.5 未満
		5.0 以上 8.0 未満の場合	4.5 未満
		8.0 以上の場合	2.75 未満
3.75Y~8.74Y		5.0 未満の場合	3.5 未満
		5.0 以上 8.0 未満の場合	2.75 未満
		8.0 以上の場合	1.75 未満
8.75Y~1.24GY		5.0 未満の場合	2.75 未満
		5.0 以上 8.0 未満の場合	2.25 未満
		8.0 以上の場合	1.75 未満
1.25GY~3.74GY		5.0 未満の場合	2.75 未満
		5.0 以上 8.0 未満の場合	1.75 未満
		8.0 以上の場合	1.25 未満
3.75GY~6.24GY		5.0 未満の場合	2.25 未満
		5.0 以上 8.0 未満の場合	1.75 未満
		8.0 以上の場合	1.25 未満

色彩基準（一般基準）（つづき）

外壁の基調色	6.25GY~1.24B	5.0 未満の場合	2.25 未満
		5.0 以上 8.0 未満の場合	1.25 未満
		8.0 以上の場合	1.25 未満
	1.25B~6.24B	5.0 未満の場合	2.25 未満
		5.0 以上 8.0 未満の場合	1.75 未満
		8.0 以上の場合	1.25 未満
	6.25B~8.74B	5.0 未満の場合	2.75 未満
		5.0 以上 8.0 未満の場合	2.25 未満
		8.0 以上の場合	1.25 未満
	8.75B~1.24PB	5.0 未満の場合	3.5 未満
		5.0 以上 8.0 未満の場合	2.25 未満
		8.0 以上の場合	1.25 未満
	1.25PB~3.74PB	5.0 未満の場合	4.5 未満
		5.0 以上 8.0 未満の場合	3.5 未満
		8.0 以上の場合	2.25 未満
	3.75PB~6.24PB	5.0 未満の場合	3.5 未満
		5.0 以上 8.0 未満の場合	2.25 未満
		8.0 以上の場合	1.75 未満
	6.25PB~1.24P	5.0 未満の場合	2.25 未満
		5.0 以上 8.0 未満の場合	1.75 未満
		8.0 以上の場合	1.25 未満
1.25P~6.74P	5.0 未満の場合	1.75 未満	
	5.0 以上 8.0 未満の場合	1.75 未満	
	8.0 以上の場合	1.25 未満	
6.75P~3.74RP	5.0 未満の場合	1.75 未満	
	5.0 以上 8.0 未満の場合	1.25 未満	
	8.0 以上の場合	1.25 未満	
3.75RP~10.00 RP	5.0 未満の場合	2.75 未満	
	5.0 以上 8.0 未満の場合	2.25 未満	
	8.0 以上の場合	1.25 未満	

○ただし、次の規模に該当する場合は以下の色彩基準を適用する。

対象となる行為	対象となる規模
建築物の建築等	高さが 60m以上又は延べ面積が 30,000 m ² 以上
工作物の建設等	高さが 60m以上又は築造面積が 30,000 m ² 以上

色彩基準（一般基準）

基準の適用部位	色相	明度	彩度
外壁基本色	0.00R~1.24R	4 以上 5 未満の場合	2.75 未満
		5 以上 8 未満の場合	2.25 未満
		8 以上の場合	1.25 未満
	1.25R~6.24R	4 以上 5 未満の場合	3.5 未満
		5 以上 8 未満の場合	2.25 未満
		8 以上の場合	1.25 未満
	6.25R~8.74R	4 以上 8 未満の場合	4 以下
		8 以上の場合	1.25 未満
	8.75R~1.24YR	4 以上 8 未満の場合	4 以下
		8 以上 8.5 未満の場合	1.75 未満
		8.5 以上の場合	1.5 以下
	1.25YR~3.74YR	4 以上 8 未満の場合	4 以下
		8 以上 8.5 未満の場合	2.25 未満
		8.5 以上の場合	1.5 以下
	3.75YR~4.99YR	4 以上 8 未満の場合	4 以下
		8 以上 8.5 未満の場合	3.5 未満
		8.5 以上の場合	1.5 以下
	5.0YR~6.24YR	4 以上 5 未満の場合	6 以下
		5 以上 8 未満の場合	5.5 未満
		8 以上 8.5 未満の場合	3.5 未満
		8.5 以上の場合	2 以下
	6.25YR~1.24Y	4 以上 5 未満の場合	6 以下
		5 以上 8 未満の場合	5.5 未満
		8 以上 8.5 未満の場合	3.5 未満
		8.5 以上の場合	2 以下
	1.25Y~3.74Y	4 以上 5 未満の場合	6.5 以下
		5 以上 8 未満の場合	4.5 未満
		8 以上 8.5 未満の場合	2.75 未満
		8.5 以上の場合	2 以下
	3.75Y~5.00Y	4 以上 5 未満の場合	3.5 未満
5 以上 8 未満の場合		2.75 未満	
8 以上の場合		1.75 未満	
5.01Y~1.24GY	4 以上 8 未満の場合	2 以下	
	8 以上 8.5 未満の場合	1.75 未満	
	8.5 以上の場合	1 以下	
1.25GY~6.24GY	4 以上 5 未満の場合	2 以下	
	5 以上 8 未満の場合	1.75 未満	
	8 以上 8.5 未満の場合	1.25 未満	
	8.5 以上の場合	1 以下	

色彩基準（一般基準）（つづき）

基準の適用部位	色相	明度	彩度
外壁基本色	6.25GY~1.24B	4 以上 5 未満の場合	2 以下
		5 以上 8.5 未満の場合	1.25 未満
		8.5 以上の場合	1 以下
	1.25B~6.24B	4 以上 5 未満の場合	2.25 未満
		5 以上 8 未満の場合	1.75 未満
		8 以上の場合	1.25 未満
	6.25B~1.24PB	4 以上 8 未満の場合	2 以下
		8 以上 8.5 未満の場合	1.25 未満
		8.5 以上の場合	1 以下
	1.25PB~3.74PB	4 以上 8.5 未満の場合	2 以下
		8.5 以上の場合	1 以下
	3.75PB~6.24PB	4 以上 8 未満の場合	2 以下
		8 以上 8.5 未満の場合	1.75 未満
		8.5 以上の場合	1 以下
	6.25PB~1.24P	4 以上 5 未満の場合	2 以下
		5 以上 8 未満の場合	1.75 未満
		8 以上 8.5 未満の場合	1.25 未満
		8.5 以上の場合	1 以下
	1.25P~6.74P	4 以上 8 未満の場合	1.75 未満
		8 以上 8.5 未満の場合	1.25 未満
		8.5 以上の場合	1 以下
6.75P~3.74RP	4 以上 5 未満の場合	1.75 未満	
	5 以上 8.5 未満の場合	1.25 未満	
	8.5 以上の場合	1 以下	
3.75RP~9.99RP	4 以上 8 未満の場合	2 以下	
	8 以上 8.5 未満の場合	1.25 未満	
	8.5 以上の場合	1 以下	
強調色	0.00R~4.99YR	—	4 以下
	5.00YR~5.00Y	—	6 以下
	その他	—	2 以下

○神田川景観基本軸基準

色彩基準（神田川景観基本軸基準）

基準の適用部位	色相	明度	彩度
外壁基本色	0.00R~1.24R	4 以上 5 未満の場合	2.75 未満
		5 以上 8 未満の場合	2.25 未満
		8 以上の場合	1.25 未満
	1.25R~6.24R	4 以上 5 未満の場合	3.5 未満
		5 以上 8 未満の場合	2.25 未満
		8 以上の場合	1.25 未満
	6.25R~8.74R	4 以上 8 未満の場合	4 以下
		8 以上の場合	1.25 未満
	8.75R~1.24YR	4 以上 8 未満の場合	4 以下
		8 以上 8.5 未満の場合	1.75 未満
		8.5 以上の場合	1.5 以下
	1.25YR~3.74YR	4 以上 8 未満の場合	4 以下
		8 以上 8.5 未満の場合	2.25 未満
		8.5 以上の場合	1.5 以下
	3.75YR~4.99YR	4 以上 8 未満の場合	4 以下
		8 以上 8.5 未満の場合	3.5 未満
		8.5 以上の場合	1.5 以下
	5.00YR~1.24Y	4 以上 8 未満の場合	4 以下
		8 以上 8.5 未満の場合	3.5 未満
		8.5 以上の場合	2 以下
1.25Y~3.74Y	4 以上 8 未満の場合	4 以下	
	8 以上 8.5 未満の場合	2.75 未満	
	8.5 以上の場合	2 以下	
3.75Y~5.00Y	4 以上 5 未満の場合	3.5 未満	
	5 以上 8 未満の場合	2.75 未満	
	8 以上の場合	1.75 未満	
その他	4 以上の場合	1 以下	
	5.00YR~5.00Y	4 以下	
屋根色	その他	6 以下	
	その他	2 以下	

○文化財庭園等景観形成特別地区基準

色彩基準（文化財庭園等景観形成特別地区基準）

基準の適用部位	色相	明度	彩度
外壁基本色	0.00R~1.24R	4以上5未満の場合	2.75未満
		5以上8未満の場合	2.25未満
		8以上の場合	1.25未満
	1.25R~6.24R	4以上5未満の場合	3.5未満
		5以上8未満の場合	2.25未満
		8以上の場合	1.25未満
	6.25R~8.74R	4以上8未満の場合	4以下
		8以上の場合	1.25未満
	8.75R~1.24YR	4以上8未満の場合	4以下
		8以上8.5未満の場合	1.75未満
		8.5以上の場合	1.5以下
	1.25YR~3.74YR	4以上8未満の場合	4以下
		8以上8.5未満の場合	2.25未満
		8.5以上の場合	1.5以下
	3.75YR~4.99YR	4以上8未満の場合	4以下
		8以上8.5未満の場合	3.5未満
		8.5以上の場合	1.5以下
	5.00YR~1.24Y	4以上5未満の場合	6以下
		5以上8未満の場合	5.5未満
		8以上8.5未満の場合	3.5未満
		8.5以上の場合	2以下
	1.25Y~3.74Y	4以上5未満の場合	6以下
		5以上8未満の場合	4.5未満
		8以上8.5未満の場合	2.75未満
		8.5以上の場合	2以下
	3.75Y~5.00Y	4以上5未満の場合	3.5未満
		5以上8未満の場合	2.75未満
		8以上の場合	1.75未満
	5.01Y~1.24GY	4以上8未満の場合	2以下
		8以上8.5未満の場合	1.75未満
8.5以上の場合		1以下	
1.25GY~6.24GY	4以上5未満の場合	2以下	
	5以上8未満の場合	1.75未満	
	8以上8.5未満の場合	1.25未満	
	8.5以上の場合	1以下	
6.25GY~1.24B	4以上5未満の場合	2以下	
	5以上8.5未満の場合	1.25未満	
	8.5以上の場合	1以下	
1.25B~6.24B	4以上5未満の場合	2以下	
	5以上8未満の場合	1.75未満	
	8以上8.5未満の場合	1.25未満	
	8.5以上の場合	1以下	
6.25B~1.24PB	4以上8未満の場合	2以下	
	8以上8.5未満の場合	1.25未満	
	8.5以上の場合	1以下	
1.25PB~3.74PB	4以上8.5未満の場合	2以下	
	8.5以上の場合	1以下	

色彩基準（文化財庭園等景観形成特別地区基準）（つづき）

基準の適用部位	色相	明度	彩度
外壁基本色	3.75PB～6.24PB	4 以上 8 未満の場合	2 以下
		8 以上 8.5 未満の場合	1.75 未満
		8.5 以上の場合	1 以下
	6.25PB～1.24P	4 以上 5 未満の場合	2 以下
		5 以上 8 未満の場合	1.75 未満
		8 以上 8.5 未満の場合	1.25 未満
		8.5 以上の場合	1 以下
	1.25P～6.74P	4 以上 8 未満の場合	1.75 未満
		8 以上 8.5 未満の場合	1.25 未満
		8.5 以上の場合	1 以下
	6.75P～3.74RP	4 以上 5 未満の場合	1.75 未満
		5 以上 8.5 未満の場合	1.25 未満
8.5 以上の場合		1 以下	
3.75RP～9.99RP	4 以上 8 未満の場合	2 以下	
	8 以上 8.5 未満の場合	1.25 未満	
	8.5 以上の場合	1 以下	
強調色	0.00R～4.99YR	—	4 以下
	5.00YR～5.00Y	—	6 以下
	その他	—	2 以下
屋根色（勾配屋根）	5.00YR～5.00Y	6 以下	4 以下
	その他		2 以下

○色彩基準の例外

- 地区計画や景観地区など、地域特性を踏まえた色彩基準が別に定められている場合や、他の法令等で使用する色が決められているものは、この色彩基準によらないことができます。
- 木材や石材、土壁などの自然素材については、別途協議を行うものとします。
- ガラスについては、周辺の景観や空の色彩などを反映し、その色彩は一定でないことから、この色彩基準によらないことができます。ただし、高彩度色と認識されるような着色をしているガラスについては、この色彩基準を踏まえるものとします。
- その他、良好な景観づくりに貢献するなど、本計画の実現に資する色彩計画については、景観審議会の意見を聴取した上で、この色彩基準によらないことができます。

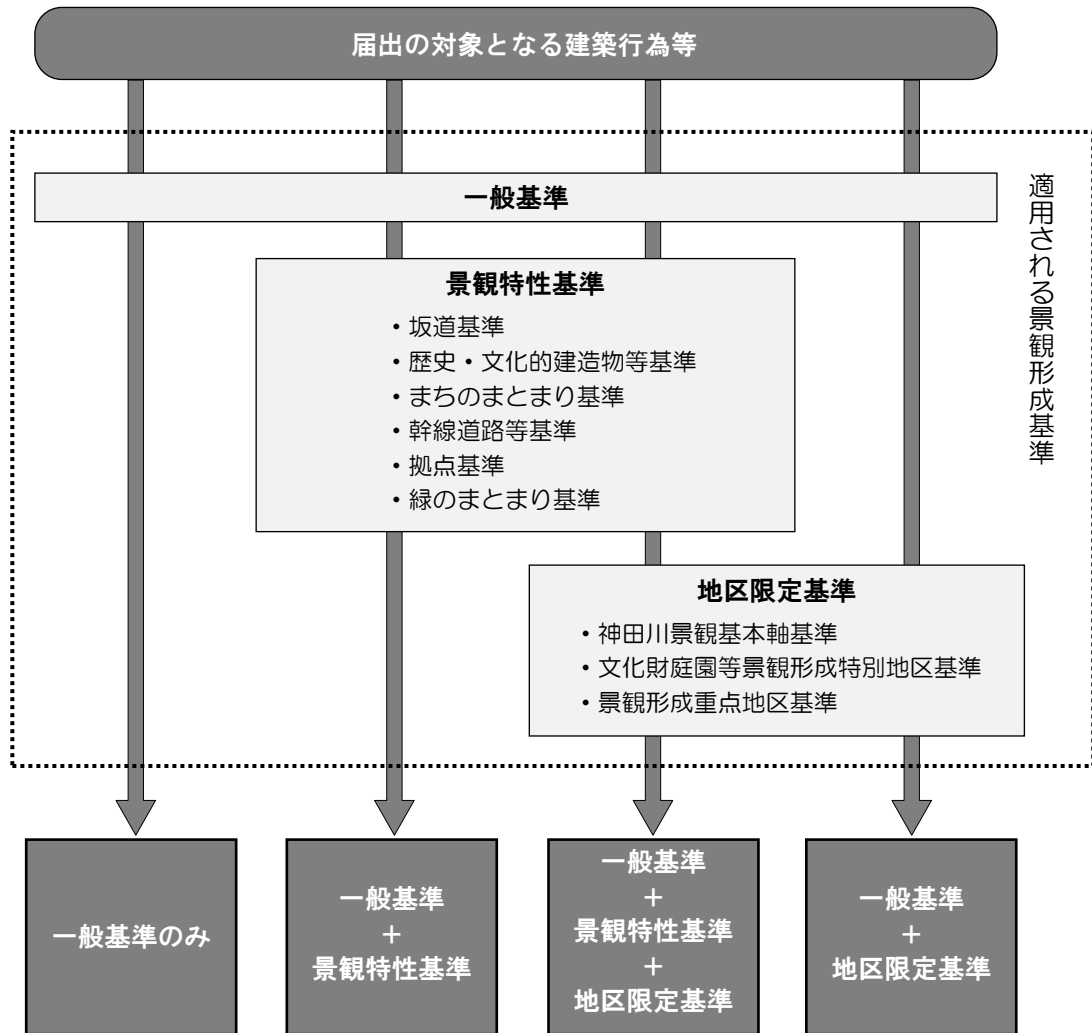


図 3-13 景観形成基準の適用のイメージ図

3-3 届出制度による規制・誘導

一定規模以上の建築物の建築等に対し、建築確認等の事前に届出を義務付け、それぞれの景観形成基準で定める対象範囲及び規模に応じて、景観形成基準への適合を求める協議を行う制度を運用し、規制・誘導を図ります。

協議に際しては、景観に関する見識・経験を持つ専門家（景観アドバイザー）を活用し、助言・指導を得ながら質の高い景観形成を図ります。

表 3-22 届出対象となる行為・規模

対象となる行為	地域	規模
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	第一種低層住居専用地域	敷地面積 200 m ² 以上
	神田川景観基本軸	高さ 15m以上又は敷地面積 200 m ² 以上
	文化財庭園等景観形成特別地区	高さ 20m以上又は敷地面積 200 m ² 以上
	その他の地域	敷地面積 400 m ² 以上又は延床面積 1,000 m ² 以上
	神田川景観基本軸	高さ 15m以上又は敷地面積 400 m ² 以上又は延床面積 1,000 m ² 以上
	文化財庭園等景観形成特別地区	高さ 20m以上又は敷地面積 400 m ² 以上又は延床面積 1,000 m ² 以上
長期優良住宅の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	区内全域	すべて
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	区内全域	建築基準法第 88 条に規定する工作物で建築基準法施行令に定めるもの
都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為	区内全域	開発区域の面積 ≥ 500 m ²

※当該敷地が複数の用途地域又は地区にまたがる場合は、過半を占める用途地域又は地区の基準を適用する。

第4章 公共施設における先導的な景観づくり

4-1 公共施設における先導的な景観づくり

国・都・区が住民の協力を得ながら整備する道路や公園などの公共施設は、まちの基盤を整備するものであり、景観上も重要な要素となっています。また、都市の基盤となる施設だけでなく、建物等すべての公共施設は、多くの人々が利用するものであり、区の景観を印象付ける重要な要素となっています。そのため、公共施設の整備においては、国・都・区が景観整備を積極的に推進し、区全体の景観形成の先導的役割を果たしていきます。

4-2 公共施設の整備に関する景観づくりの方針

区役所や学校、図書館などの公共建築物や公園、道路などの、国・都・区が維持・管理する公共施設の整備に関し、周辺の景観特性に配慮するとともに、都市計画道路拡幅に合わせた電線類の地中化など、国・都・区が先導的に景観形成を推進するための景観づくりの方針を定めます。

公共施設の整備や改修などの際には、公共施設の管理者に対し、以下に定める「公共施設の整備に関する景観づくりの方針」に基づき、景観への配慮がなされるよう調整を行います。

表 4-1 公共施設の整備に関する景観づくりの方針

公共建築物等（区役所、学校、図書館など）
<ul style="list-style-type: none">・「第3章 良好な景観づくりのための景観形成基準」に定める景観形成基準に沿ったものとして。・接道部への緑化や高木による緑化、壁面の緑化など、敷地内の緑が敷地外からも見えるよう工夫を図ります。・通りに面する外壁のデザインや門、フェンスなどは、通りに対してできる限り閉鎖的な印象とならないよう配慮します。・周辺の環境や施設の目的に応じて、オープンスペースなど人々が交流できる空間の創出に努めます。・周辺に歴史の趣が感じられる建物や緑などの景観資源がある場合は、形態・意匠、色彩・素材などの工夫により、これらとの調和に配慮します。

公園

- 緑を保全するとともに、四季の移り変わりが感じられる緑を育むなど、緑を継承していきます。
- 接道部への緑化や高木による緑化など、公園内の緑が外からも見えるよう工夫を図ります。
- トイレやベンチ、照明、柵やフェンスなどは、公園の緑を意識した色彩や素材を使用するなど、緑や周辺のまち並みとの調和を図ります。
- 公園内に塀を設ける場合は、形態・意匠を工夫するなど、平滑で単調にならないように配慮します。
- 地形の魅力を生かした整備を進めます。
- 接道部は見通しのよい植栽としたり、透過性のある柵やフェンスを使用したりするなど、公園で憩い遊ぶ人々の姿が公園の外からも感じられる工夫をします。

道路

- 街路樹や植樹帯の設置・維持管理等により、潤いのある景観形成に配慮します。
- カーブミラーやガードレール、道路照明、歩道橋、道路標識などの道路付属物や舗装は、配置、色彩・素材を工夫するなど、周辺のまち並みとの調和に配慮します。
- 電線類の地中化に努めます。

河川

- 河川沿いの歩道や護岸では、緑の保全・創出により、水と緑が一体となった潤いある景観形成を進めます。

橋梁

- 橋梁は、周辺のまち並みとの調和に配慮した形態・意匠・色彩・素材とします。

その他

- 案内看板や誘導サインなどは、歩行者や車両から見えやすい位置への設置に配慮しながら、周辺のまち並みとの調和に配慮した規模、形態・意匠、色彩とします。
- 地域のシンボルとなっている樹木はできるだけ残し、生かす工夫をします。

4-3 景観重要公共施設の整備に関する事項

景観法では、道路法による道路、河川法による河川、都市公園法による都市公園などの公共施設については、景観形成上重要な要素であることから、公共施設の管理者との協議・同意のもとに、景観計画に「景観重要公共施設」を位置付け、整備に関する事項や占用等の許可の基準を定めることが可能です。また、景観計画に位置付けられることにより、各施設の管理者は、景観計画に基づいて、公共施設の整備を行うこととなります。

このため、特に良好な景観を形成している公共施設について、景観法に基づく「景観重要公共施設」の制度を積極的に活用し、文京区の魅力溢れる景観づくりを進めていきます。

○景観重要公共施設の指定方針

景観重要公共施設の指定に当たっては、次に示す考え方に基づき指定します。

- ①景観特性が顕著に見られ、文京区らしい魅力溢れる景観形成を進める上で重要な公共施設。
- ②区や地域のランドマークやシンボルとなっており、良好な景観形成を進める上で重要な公共施設。
- ③景観形成重点地区内において、景観形成上特に重要な公共施設。

○指定に当たっての考え方

景観重要公共施設は、今後の公共施設整備や都市開発等の状況を踏まえつつ、当該公共施設の管理者と協議し、同意を得た上で順次指定していきます。

○景観重要公共施設の整備に関する事項

※以下に掲げるものは、現段階では指定の候補箇所です。順次、管理者と協議し、同意を得た上で指定していきます。

(1) 景観重要道路

1) 播磨坂通り（環状3号線）

播磨坂通りは、第二次大戦後の土地区画整理により、都市計画道路環状三号線の一部として造られたものであり、戦災復興計画の当初の構想が実現した数少ない通りです。道路の中央には緑道が整備されるなど特徴的な道路構成を有するとともに、ソメイヨシノを中心に植えられた桜並木は、ゆと



りと潤いを感じさせる区を代表する景観のひとつです。

「文京花の5大まつり」のひとつである「文京さくらまつり」の会場にもなっており、春には桜並木の景観を見に訪れる多くの人によって賑わいます。また、播磨坂のさくら並木は、「文の京都市景観賞 ふるさと景観賞（第3回）」を受賞するとともに、地域の方々の清掃活動が、「文の京都市景観賞 景観づくり活動賞（第6回）」を受賞しています。

播磨坂通りの整備に当たっては、ゆとりと潤いのある桜並木の景観を維持するとともに、地域の人々によって生まれ、歴史ある緑豊かな憩いの空間として、質の高い坂道景観の維持・創出を図ります。

2) 国道17号線（本郷三丁目交差点～追分交差点）（本郷通り）

国道17号線（本郷三丁目交差点～追分交差点）は、本郷通りの一部です。江戸時代、将軍の日光東照宮への社参の道であり、現在は幹線道路として広域的な交通を担うとともに、東京大学の赤門をはじめ、通り沿いには歴史の趣を感じさせる建築物等が建ち並ぶ、文京区の代表的な通りです。明治時代に築造された東京大学の煉瓦塀は、歩道の街路樹と融け合い、古くから地域に親しまれている景観として「文の京都市景観賞 ふるさと景観賞（第5回）」を受賞しています。



国道17号線（本郷三丁目交差点～追分交差点）の整備に当たっては、通りの歴史や沿道に建つ歴史の趣を感じさせる建築物等が醸し出す雰囲気大切にしながら、落ち着いた歩行空間の整備を図り、区の代表的な幹線道路として、魅力的な景観形成を図ります。

(2) 景観重要河川

3) 神田川

神田川は、区内で唯一水面を見ることが出来る河川であり、高密度に市街化が進んだ東京を東西に横断する貴重なオープンスペースです。神田川と河川沿いの緑が織りなす景観は、区民に親しまれており、「文の京都市景観賞 ふるさと景観賞（第4回、第6回、第8回）」を受賞しています。



神田川の整備に当たっては、平成22年11月に策定された「神田川流域河川整備計画」に基づき、親水拠点や沿川緑化などの整備を進め、骨格的な水と緑による景観のネットワークを形成します。

(3) 景観重要都市公園

4) 小石川後樂園

小石川後樂園は、江戸時代初期、水戸徳川家の江戸上屋敷内に造られた「回遊式築山泉水庭園」であり、国の特別史跡及び特別名勝に指定されている庭園です。

小石川後樂園の整備に当たっては、「東京都における文化財庭園等の保存管理計画書」に基づき、「大泉水」の池の護岸改修等を実施するとともに、震災・戦災で失われた建造物の復元に取り組み、歴史的資源の保全を図ります。



5) 旧岩崎邸庭園

旧岩崎邸庭園は、1896年（明治29年）に三菱創設者・岩崎家本邸として建てられました。英国人ジョサイア・コンドルによって設計されたものです。大名庭園を一部踏襲する広大な庭は、建築様式と同時に和洋併置式とされ、「芝庭」をもつ近代庭園の初期の形を残しています。1961年に洋館と撞球室が重要文化財に指定。1969年に和館大広間は洋館東脇にある袖塀とともに、1999年に煉瓦塀を含めた屋敷全体と実測図がそれぞれ重要文化財に指定されました。



旧岩崎邸庭園の整備に当たっては、国指定の重要文化財である洋館及び撞球室等について、「旧岩崎庭園の保全活用計画書」及び「周期維持管理計画」に基づき、修復・修理等を実施します。また、和洋併置式の庭園部分を改修し、歴史的資源の保全を図ります。

6) 六義園

六義園は、元禄8年（1695年）、五代将軍・徳川綱吉から与えられたこの地に、柳沢吉保が築いた回遊式築山泉水庭園であり、国の特別名勝に指定されている代表的な大名庭園です。現在は、春の桜や秋の紅葉の名所として区民をはじめ、多くの観光客が訪れます。

六義園の整備に当たっては、「東京都における文化財庭園等の保存管理計画書」に基づき、歴史的資源の保全を図ります。



第5章 景観資源の保全

区内には、地域の歴史を物語る歴史的な建物やまち並みのシンボルとなっている樹木が数多くあり、文京区ならではの景観をつくる重要な景観資源となっています。それらを守り、引き継いでいくことは、文京区らしい魅力溢れる景観づくりを進めていく上で重要です。

景観法では、地域の景観を特徴付けている建造物や樹木を「景観重要建造物」あるいは「景観重要樹木」に指定し、保全を図る制度が定められました。そのため、この制度を活用し、景観資源の保全を図り、文京区らしい魅力溢れる景観づくりを進めていきます。

本章では、その指定方針を示し、指定に当たっては、所有者の意向を踏まえながら指定していくことを検討します。

5-1 景観重要建造物の指定方針

地域の住民に親しまれているとともに、地域の景観を特徴付けている建造物であり、道路やその他の公共の場所から容易に望むことが可能なもののうち、次のいずれかに該当する建造物。

- ①地域の歴史や文化と関連が深い建造物
- ②地域のランドマークやシンボルとなっている建造物
- ③地域の新たな景観づくりに資する建造物

5-2 景観重要樹木の指定方針

地域の住民に親しまれているとともに、地域の景観を特徴付けている樹木であり、道路やその他の公共の場所から容易に望むことが可能なもののうち、次のいずれかに該当する樹木。

- ①地域の歴史や文化と関連が深い樹木
- ②地域のランドマークやシンボルとなっている樹木

第6章 屋外広告物の表示等に関する方針

屋外広告物は、多くの人の目にとまり広告すべき情報を伝達する目的があります。そのため、まち並み景観に与える影響も大きいといえます。まちの中には、建築物の壁面や屋上に設置された数多くの屋外広告物が設置されており、時に無秩序に設置された屋外広告物が良好な景観を損ねる要因として扱われる例もあります。しかし、その一方で、近年は地域のまちづくりと連携し、建築物との調和やまち並みとしての統一感を意図した優れたデザインの屋外広告物も増えつつあります。

こうした取組を広げて良好な景観を形成していくため、屋外広告物の規制と建築物等についての景観誘導を一体的に行っていきます。

6-1 景観計画区域内における屋外広告物の表示に関する基本方針

- ①屋外広告物は、屋外広告物条例に基づく許可が必要なものはもとより、自家用及び公共広告物などを含め、規模、位置、色彩などのデザインなどが、地域特性を踏まえた良好な景観の形成に貢献するような表示・掲出とする。
- ②神田川景観基本軸や公園、緑地、大規模な緑のまとまりを有する敷地の周辺では、緑や地形などの地域の景観をつくる背景、建築物や並木など景観を構成する要素との調和に十分配慮し、屋外広告物を表示・掲出する。
- ③歴史的資産の周辺では、歴史的・文化的な面影や雰囲気を残すまち並みなどに配慮して、屋外広告物を表示・掲出する。
- ④大規模な建築物や高層の建築物における屋外広告物は、景観に対する影響が広範囲に及ぶ場合があることなどから、表示の位置や規模などについて十分配慮する。
- ⑤幹線道路等においては、道路修景や地域のまちづくりの機会などを捉えて、屋外広告物の表示に関するルールを定めるなど、風格のある沿道の景観形成を進めていく。
- ⑥地域の活性化は、大規模で過剰な広告物の掲出ではなく、美しく落ち着いた景観の形成をはじめとする地域の魅力向上が重要であるという視点に立って、地域振興やまちづくりを進めていく。
- ⑦地域特性を踏まえた統一感のある広告物は、まち並みの個性や魅力を高め、観光振興にも効果があることから、広告物の地域ルールを活用した景観形成を積極的に進めていく。

○文化財庭園等景観形成特別地区における基準

文化財庭園等景観形成特別地区における屋外広告物の表示については、東京都屋外広告物条例に定める一般的な基準に加えて、以下の基準を定めます。

- ・文化財庭園等、貴重な文化遺産を保存・継承するため、庭園等の周辺において良好な景観を形成し、庭園等の内部からの眺望を保全する。
- ・景観形成特別地区に指定した文化財庭園等の周辺では、屋外広告物の表示・掲出に関する基準は次の表に示すとおりとする。

■屋外広告物の表示等の制限

<表示等を制限する範囲（規制範囲）>

景観形成特別地区の区域内で、かつ、地盤面から20m以上の部分を規制範囲とします。

<規制範囲内で表示できる屋外広告物>

次の広告物に限り、表示することができます。ただし、表示等に当たっては、次の表に定める基準によります。

- ・自家用広告物（自社名、ビル名、店名、商標の表示など）
- ・公共公益目的の広告物
- ・非営利目的の広告物

表 6-1 文化財庭園等景観形成特別地区における基準

区分	表示等の制限に関する事項																								
屋上設置の広告物	□地盤面から20m以上の部分では、建物の屋上に広告物を表示し、又は設置しない。																								
建物壁面の広告物	□地盤面から20m以上の部分では、広告物に光源を使用しない。																								
広告物の色彩	<p>□建物の壁面のうち、高さ20m以上の部分を利用する自家用広告物の色彩は、庭園景観と調和した低彩度を基本とし、一つの広告物の中で、その表示面積の1/3を超えて使用できる色彩の彩度は次のとおり定める。</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">【色相】</th> <th>→</th> <th>【彩度】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1 R</td> <td>~ 1 O R</td> <td>→</td> <td>5以下</td> </tr> <tr> <td>0.1 Y R</td> <td>~ 5 Y</td> <td>→</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>5.1 Y</td> <td>~ 1 O G</td> <td>→</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>0.1 B G</td> <td>~ 1 O B</td> <td>→</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>0.1 P B</td> <td>~ 1 O R P</td> <td>→</td> <td>4以下</td> </tr> </tbody> </table>	【色相】		→	【彩度】	0.1 R	~ 1 O R	→	5以下	0.1 Y R	~ 5 Y	→	6以下	5.1 Y	~ 1 O G	→	4以下	0.1 B G	~ 1 O B	→	3以下	0.1 P B	~ 1 O R P	→	4以下
【色相】		→	【彩度】																						
0.1 R	~ 1 O R	→	5以下																						
0.1 Y R	~ 5 Y	→	6以下																						
5.1 Y	~ 1 O G	→	4以下																						
0.1 B G	~ 1 O B	→	3以下																						
0.1 P B	~ 1 O R P	→	4以下																						
表示等の制限の例外	□建物の背後にある広告物など、庭園内から見えない広告物は、本表に定める表示等の制限にかかわらず、表示できる。																								

6-2 ガイドラインに基づく屋外広告物の協議・誘導

文京区では、良好な景観の形成を図るため、「文京区屋外広告物景観ガイドライン」に基づき、区独自に屋外広告物に対して協議を行ってきました。今後もこの仕組みを活用しながら、屋外広告物の誘導を図ります。

<協議の対象となる行為>

次の広告物の新設や表示の変更など*1を行う場合、以下の表に該当するものはすべて協議の対象となります。

*1：新設、増設、改造、又は移設その他外観の過半にわたる表示の変更

表6-2 屋外広告物の協議の対象

屋外広告物	対象		
	東京都屋外広告物条例に基づく設置の許可を必要とするもの		
窓の内側に貼るもの等(特定屋内広告物*2)	広告の種類	地域・地区	規模
	自家用広告	第1種低層住居専用地域 第1種・第2種中高層住居専用地域 第1種文教地区 風致地区	5㎡を超えるもの
		その他の地域・地区	10㎡を超えるもの
	その他の広告	すべて (ただし適用除外要件に該当するものは除く)	
屋外広告物と窓の内側に貼るもの等が、同じ敷地にある場合	広告の種類	地域・地区	規模
	自家用広告	第1種低層住居専用地域 第1種・第2種中高層住居専用地域 第1種文教地区 風致地区	表示面積の合計が5㎡を超えるもの
		その他の地域・地区	表示面積の合計が10㎡を超えるもの

*2：建築物の窓、扉その他の内部を見通すことができる壁面の内側に直接又は間接に貼付等を行い、常時又は一定の期間継続して公衆に表示するもの。

第7章 景観形成の推進

景観は長い時間をかけて形成されるものであるため、できることから取組を進めることが大切です。また、景観づくりを担う区民・事業者・区がそれぞれの役割を果たし、ここでは、景観形成推進のために必要な事項を定めます。

7-1 区民・事業者・区の協働による景観づくり

文京区らしい魅力的な景観づくりを推進していくためには、表面的なデザインの積み重ねだけでなく、区民の地域への愛着や誇り、地域の個性が育まれていくことが重要です。そのため、区民・事業者・区のそれぞれが景観づくりの主体であることを認識し、役割を果たしながら、景観づくりに関わる様々な取組を協働で実践していくことが重要です。

○区民の役割

- ・区民は、景観に対して意識・関心を持ち、良好な景観形成に関する理解を深めるとともに、一人ひとりが日々の暮らしの中でできる景観づくりに関する活動や、地域の人々と協力しながら行う景観づくりに積極的に取り組みます。
- ・区民は、区が実施する景観形成に関する施策に協力するよう努めます。

○事業者の役割

- ・事業者は、事業活動を行う地域の歴史や景観の特徴を理解するとともに、建築物の建築や工作物の建設などの事業活動が周辺の景観に与える影響を認識し、地域の景観に配慮、貢献するよう取り組みます。
- ・事業者は、建築等に関する専門家として、本計画の主旨を十分に理解し、良好な景観形成のための具体的な手法等を建て主や区民に提供するなど、区が実施する景観形成に関する施策に協力します。
- ・事業者は、区民が取り組む景観づくりに協力します。

○区の役割

- ・区は、景観づくりの方向性を示すとともに、区民や事業者、国、東京都及び隣接区と連携し、区内の景観形成に積極的に取り組みます。
- ・区は、景観形成に関する情報提供を積極的に行いながら、区民や事業者が主体的に景観づくりに取り組める環境を整え、支援します。
- ・公共施設の整備等において積極的な景観整備を行うこと等により、文京区らしい魅力的な景観形成に先導的な役割を果たします。

7-2 景観づくりの推進体制

(1) 景観条例の制定

条例には、景観法に基づく本計画の策定や建築行為の規制に関すること、景観審議会の設置など、景観法に基づく景観施策を実施するために必要な事項や、景観形成の向上に貢献した事例等の表彰に関することなどを定め、景観づくりを推進していきます。

(2) 文京区景観審議会の設置

景観にかかわる重要事項を審議するための機関として、学識経験者や区民などで構成する景観審議会を設置します。

<文京区景観審議会の主な審議事項>

- ①景観計画の策定、見直し及び変更に関すること
- ②届出にかかわる勧告、変更命令に関すること
- ③景観重要建造物及び景観重要樹木の指定に関すること
- ④ガイドラインの策定に関すること
- ⑤表彰及び支援に関すること
- ⑤その他、文京区の良い景観形成に関して区長が必要と認める事項

(3) 建築行為等の協議体制

建築物の建築や工作物の建設、開発行為などに当たっては、条例及び景観法に基づく届出制度を活用し、良好な景観形成のための指導・誘導を行います。また、そのためには、専門的な知見を踏まえることが必要不可欠であることから、景観形成にかかわる専門的な助言を得るため、景観アドバイザーを活用していきます。

実施に当たっては、事業者等に対し、制度の内容やまち並み景観への配慮の仕方などについて、ガイドライン等を用いて分かりやすく説明するとともに、協議物件を定期的に見て回るなどチェック体制を強化し、変更届等のないものには注意を促していきます。建築等の完了時には現地を確認し、届出の内容と相違がある場合には改善してもらう等、良好なまち並み景観の形成を推進していきます。

(4) 東京都及び隣接区との連携

東京都景観計画に定められた「神田川景観基本軸」及び「文化財庭園等景観形成特別地区」を引き継ぐとともに適切な役割分担をしながら、東京都と連携して景観形成を推進していきます。

また、隣接区における景観施策との連続性なども考慮し、適宜情報交換を行うなど、隣接区と連携しながら景観形成を推進していきます。

【届出制度の流れ】

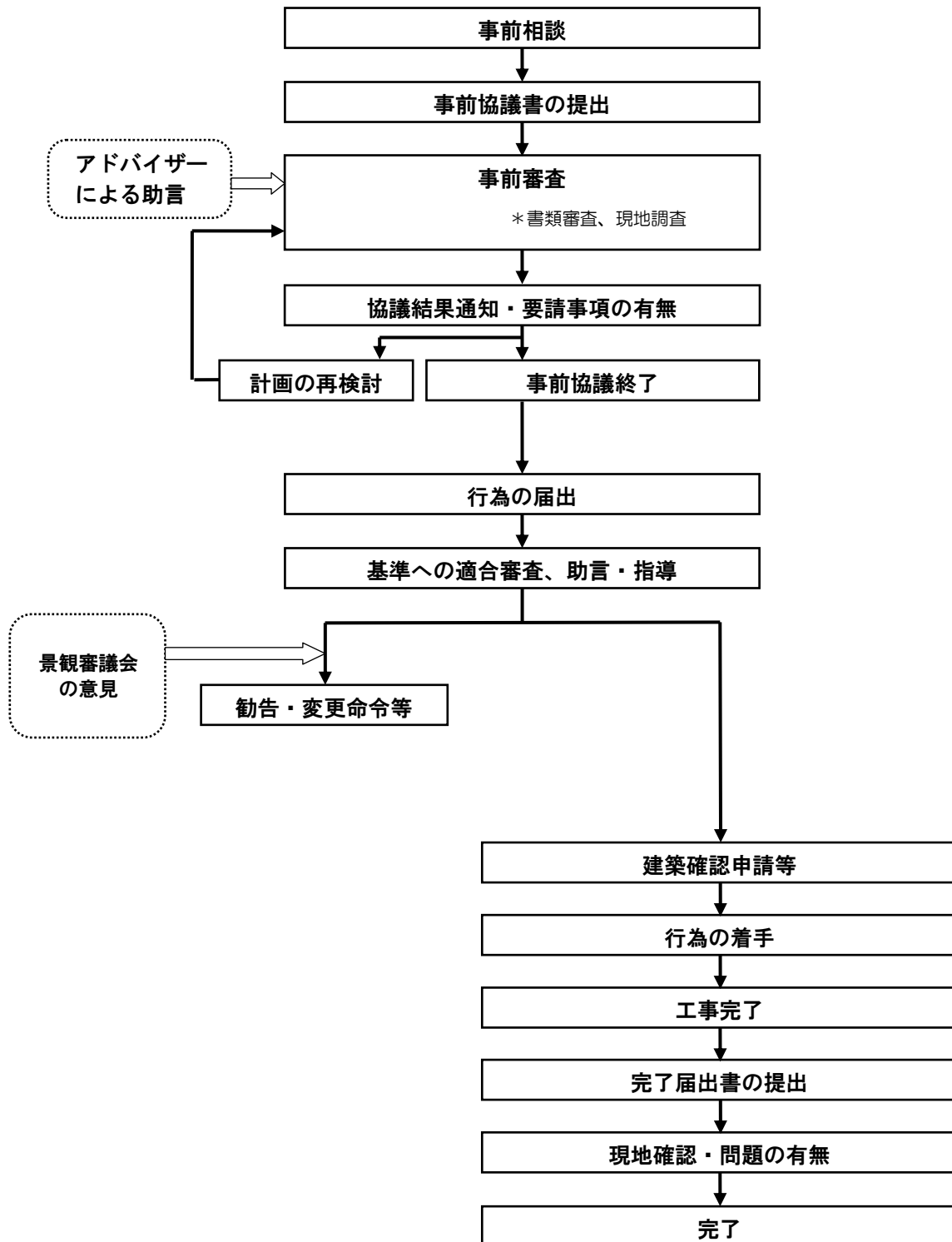


図 7-1 届出制度の流れ（イメージ図）

7-3 計画の見直し

地域の景観に対する意識の醸成や土地利用状況の推移、社会状況の変化、計画の運用状況等を踏まえ、必要に応じて景観計画の見直しを検討します。

また、届出制度の運用状況等、景観計画の推進に関することについては、定期的に景観審議会に報告し、意見を聴取します。

計画の見直しに当たっては、景観審議会の審議を経て行います。

7-4 景観づくりの推進施策

区では、平成13年度より、景観形成に貢献した建物等や地域活動を表彰する「文の京都市景観賞」を実施しています。また、文京区のまち並みを景観の観点で眺め、まちの良いところ・悪いところを再発見していく「まち並みウォッチング」を実施しています。今後もこれらの取組を継続的に実施するとともに、以下の取組の検討を進め、地域への愛着や誇りを培いながら景観づくりの推進を図ります。

①パンフレットの作成等による情報発信

景観計画の概要を分かりやすくまとめたパンフレットの作成や、ホームページ、SNSを活用した景観づくりに関する情報提供を行うなど、積極的な情報発信の実施。

②子ども向けの景観教育

次世代を担う子ども達へ、景観にかかわるテーマを素材とした学びの機会やイベントなどを開催し、幼少期から景観への関心を高めることで、将来、景観づくりに積極的に参加してもらう土台の構築。

③シンポジウム等の開催

身近な景観に目を向け、その価値や大切さについて理解を深め、自ら景観づくりに積極的に取り組んでもらうために、区民や事業者等を対象として、景観に関連するシンポジウムや講座などを開催。

④（仮称）景観づくり団体の登録制度の創設

区内の各地で景観づくりに取り組む活動団体を登録する制度を設け、活動に取り組む区民同士及び区との交流や情報交換、さらには、互いに協力しながら活動を発展させることができるような機会を創出。

⑤景観形成重点地区の指定等

景観づくりに対する気運の高い地区などでは、地域住民と区が協働で景観づくりのための検討を行い、合意形成を図った上で、景観形成重点地区に指定。

また、景観形成重点地区において、景観に関するルールの上なる強化や法的担保などが求められた場合には、景観法に基づく景観地区や景観協定の活用を図るなど、地区固有の資源や特性を生かしたきめ細かな景観づくりを推進。

資料編

～目次～

- 1：地形・まちの成り立ち
 - 東京都全体の地形図
 - 文京区の地形図
 - 市街地の変遷
- 2：景観特性関連資料
 - 景観特性基準が適用される場所
 - ①主な坂道の位置図（坂道基準）
 - ②主な歴史・文化的建造物等の位置図（歴史・文化的建造物等基準）
 - ③まちのまとまり位置図（まちのまとまり基準）
 - ④幹線道路等位置図（幹線道路等基準）
 - ⑤拠点の位置図（拠点基準）
 - ⑥緑のまとまりの位置図（緑のまとまり基準）
 - ロード・サポート、景観づくり活動賞位置図
 - 公共施設分布図
- 3：景観特性マップ
 - *坂道、歴史・文化的建造物等、まちのまとまり、幹線道路等、拠点、緑のまとまり、及び寺社、商店街などを全てプロットした地図
- 4：マンセル色彩表（色相・明度・彩度の説明）
- 5：計画策定の体制・経緯
- 6：用語集

※「2 景観特性関連資料 景観特性が適用される場所」以外は、現在検討中であり、今後お示しいたします。

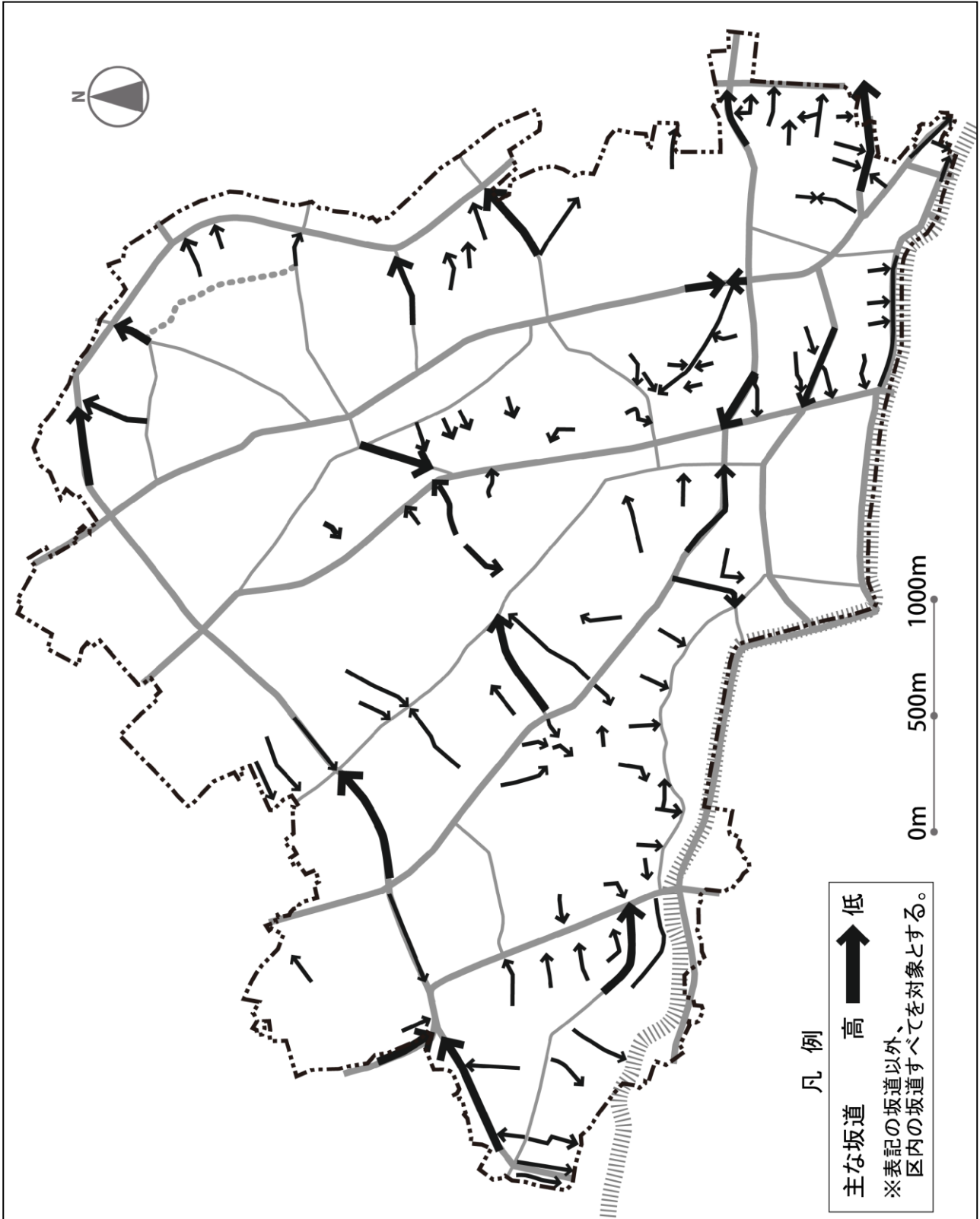
2：景観特性関連資料

○基準が適用される場所

①主な坂道の位置図

文京区内の主な坂道の一覧

- | | | |
|----------------------------|---------------------------|---------------------------|
| 1 相生坂(昌平坂) | 39 石坂 | 77 三百坂(三貊坂) |
| 2 昌平坂(団子坂) | 40 新坂(福山坂) | 78 御殿坂
(大坂・富士見坂・御殿表門坂) |
| 3 湯島坂(明神坂・本郷坂) | 41 曙坂(徳永坂) | 79 吹上坂(禿坂) |
| 4 樹木谷坂(地獄谷坂) | 42 胸突坂(峰月坂・新道坂) | 80 播磨坂 |
| 5 妻恋坂
(大超坂・大長坂・大帳坂・大潮坂) | 43 中坂 | 81 団平坂(丹平坂・袖引坂) |
| 6 新妻恋坂 | 44 浄心寺坂(お七坂) | 82 金剛寺坂(蝙蝠坂・新鷲坂) |
| 7 清水坂 | 45 薬師坂
(薬師寺坂・浄雲寺坂・白山坂) | 83 新坂(今井坂) |
| 8 横見坂(横根坂) | 46 伊賀坂 | 84 荒木坂 |
| 9 立爪坂(芥坂) | 47 蓮華寺坂(蓮花寺坂・御殿裏門坂) | 85 庚申坂(切支丹坂) |
| 10 三組坂 | 48 逸見坂 | 86 切支丹坂(幽霊坂) |
| 11 ガイ坂(芥坂) | 49 暗闇坂 | 87 藤坂(富士坂・禿坂) |
| 12 実盛坂 | 50 暗闇坂 | 88 釈迦坂 |
| 13 中坂(仲坂) | 51 弥生坂(鉄砲坂) | 89 蛙坂(復坂) |
| 14 天神石坂(天神男坂) | 52 異人坂 | 90 茗荷坂 |
| 15 天神女坂 | 53 お化け階段 | 91 薬罐坂(野罐坂) |
| 16 天神夫婦坂 | 54 新坂(権現坂・S坂) | 92 横町坂 |
| 17 切通坂 | 55 根津裏門坂 | 93 服部坂 |
| 18 無縁坂(武縁坂) | 56 団子坂(潮見坂・千駄木坂・七面坂) | 94 大日坂(八幡坂) |
| 19 傘谷坂 | 57 大給坂 | 95 鷲坂 |
| 20 油坂(揚場坂) | 58 狸坂 | 96 八幡坂 |
| 21 富士見坂 | 59 動坂(不動・堂坂) | 97 鼠坂 |
| 22 建部坂(初音坂) | 60 稻荷坂 | 98 目白坂(不動坂) |
| 23 お茶の水坂 | 61 神明坂 | 99 目白新坂(新坂・椿坂) |
| 24 忠弥坂 | 62 網干坂(網曳坂) | 100 鉄砲坂 |
| 25 杓岐坂(杓岐殿坂) | 63 氷川坂(簀川坂) | 101 三丁目坂 |
| 26 新杓岐坂 | 64 湯立坂(湯坂) | 102 鳥尾坂 |
| 27 新坂(外記坂) | 65 宮坂 | 103 七丁目坂 |
| 28 東富坂(真砂坂) | 66 砂利場坂 | 104 胸突坂(水神坂) |
| 29 旧東富坂(鷲坂・飛坂) | 67 猫又坂(猫狸坂・猫股坂) | 105 幽霊坂 |
| 30 見送り坂 | 68 白鷺坂 | 106 豊坂 |
| 31 見返り坂 | 69 富士見坂 | 107 小布施坂 |
| 32 本妙寺坂 | 70 開運坂 | 108 日無坂(東坂) |
| 33 炭団坂 | 71 富坂(西富坂・飛坂・鷲坂) | 109 幽霊坂(遊霊坂) |
| 34 梨木坂(梨坂) | 72 牛坂(鯨干坂・蠣殻坂・潮見坂) | 110 薬罐坂(夜寒坂) |
| 35 鐘坂 | 73 安藤坂(網干坂・安藤殿坂) | 111 清戸坂(清土坂) |
| 36 菊坂 | 74 堀坂(宮内坂・源三坂) | 112 小篠坂(小笹坂) |
| 37 胸突坂 | 75 六角坂 | 113 希望の坂 |
| 38 新坂 | 76 善光寺坂 | |



資一1 文京区内の主な坂道の位置図

②主な歴史・文化的建造物等の位置図

歴史・文化的建造物等の一覧

◇国指定重要文化財（建造物）

- 1 護国寺本堂
- 2 護国寺月光殿（旧日光院客殿）
- 3 旧加賀屋敷御守殿門（赤門）
- 4 根津神社本殿、幣殿、拝殿、唐門、西門、透塀、楼門（計7棟）
- 5 旧東京医学校本館
- 6 旧磯野家住宅主屋表門土地

◇国指定特別史跡及び特別名勝

- 7 小石川後楽園

◇国指定特別名勝

- 8 六義園

◇国指定史跡等

- 9 湯島聖堂

◇都指定有形文化財（建造物）

- 10 半床庵
- 11 湯島天満宮表鳥居
- 12 求道会館
- 13 旧細川侯爵邸

◇都指定史跡

- 14 井上哲次郎宅跡
- 15 徳田秋声旧宅
- 16 駒込名主屋敷

◇都指定名勝

- 17 旧安田楠雄邸庭園

◇区指定有形文化財（建造物）

- 18 日本女子大学・成瀬記念講堂
- 19 吉祥寺経蔵
- 20 護国寺大師堂
- 21 護国寺薬師堂
- 22 護国寺惣門
- 23 護国寺鐘楼
- 24 講安寺本堂および庫裏
- 25 西教寺表門（朱殿門）
- 26 護国寺仁王門
- 27 旧成瀬仁蔵住宅
（日本女子大学成瀬記念館分館）

◇国登録有形文化財（建造物）

- 28 東京大学大講堂（安田講堂）
- 29 村川家住宅主屋
- 30 村川家住宅洋館
- 31 村川家住宅蔵
- 32 村川家住宅門
- 33 弥生正縁館（渋谷家住宅洋館）主屋
- 34 弥生正縁館（渋谷家住宅洋館）庭門
- 35 新町館（三宅家住宅）
- 36 さかえビル
- 37 平野家住宅主屋
- 38 平野家住宅洋館
- 39 平野家住宅蔵
- 40 平野家住宅茶室
- 41 平野家住宅門
- 42 平野家住宅茶室門
- 43 橋本家住宅
- 44 東京大学本郷正門及び門衛所
- 45 東京大学工学部1号館
- 46 東京大学法文1号館
- 47 東京大学法文2号館
- 48 東京大学法学部3号館
- 49 東京大学工学部列品館
- 50 日本基督教団本郷中央教会
- 51 金澤家住宅主屋
- 52 金澤家住宅洋館
- 53 金澤家住宅門及び塀
- 54 はん亭
- 55 鳳明館本館
- 56 日本基督教団根津教会
- 57 日本基督教団根津教会門及び塀
- 58 島蘭家住宅主屋
- 59 棚澤書店
- 60 旧伊勢屋質店見世
- 61 旧伊勢屋質店土蔵
- 62 旧伊勢屋質店座敷棟
- 63 椿山荘三重塔

64 瀬川家住宅（旧古市家住宅）主屋

65 瀬川家住宅（旧古市家住宅）蔵

66 進開屋

67 伊勢五主屋

68 伊勢五蔵

69 椿山荘残月

70 日本聖公会東京教区

東京諸聖徒教会礼拝堂

71 芦葉家住宅倉庫

72 芦葉家住宅門

73 お茶の水女子大学本館

74 お茶の水女子大学講堂

75 お茶の水女子大学表門

76 お茶の水女子大学付属幼稚園園舎

77 田口家住宅主屋

78 東京大学野球場観覧席

ダッグアウト及びフェンス

◇都選定歴史的建造物

79 東京大学広報センター

（旧医師会事務局）

80 東京大学七徳堂

81 東京大学農学部3号館

◇「文京花の五大まつり」、「朝顔・ほおづき市」、「根津・千駄木下町まつり」が開催される寺社仏閣

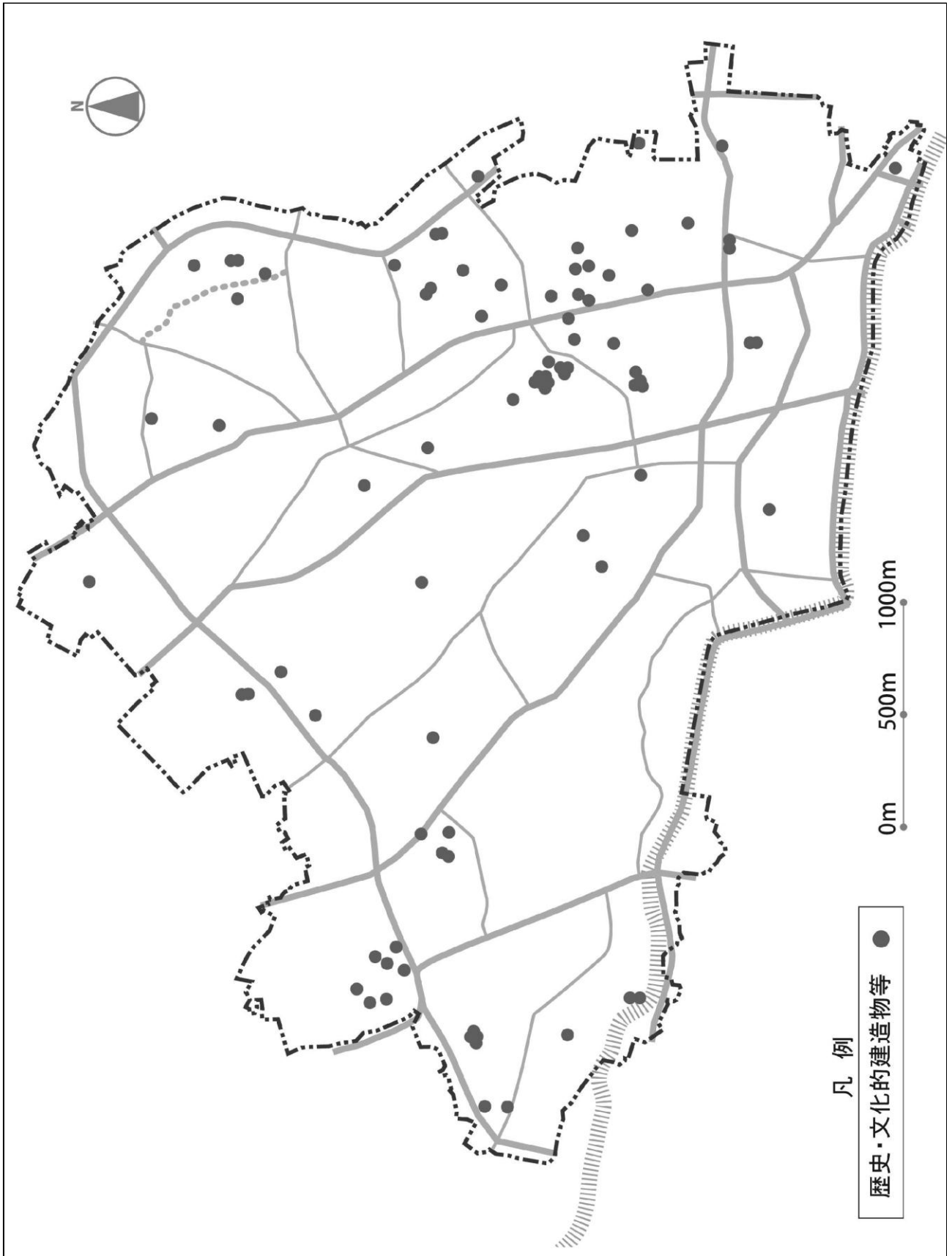
82 根津神社

83 白山神社

84 湯島天満宮

85 傳通院

86 源覚寺



資-2 歴史・文化的建造物等の位置図

③まちのまとまり位置図（まちのまとまり基準）

まちのまとまりの一覧

—低層住宅地の一覧—

第1種低層住居専用地域に指定された範囲

- 1 本駒込6丁目の一部
- 2 千石2丁目、白山3丁目、4丁目の一部
- 3 西片1丁目、2丁目の一部
- 4 関口3丁目の一部
- 5 関口2丁目の一部
- 6 小日向1丁目、2丁目の一部
- 7 目白台1丁目の一部

—寺町—

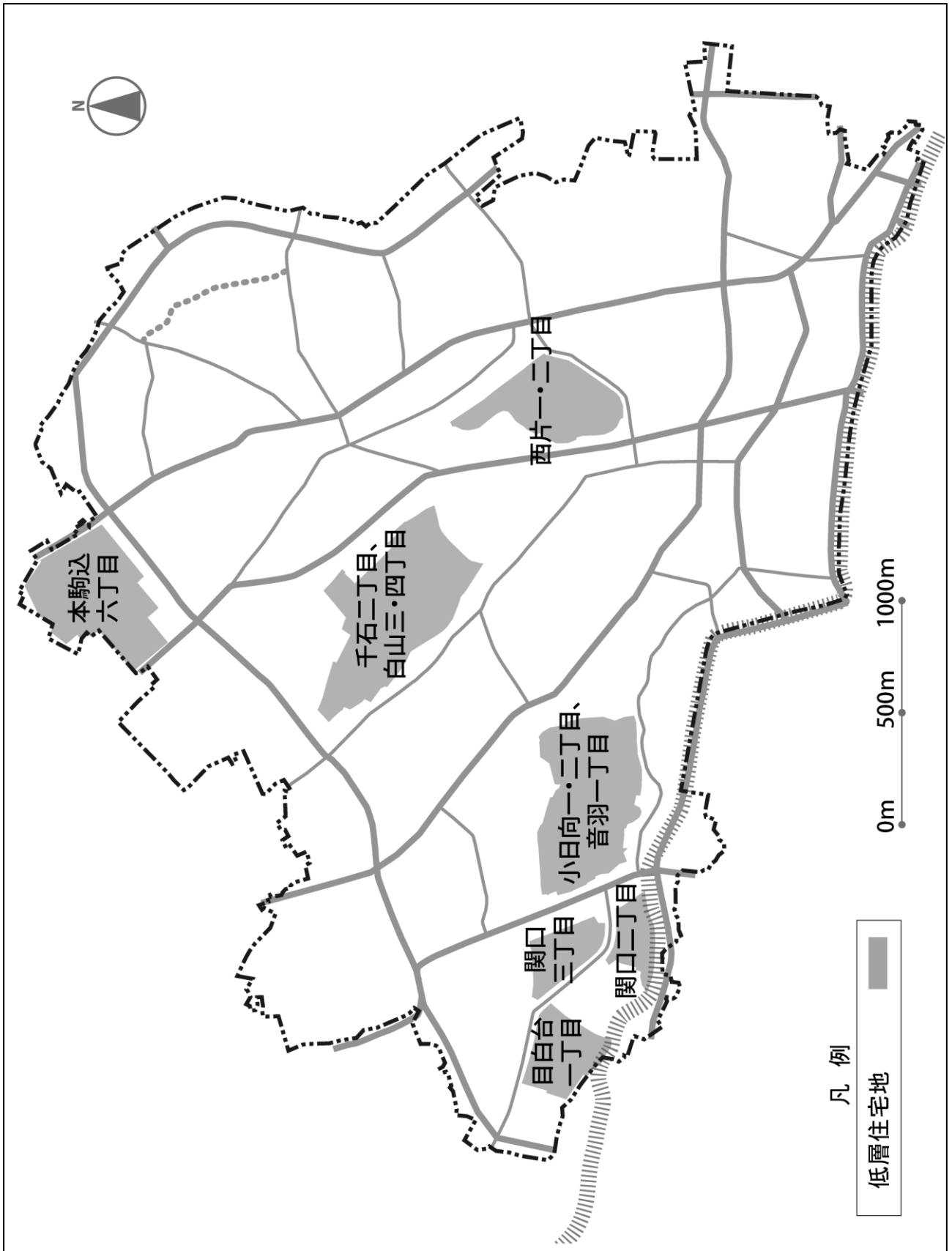
文京区都市マスタープランの景観形成の方針における寺町界隈の景観形成に位置付けられた範囲

- 1 向丘、千駄木、本駒込の一部

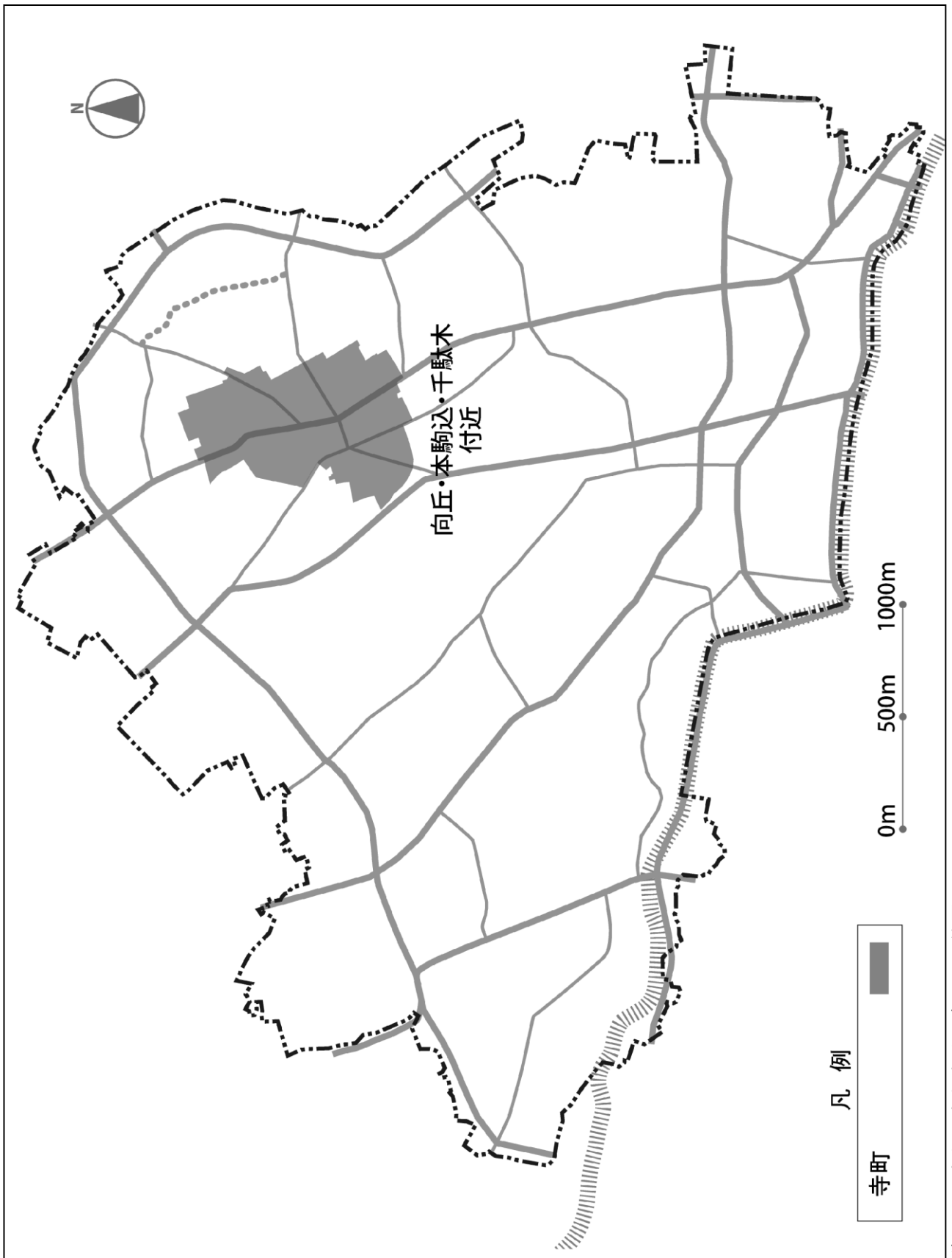
—下町—

根津駅周辺まちづくり基本計画及び千駄木駅周辺まちづくり基本計画が策定されている地区の範囲

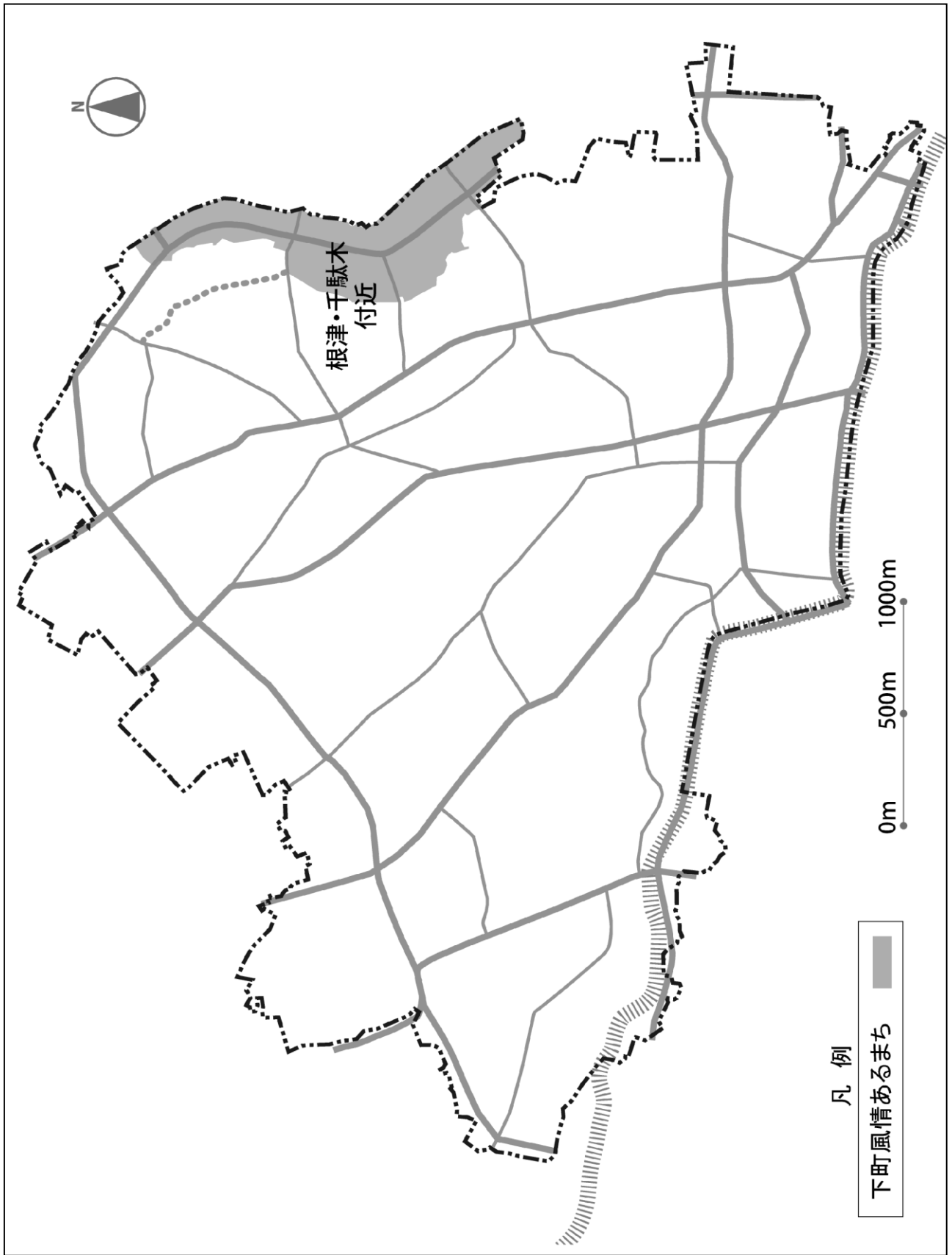
- 1 根津一丁目及び根津二丁目、千駄木二丁目全域及び千駄木三丁目23番～52番



資-3 まちのまのま (低層住宅地) の位置図



資一4 まちのままとまり（寺町）の位置図

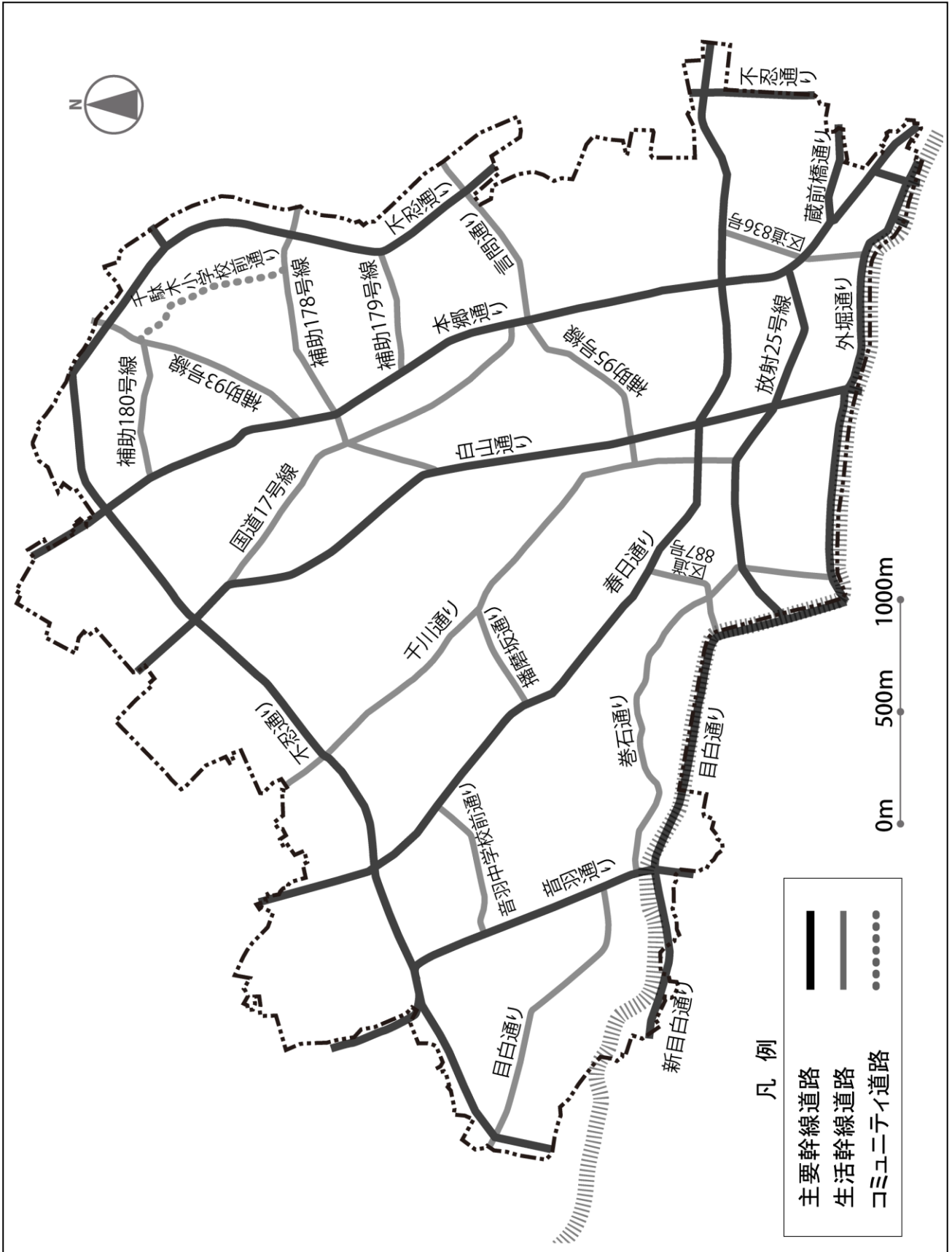


資-5 まちのまともり（下町風情あるまち）の位置図

④ 幹線道路等位置図（幹線道路等基準）

幹線道路等の一覧

- 1 主要幹線道路
- 2 生活幹線道路
- 3 千駄木小学校前通り（コミュニティ道路）

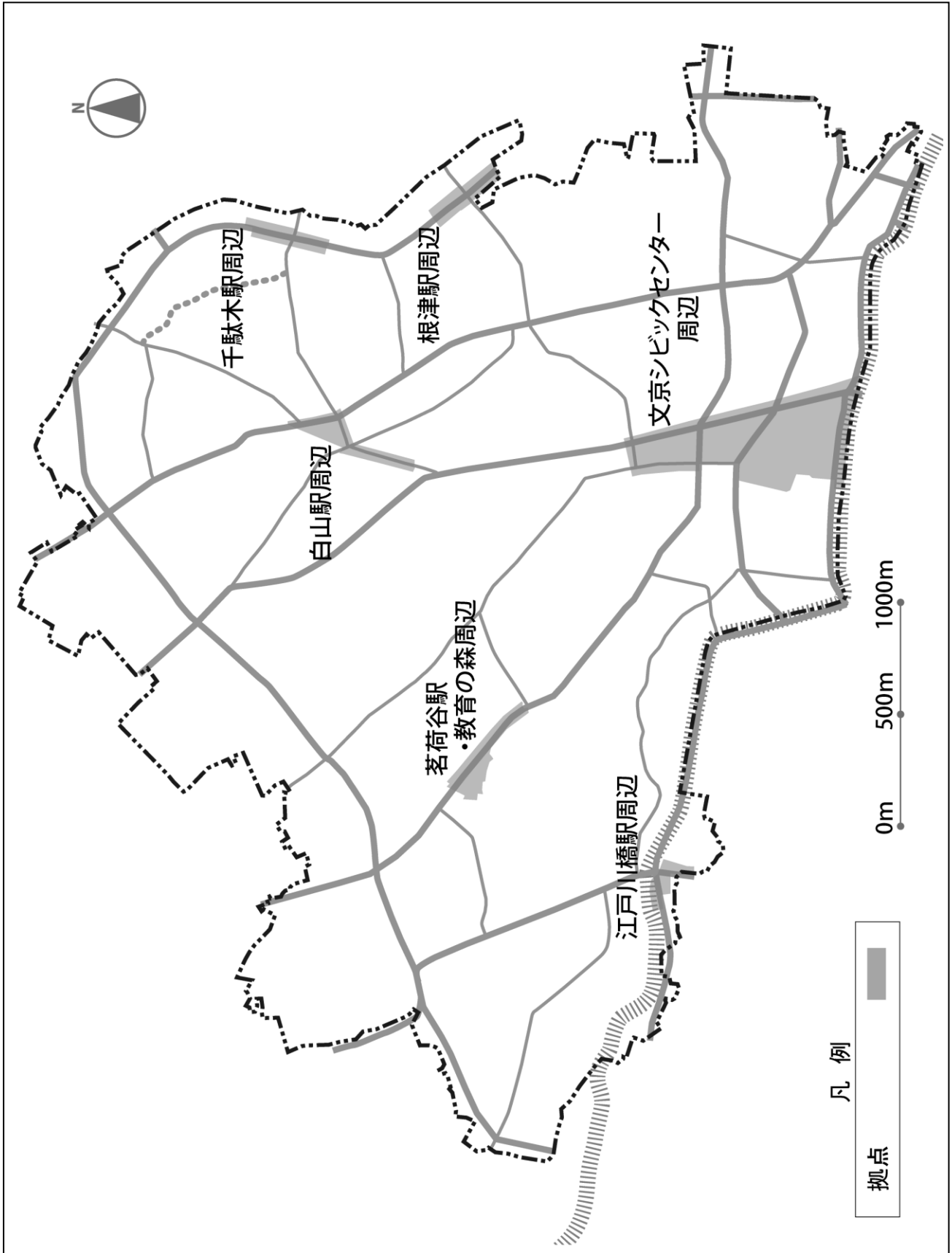


資一6 幹線道路等の位置図

⑤拠点の位置図（拠点基準）

拠点の一覧

- 1 都心地域（文京シビックセンター周辺）
- 2 下町隣接地域（根津駅・千駄木駅周辺）
- 3 山の手地域（茗荷谷駅・教育の森公園周辺）
- 4 白山駅周辺
- 5 江戸川駅周辺



資一7 拠点の位置図

⑥緑のまとまりの位置図（緑のまとまり基準）

緑のまとまりの一覧

◇大規模な緑のまとまり

- 1 六義園一帯
- 2 護国寺一帯
- 3 小石川植物園一帯
- 4 教育の森公園一帯
- 5 音羽中学校前通り一帯
- 6 東京大学一帯
- 7 新江戸川公園・
江戸川公園一帯
- 8 小石川後樂園一帯
- 9 湯島聖堂一帯

◇公園

- 1 大塚公園
- 2 元町公園
- 3 須藤公園
- 4 駒込公園
- 5 新花公園
- 6 清和公園
- 7 白山公園
- 8 江戸川公園
- 9 大塚窪町公園
- 10 久堅公園
- 11 竹早公園
- 12 窪町東公園
- 13 大塚仲町公園
- 14 富士前公園
- 15 礪川公園
- 16 切通公園
- 17 神明公園
- 18 動坂公園
- 19 新大塚公園
- 20 文京宮下公園
- 21 神明北公園
- 22 お茶の水公園
- 23 千石公園
- 24 関口台公園
- 25 神明都電車庫跡公園
- 26 新江戸川公園
- 27 小日向公園
- 28 鶯籠町公園

- 29 本郷給水所公苑
- 30 六義公園
- 31 後楽公園
- 32 千駄木公園
- 33 教育の森公園
- 34 駒込林町公園
- 35 西片公園
- 36 関口三丁目公園
- 37 千石緑地
- 38 春木町公園
- 39 大塚坂下町公園
- 40 はつね広場
- 41 小石川三丁目緑地
- 42 団子坂上広場
- 43 目白台運動公園

◇市民緑地

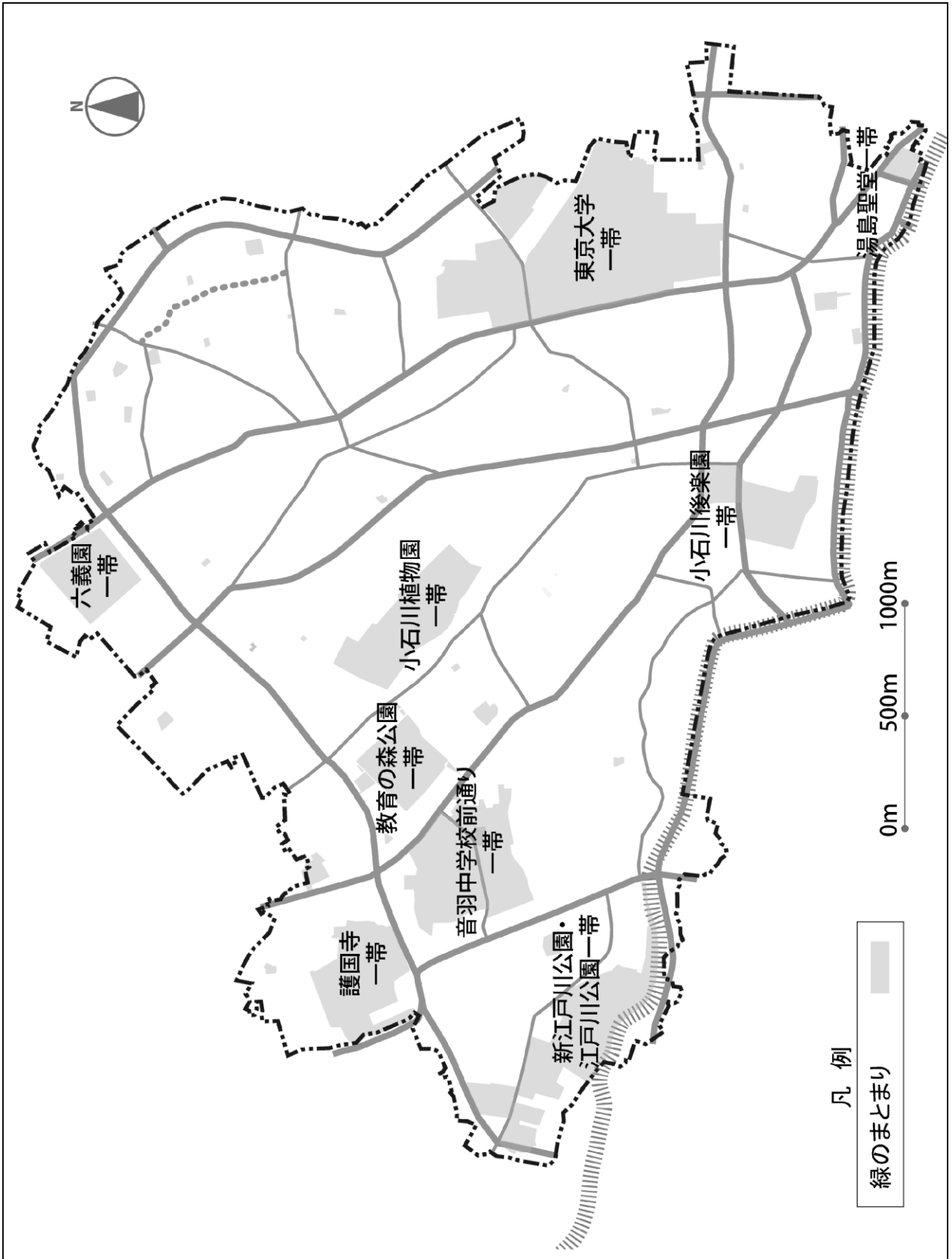
- 44 千駄木ふれあいの杜

◇都立公園

- 45 小石川後樂園
- 46 六義園

◇準公園

- 47 占春園
- 48 小石川植物園



資一8 緑のまどまりの位置図